

4010

刑 政

第 七 號 月 七 卷二十四第

新坊ちやん物語・刑政俳壇・家庭の頁・讀者の頁・夏の景物・武道大會・敘任辭令・令規・犯罪文藝・其他	東洋に於ける性の善惡	我等の宗教	支那見聞談(承前)	犯罪者の變質徵候に就て	少年受刑者教練實施に就て	刑務所の勞働(四)	新大統領フーバーの犯罪征伐	刑務所に於ける成人教育	獨逸少年保護教育の危機	刑務教化の根本問題	今日の行刑思潮	刑政時論	ツローン感化院の不祥事
	安宅爾郎	忽滑谷快天	黒川涉	藤本慶太郎	K S 生	佐藤辰郎	エイ・シー・ヒル	木村龜二	住江敬義	正木亮	虚生	卷頭言	
	68	56	51	46	41	36	29	25	18	13	6	4	2

財團法人 刑務協會發行

(御註文の際には依る旨書添へを乞ふ)

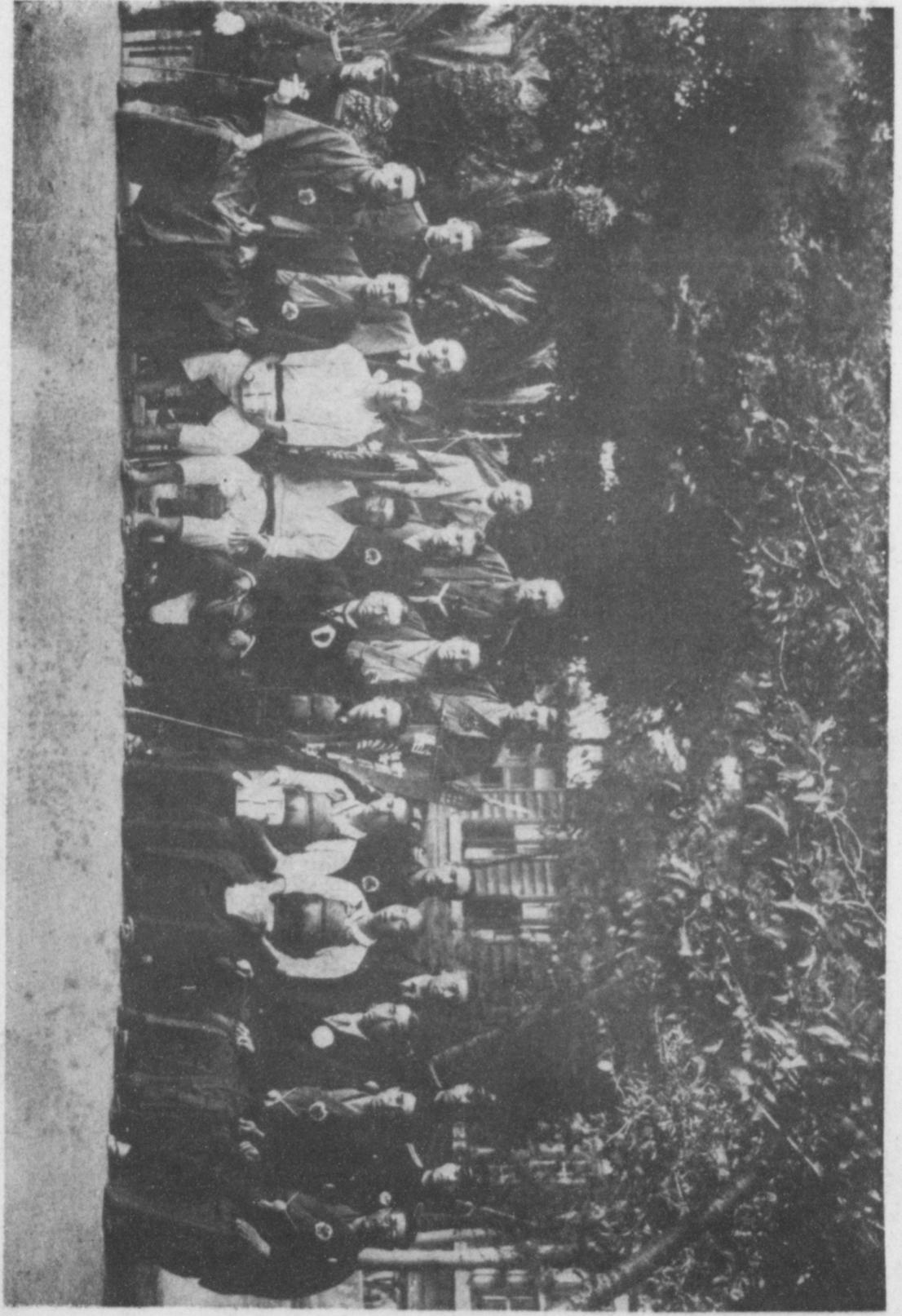
第二卷第二號

小酒井不木博士追悼號

犯罪學雜誌

顧問 法學博士 原嘉道

主編 三田定則 醫學博士
 編輯 古畑種基 醫學博士
 幹事 泉新二 法學博士
 編輯 正木亮 法學士



第三區第四回武道大會

購讀料一ケ年貳圓 (送料二十錢) (年四回發行)

論說	醫學博士 金澤	中村八太郎
醫學鑑定雜誌	醫學博士 金澤	大里俊吾
出血に就て	醫學博士 金澤	古畑種基
指紋研究の現況	醫學博士 金澤	伊藤實
グランギニョール座	醫學博士 金澤	坂田喜一郎
最近の社會主義運動	醫學博士 金澤	古畑種基
血液による親子の鑑別	醫學博士 金澤	淺田一
犯罪研究	醫學博士 金澤	岩村通世
自殺か 他殺か—小笛事件—	醫學博士 金澤	岸孝義
人?鬼?フリッフ・ハルマン事件—東京控訴院検事	醫學博士 金澤	
降神會の夜の謎の殺人事件を佛國巴黎里	醫學博士 金澤	
解くまでの巴里探偵局の苦心警視廳の名探偵	醫學博士 金澤	
親子鑑別の史的考證並に日本文學に現れる親子鑑別に就て	醫學博士 金澤	
小酒井不木博士を追憶す	醫學博士 金澤	
東京帝國大學教授 永井 潛	醫學博士 金澤	武田正通
東京帝國大學教授 三田定則	醫學博士 金澤	大里俊吾
東京帝國大學教授 藤本武平	醫學博士 金澤	井上重喜
長崎醫科大學教授 淺田 一	醫學博士 金澤	那須太郎
醫學博士 田村利雄	醫學博士 金澤	加藤憲一
醫學博士 高田義一郎	醫學博士 金澤	岩田芳夫
博文館編輯局長 森下雨村	醫學博士 金澤	桑原太郎
紫錦臺便り	醫學博士 金澤	古畑種基

昭和四年五月發行

發行所 金澤醫科大學法醫學教室 (振替口座金澤八參貳八番)

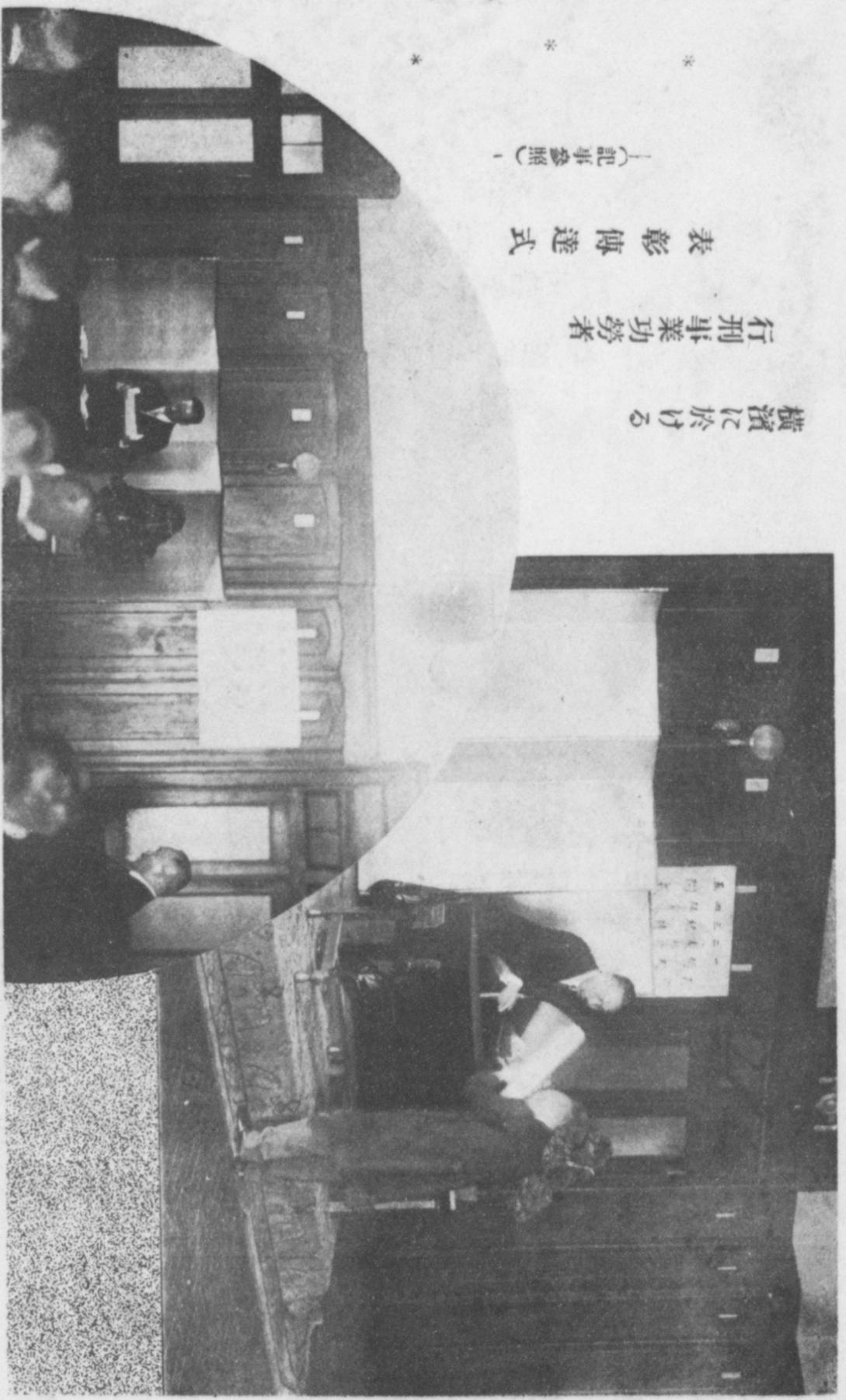


横濱に於ける

行刑事業功勞者

表彰傳達式

(記事参照)



刑 政

第 四 十 二 卷
第 七 號

淨らかなるもの寂しさを持てり垣外ににほひあふる
 る白薔薇の花
 埃風にさいなまれつつ白薔薇の花のにほひはしづけ
 くもあれ

ツーロン感化院の不祥事

今年五月二日フランスのツーロン感化院の少年たちが暴動を起したといふことである。ことの起りはその朝一人の院生が庭に出て、いたづらに石を投げた。不幸にしてその石は事務所の窓ガラスを破つた。烈火のやうにいかつた院長は庭に出るや否やその院生の襟首をつかんで事務所にひきづりて行つた。事件はたゞそれだけであつた。

だが、その院生のいたづらに對して院長の行ひはあまりに度を過として居た。無心な子供たちのあひだに院長のその荒々しい態度がたへられなかつたと見えて院生は結束して院長に反抗することになつた。その暴動がどう發展したか、またその事件がどうけりがついたかに付てはまだ報告に接しないが、わたくしはそれまでのいきさつに付て一つの考察を爲しとげて置かねばならない。

もちろん、いたづらな院生が石を投げたこと、それに加擔した他の院生たちの態度とについては非難すべきところがなくてはすまぬ。だが、その院長はなぜその子供のいたづらをいたづらとしてとり扱ふことが來出なかつたか。

或る學者は謂つた。一瓦の應報は一キログラムの心情を害すと。しかりツーロンの院長にはたしかに一瓦の應報があつたにちがひない。さればこそこゝに無邪氣な子供たちのあ



ひだに争鬭心がまき起されたのであらう。

わたくしは思ふ。ツーロン院長のこの應報心なくしてよく行刑にたづさはる人が幾人あるであらうと。或は所長が怒り、その他の官吏たちが叱るその行爲は應報でなくて愛の筈だといふ人があるかもしれない。さればこそ矯正院では體罰を加へることが許され、一部の人々からは笞罰が妥當視されるのである。

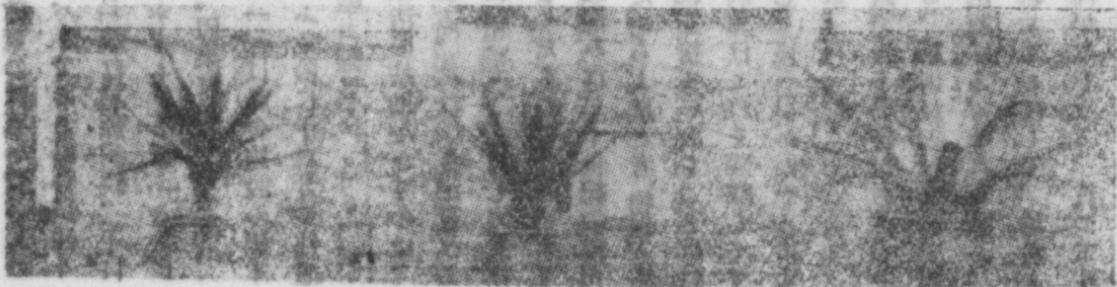
だが、肉親でない人々にどうして憎惡の念なくして罰することが出來よう。そこに、行刑の改善主義にむつかしさがなくてはならぬのである。ツーロン院長對院生の出來ごとはそこに端を發して居たのである。

そこでわたくしは刑務官諸君に希はねばならぬ。ツーロンの出來ごとをツーロンの出來ごととして看過してはならないことを。諸君が害心を以て戒具を用ひ、懲罰を行ふとき反面に於て受刑者の純情がむしばまれつゝあることを知らねばならぬのである。

むつかしいことながらこれからの行刑は官吏と受刑者とを肉身の關係に結び付けてゆかねばならぬ。その關係に結び付けて行はるゝいろ／＼な懲戒が始めて改善主義の行刑に役立つものであることを、わたくしはツーロンの出來ごとによつて証明されるのだと信じた



（あき維）





刑政時論

救護法 が出た、近く勅令も出しておそら
く來年邊から實施されることにならうと思
ふが、「實事」の太政官達からたとひ半世紀
を経過したとは云へ一躍して、五萬圓の豫
算から八百萬圓に大擴張される新法が社會
政策的に突進の間に前議會を通過したと云
ふことは、全く内務省の熱誠と志力のたゞ
ならざることを思ふ。

あの法文なり當局の云ふ通りに出来るも
のとすれば「救護法」の出現が刑餘者保護事
業界の痛であつた高齡又は不具疾のため
の勞働不能力者の保護と云ふ難問題を解決
し得た功德は尠からざるものがあるが、更
に同法の第一條に規定されてゐる被救護者
の第二項「十三歳以下ノ幼者」並第三項の

「妊産婦」に至つては刑事收容者と密接な關
係を持つ項目である。

すなはち收容者の家族保護の對象である
ところの十三歳以下の幼者は、扶養者が受
刑中と雖この法律によつて救済されること
となるし、また分娩のため刑の執行を停止
されたる妊産婦にして彼女を引取り世話す
る者なき場合には此法律は直に「救護すべ
き者」と認定するであらうから、この法律に
よつて満足に分娩し得る筈である。

かくの如く保護並に行刑の上に可成密接
な關係を有する救護法なるが故に、吾らは
これを十分に研究しておく必要があるであ
らう。

しかしながら 英國に於て、かのエリザ
ベス法が發布された時のやうに、救護法が
更に輪をかけて貧者をつくつたと同じやう
に、救護法が出て救護制度が完全になつた
ために、却て遊惰徒食の輩をこしらへたと
云ふことになれば大變である。

社會政策が完成されることは結構なこと
には違ひない、しかし世の中の實際に徴し

て見ると、この社會政策の愚案を蒙るもの
は、同じ家族のメンバーである場合が往々
にしてある。すなはち「親は施療病院、子は
保護團體、娘は婦人ホーム」と云ふことに
なつては大變である。因果はめぐる小車の、
親子相續して、恰も一家は社會施設の標本
のやうになつてしまふ危険に十二分の注意
が必要である。

貧乏者に對して生活の扶助をなすのは、
貧乏を除くためである。それに金が貰へる
からと云つて、それをいふことにして怠け
てゐられては、たまつたものでない、エリ
ザベス時代の英國の備みは二十世紀の現代
にめぐつて來る譯だからよほど考物であ
る。と云つて、これを捨て、おくことは無
論出來ぬ、だから病弊はこれを隔離してす
つかり欠陥を艾除し、後へひかぬやうにす
ることが肝要である。

犯罪は貧乏が原因である場合がある、そ
のために刑を受ける、原因がとれないで度
重なる、家族が又困窮する、それを救ふ、
救はれてゐると、いふことにして、幼者と
云へとも獨立の精神がなくなる、貰つて生

きる乞食根性が植えつけられてしまふ。娘
がある、賣り飛ばされる、そして婦人ホーム
や婦人保護團體の厄介になつたり、不純な
妊娠をする。そこに又救護法が出て來る、救
はれる、がそれが癖となつて腹を大きくし
ても救はれると云ふ横著氣が芽ばえてしま
ふ。

さうなつては大變である、慈善事業の弊
はそこにあつた、社會政策なるが故にそん
なへまはしない、あつち、が憂へられる、
お互に注意をせやう、被救護者もその氣に
なつて。

今度輔成會 では御大典記念事業の一つ
として保護美談を輯録して、「更生の人々」
と題しこれを公刊した、そして全國の公私
圖書館を始め、關係官廳行刑保護の各團體
へ寄贈した處、非常な好評で感謝狀や賞賛
の辭が山をなしてゐると云ふことである。
これは全、保護事業家が、酬ひられざる
この難事業に當つて、一意専心努力された
賜物で、うそいつはりのない体験談なるが
故に、かくは人々を感動せしむるのであら

うと思ふ。

あの集録の中には、苦心の結果成功した
手柄話だけが掲載されてあるのだが、この
次には、主として失敗談のみを集めて、い
かに碎身の努力が拂はれるものなるかを公
にしたいと云つてゐるが、實際保護の實務
にあつたものでなければ味へない愛著
心によつて、だまされても、苦しめられて
も、その度毎に余計に愛著が増して行つ
て、さらにさらに深入する、失敗すればす
るほど、氣になる、力が入る、だから一面
から云ふと、失敗したケースほど手のかけ
方が多い、苦心する點は尠くないのであ
る。

これは決して刑餘の保護についてののみ云
ふのでなく、受刑中の者でも、成績のよい
ものは、余り手数がかゝらぬが、手数がか
ゝる者ほど、疎なものはない、極道息子ほ
ど、親には心配をかけ厄介をかける、親も
心配させられ迷惑をしながらも「勸當の子
よりも恒達の親がやせ」るのである。
この意味に於て「行刑の社會化」を普遍
ならしむる爲に、行刑を中心とした「更生

の人々」を世に公にする必要があると思
ふ。刑務所の事業が如何に懸命の努力が拂
はれてゐるか、それによつてどれだけの魂が
救はれ、人間が更生したか、またこれだけの
手がかけられたにも拘はらず、その努力が
水泡に歸する場合についても、これを卒直
に社會に訴へることが必要なのではなから
うか。

「行刑の密行」が尊ばれる間は、それは無
駄な進言であらうが、今日の如く「行刑は
社會と共に進む」時代には是非、保護事業
家が「更生の人々」を出したと同じ意味
で、「更生の人々前篇」が綴られればならぬ
し、「更生の人々外篇」が出て來なければなら
ぬではないか。

刑務官は余りに謙遜に過ぎる、余りに内
に閉籠り過ぎる。

(虛生)

今日の行刑思潮

正木 亮

目次

- 一、はしがき
- 二、牧野教授の三位一體論
- 三、ライプマン教授の行刑教育論（本號）
- 四、ブエンニーカー博士のドイツ行刑改良論
- 五、結 論

五 リイプマン教授の行刑教育論

ライプマン教授はその晩年に於て特に行刑教育論を高調して居られた。教授は今日の自由刑が今日の行刑制度に結び付いて居ることを衷心から嫌つて居られた。

刑罰の本質が應報だとして考へられ、自由刑が高い壁や堅牢な設備や惨忍な懲罰や乃至は戒具の陳列場だとされて居るあいだは行刑は目的を達するどころか累犯を醸造する工場に過ぎないとされて居つた。

一、ライプマン教授は昨年八月二十六日になくなられた。それに就ては當時海外から通信して置いた。拙稿「監獄破産論」（法學志林第三〇巻第一二號）、拙著「行刑の變遷をたづねて」参照。

11 Moritz Liepmann, Amerikanische Gefängnisse und Erziehungsanstalten, 1927 参照。

なぜ教授はそのやうに刑務所の壁やその他の制度を批難しようとしたのか。教授は刑務所の紀律といふことを全然度外視しようとしたのか。

今日の刑務官たちは刑務所の壁や懲罰や戒具をライプマン教授のやうに、とるに足らぬものだとすることを、いかにも反逆的なことだとして批難されるむきが多いやうである。そこに、わたくしは刑務官諸君に思想的に反省して貰はねばならぬところがあると思ふ。

ライプマン教授が行刑といふものを手續の問題として觀察しようと思はれないで、結果の點から觀察されたことに對して、刑務官の多くは結果よりも手續に重きを置いて居られるから、兩者のあひだに妥協が出来ることは甚だむづかしい。

教授は謂はれた「今日のやうに刑務所でだん／＼墮落さすより、逃走さす方がましではないか」と。教授のその言葉は皮肉である。恐らく教授と雖、囚人がぞろ／＼逃走しては困まれたにはちがひないが、結果から見ると囚人がいろ／＼の手續に制縛され、その純情を殺されて、將來ますます／＼悪性にされるより、まだ純情の残つて居るうちに逃走させた方が悪性が少なくていゝではないかといふ意味を寓されたのである。

11 Liepmann, a. a. O. S. 10.

わたくしは極端ながらも教授のこの寓意を味はねばならぬ。刑務所が果して教授の考へられるやうにだん／＼悪性を増進させる場所であるなら、世の中は二三年の安心が出来て、百年の不安を感じねばならぬことになるのである。

今日の刑務所に果してそんな點がないと斷言が出来ようか。

わたくしは五月の文藝春秋で「刑務所物語」といふ一篇を讀んだとき、ライプマン教授の思想に訾からず

敬意を拂はねばならなかつた。なぜなら、體驗者でない教授と體驗者たる「刑務所物語」の筆者のいふところが符節を合はして居たからである。教授は抽象的に今日の行刑の欠點を批難せられ、「刑務所物語」の筆者は具體的に今日の行刑の欠點を指摘したからである。

「刑務所物語」の筆者は謂つた。性的隔離場としての今日の刑務所には男色がはやり、奴隸的な今日の作業には素品の不仕末や労働の骨惜みが生ずると。このやうなことが重なり合つて窃盜は強盜に、詐欺は窃盜にと犯罪行爲はだん／＼進んでゆくのであると。

實務家に之を訊すと、そんなことはない、それは誇大して書かれたものだといはれるかも知れない。だが、事實に於て、自由刑には性的隔離がどれほど改善のさまたげになつて居るか、^(四)社會生活をとさしてしかも社會生活に馴れしめやうとすることにどれほどの矛盾があるか、といふことに付てはおそらく否定し得られないであらう。

自由刑には何故にそのやうな矛盾が藏されねばならぬのか。わたくしはそれを刑罰應報主義の餘弊だと考へたのである。

四 Dr. Gents, Das Sexualproblem im Strafvollzug, Deutsche Juristen Zeitung, 1. 2. 1929. 2はその問題が委はしく論ぜられて居る。尙拙著「行刑上の諸問題」第二〇五頁註七参照。

かやうな矛盾、かやうな缺點を綜合して考へると、そこに今日の行刑は最早壁やいろ／＼な消極的の制度に過信することは出来ぬとされねばならぬのである。ライプマン教授の行刑教育論はこれに端を發して居ると見ねばならぬ。

教授が行刑教育論として發表された論文に教育問題としての刑罰執行 Der Strafvollzug als Erziehungs-

aufgabe (Reform des Strafvollzuges, Frede & Grünhut, 1927) 254 一篇がある。わたくしはそれを中心として教授の思想を批評しようと思ふ^(五)。

五 木村龜二學士はドイツ行刑法案とライプマンの教育刑論とを批判しつゝ、その刑罰論を公にされた。この論文も亦學士の主要な一文獻になつて居るが、わたくしはこの文獻のみを捕えて行刑上から批判しようとするのである。尙木村學士「行刑の上より見たる刑罰の本質」(法學志林第三〇卷第一〇・一一號)参照。

教授は刑罰の本質が應報であるといふ考へ方、殊に刑罰が人民の法律的確信に基くとか、正義の要求に従つて科せられねばならぬとかといふ考へ方を贅言 D. Schweglen in Worten に過ぎな^(六)とされるほど應報といふことを排斥された。學者たちが法律的にいくら應報觀念を叫んでも、刑罰を實行する行刑官吏たちは應報は社會に對する重大なる損傷であり、累犯の原因であり、重要な人類の個性の消耗であることを是認しなくてはならなかつたといはれるやうに、^(七)實証的に觀察して刑罰の本質は應報ではないとされたのである。

六 Frede und Grünhut, Reform des Strafvollzuges, S. 3.
七 Frede und Grünhut, a. a. O. S. 6.

そこで教授は、刑罰は教育であらねばならぬし、また行刑は教育でなければならぬとされたのである。^(八) ヴインセンツォ・ランザ Vincenzo Lanza 教授の所謂「刑は教育である、しからざれば存在の價値なし」といふ言葉に共鳴せられざるを得なかつたのである。ランザ教授のこの思想は決してランザのモノポールではない。その思想は早くよりエンリコ・フェリーの思想であり、牧野教授の思想であつた。^(九) もちろんおなじく教育刑論をときながらもランザの教育論と實証學派の教育論との間にはその考へ方に異つたところがあ

る。ランザの所謂人道學派が道義的責任論を離るゝことを欲しないのに反して、フェリーのところから社會的責任論に立つて居ることがそれである。^(九)ランザの人道學派が犯人の大部分を教育可能性だと考へるのに對して、實証學派の眞意は教育可能性のものゝほかに教育不能のものがあり、それが爲めに不定期主義がとられねばならぬとされるのがそれである。だが、その考へ方は違つても二つのものが教育や治療によつて囚人を社會に復歸することが刑罰の本質であると考へた點は一つである。

八 牧野博士「刑法の改正に關する基本問題」(法學志林第三一卷第六號)第二五頁註。

九 大塚郷二氏「刑法の人道學派に就て」(志林第二九卷第八號)第八四頁以下。

だが、リイブマン教授はランザの教育刑論の方がフェリーのそれよりもつと價值あるものだと思へられたのである。なんとすれば教授は「教育は囚人各自に對するばかりでなく國民全体に對してなされねばならぬ」と考へられ保安監置に對しても亦刑務所に於ても共に社會の教育と同じやうに試みられねばならぬと考へられたからである。^(一〇)

10 Mitteilungen der Internationalen Kriminalistischen Vereinigung, Neue Folge 1. Band, 1926, S. 223. 之はインスブルックの會議で爲された教授の主張である。

保安監置に付せられたる者殊に狂人に對する治療が教育の前提行爲であるとして之を教育の一部分と見た人にはゾートツラインシュがある。教授の考へ方もそれに一致した點がある。此の點は教授が殊更に教授の所謂贅言を弄ばれたきらひがないではないが、わたくしは敢てそれを批難しようとするものではない。たゞ、その様な説明をされながらも教授はフェリーの主張とある點に於て歩調を一つにしつゝあられたことを明かにすればたりののである。さうしてその根定に立つて教授は更に竿頭一步を進めて「教育問題としての刑罰

を是認するならば學者は此の問題を自由に扱ひ、刑罰と保安處分とは實驗的な必要に従つて解決すべきである^(一一)といはれたことに着眼せねばならぬ。^(一二)

11 I. K. V. J. Band, S. 231.

實驗的要求に従つて解決せねばならぬとされるから從來のやうに所謂刑務所式教育に満足してはならぬとされるのである。

從來のやうに戒具や懲罰によつて威嚇しながら囚人の精神を陶冶しようとする方法も教育にはちがひないが、さやうな教育方法は世の進化と共に効果をもたらすことが稀だと考へられるのが教授の意見なのである。

教授のこの思想から今日の行刑思潮としては行刑上の教育問題は只囚人のみの問題ではなくて之を刑務官吏の問題ともされねばならぬといふことが生れる。今日の刑務官吏はその點から牢番であつてはならぬしまたパンの爲めの役人であつてはならぬのである。囚人を教育する役人として「理論的に又實驗的に教養のあるもの」^(一三)でなければならぬ。

さうして、今日の行刑教育は最早わが監獄法第三十條と第三十一條のやうに學校教育と看讀書籍とだけに限定されてはならぬので作業に就ても、休憩時間に就ても、囚人の處遇に付ても、囚人の精神的向上に就ても、外部との接涉に就ても乃至は囚人相互又は囚人と役人との關係に付てもすべて教育問題があつかはれねばならぬのである。^(一四)換言すれば社會的教育といふことは今後の行刑の本質でなくてはならなくなるのである。

111] 111] Frede und Grünhut, a. a. O. S. 11.

ライプマン教授はさやうな社會的教育を徹底的に行つて行くことが行刑の効果を擧げる唯一の方法だと観念されたのである。かくすることが破綻しつゝある今日の行刑を復活させるみちだと考もへられたのである。惟ふに、社會は各人の責任の累積である。その社會に復歸させる方法として社會的教育がさづけられる以上囚人はおのゝ責任觀念を持たねばならぬことはいふまでもない。教授は行刑教育の基本として特にその點を高調されたのである。教授がそのアメリカ旅行に於て特に囚人自治制に共鳴されたのはその點から發したものだと思ふことが出来る。

一四 M. Liepmann. Amerikanische Gefängnisse und Erziehungsanstalten, 3. 71.

今日の壁の中の行刑を、さうして戒具と懲罰と傳統的な思想の行刑とをライプマン教授の考へられたやうな教育に結び付けることが果して可能であらうか。換言すれば効果の少い消極的行刑と今日の行刑の型にはまらないうちでも教育を基本とする積極的行刑といづれが妥當であるかといふ問題を今日の行刑思潮として投げられたのである。

そこでわたくしは敢ていはねばならぬ今日の行刑思潮はいかにして堅牢な監獄を作るかといふ問題ではなくていかにすれば監獄をなくすることが出来るかといふ問題であることを。

刑務教化の根本問題

住 江 敬 義

輓近社會運動は愈々熾烈となり、其の基本要求の如きも、幾分、世人に、肯定的意義を以て迎へらるるやうになつて來た。さりながら、其の極端なる活動が、往々にして我が國體に悖り、我が經濟組織と相容れず遂に國法に觸れ、あたら青春の身空を獄窓に送るに至るの徒も少くない。而して、此等の者の、在學當時に於ける學力成績の、概して佳良なることは、一般に認識さるところなるのみならず、今回の日本共產黨事件被告人に徴するも、これを肯定するに難くはない。此の事實は「犯罪者は、教育に欠乏し、又、教育の普及せざる地方より、比較的多數に出づ」との刑事統計表の証明も、罪質に依つては、勢、否定的見解を採るべきものなることを教ふるのである。

斯くの如く、行刑の對象たり、教化の客體たる受刑者が、必ずしも、智能的缺陷者に非ざる現今、刑務教化には、一層の困難を伴はざるを得ない。果して然らば、刑務教化の使命は如何にして之を果すべきか。これ、刑務教化の根本問題である。

刑務教化の使命、これは、敢て吾人が茲に論述する迄もなく、既に周知のことである。併しながら、今、題下に論ずるに當つては、刑務教化の概念と等しく、其の意義を確定し置く必要がある。其の意義を如何に抑々、教化は、人を教諭善導することである。これを平易に言ふならば、人の心を善化することである。

これを講ずる手段には種々ある。倫理的教化、宗教的教化、或は社會的教化の如きそれである。而して、茲に所謂刑務教化とは、教育學的或は宗教的教化の範疇に屬するものにして、其の一般の教育學的或は宗教的教化と異なる所以のものは、形式的に、即ち行刑作用の一として、刑務所に於て受刑者なる特殊の對象に對し、勵行さるるのみならず、質的に、教化の強制てふことを伴ふものなることである。詳言すれば、一般の教化にあつては、被教化者に、被教化の任意があるけれども、刑務教化にあつては、この任意は絶対に無い。其の教化は、強制されるのである。これ、一般の教化と別異さるべき樞要の點にして、而も從來の刑務教化が一般の教化に比し權威を保持し得たる所以である。

刑務教化は、更に之を別ちて、教誨及教育とする。前者は宗教的教化を、後者は教育學的教化を云ふ。若し行刑作用全體を一の教化と見るならば（形式上は刑罰の執行なれども、其の内容に於て）作業も戒護も等しく刑務教化となり（廣義）刑務教化の細別は、畢竟、行刑作用の細別となるであらう。しかし、直接心内の陶冶訓練を目的とするもの、即ち教化手段として積極的、直接的なるものとしてこれを見るときは（狹義）刑務教化は前二者に限定すべきである。

而して、行刑に於ける宗教的教化即ち教誨は、彼に潜在する信仰心を誘導顯發し、聖なる神佛の前に活きたる罪惡の自覺心と切なる赦罪の祈願心とを起さしめ、且つ、これに精神の慰安を與ふると共に、更に堅實なる信仰の念を扶植し、仍て以て其の心の美化に努むるものである。又行刑に於ける教育は、彼の本來具有せる智的慾求に對し、文化財（物質的生活の精髓を文明と呼び精神生活の結晶を開化と名づけ、これを概括して文化と名稱する。この文化が、社會一般に受容され保存されるものを文化財と呼ぶ。）を供給し、これを善導助成し、兼ねて、犯罪の直接原因たる、經濟的社會的及精神的缺陷又は困窮の境遇を救濟寛和し、間接

に犯罪防止に努むるものである。

されば、刑務教化の使命は、彼の精神を善導順化するにある。行刑作用の一として、直接且つ積極的に教化を施行し、人たる人として更めて社會に送り出すてふこと、即ち刑務教化の基本要求であらねばならぬ。

翻つて、此の使命が如何程まで果され、此の要求がどの程度にまで満足されつゝあるかを惟ふとき甚だ寒心に堪へざるものがあるのである。無論、教誨師諸君は全精力を傾注して、これが教化に盡されてゐることとは思ふのであるが、結果は、遺憾ながらこの盡粹を裏切つてゐる。關係事務と保護の徹底せざるに因る場合もあらうが、累犯者の減少せざるは云ふに及ばず、出所後、日幾許ならずして、再び法網に繋るもの日に新聞紙上に現はるるを見れば、蓋し、思、牛に過ぎざるものがあるであらう。

尤も、行刑作用の全部が刑務教化（狹義）に非ず、全部としての刑務教化（廣義）は、行政官廳たる刑務所長の統裁すべきものなれば、教誨師教師諸君を唯一の責任者と定むるは、稍々酷に失するの嫌がある。併しながら所謂刑務教化（狹義）が、専門的特殊の技能と經驗とを要するものとして國家が特殊の官吏を任命し、これに教化を委任せる以上一應の責任をこれに歸せしむるも敢て失當でもあるまい。斯くの如く、國家の刑務教化に對する配慮も、所期の効果を收め得て居ないとすれば、一體、刑務教化は如何に講ぜらるべきか、又如何にして其の使命を全ふすべきか、といふ何等か刑務教化に對する根本問題に想到するであらう。而して余輩はこれを刑務教化の任に當る人、其れ自體に求めたい。

惟ふに、人を善導化育するといふことは容易の業ではない。況や乖戾偏倚にして社會に和順し得ざりし受刑者の善化は尙更のことである。これを導くに足る學識經驗あるを要するは勿論なるも、單にこれのみを以て刑務教化の適任者とするは出來ない。抑々、感化事業の要諦は、先づ、感化者が被感化者より絶対的

歸依を得るといふことである。換言すれば、被感化者より絶対無限の信頼を得るといふにある。若しこの歸依信頼なからんか、其命令訓諭は、假令形式的には國家の權力其他の威力に依て強制され得ると雖も、實質上何等の効果をも齎さざるべく、從て感化の成果はこれを所期することは出来ないのであらう。然らば、この歸依、信頼又は信憑は、何に依て集め得らるるか。或は一時の信憑は所謂人格の欺瞞に依ても得らるるかも知れぬ。又卓越せる學識經驗も、これを收むる有力なる原因であるかも知れぬ。或は又年齢外貌等の如きも相手方の如何に依つては大いに信頼を博することが出来やう。しかしこれらのものは、永遠に、絶対無限の歸依信憑を得る所以のものではない。これらは、時に依り場合に因り、其の信憑の度に厚薄優劣の差を生ずるのである。例へば耕作にあつては卓越せる學識經驗よりも、臂力屈強の若者に對する信頼が大であらう。又年齢に於ても若輩と老齡の罵あり、外貌に付ても殿様顔といふ言葉のある通である。則ち、これらのものは、未だ以て絶対無限の歸依を得る所以のものではないのである。然らば永遠不變、絶対無限の歸依は、何に依て現はるるか。それは教化者の人格となつて現はるる。至誠の力そのものに因つてである。

吾人はこれを小兒に付て見る。元來倫理上の無能力者たる小兒に付て、倫理上の概念たる至誠を以て問擬するは、稍々、失當の憾がないではない。しかし、呱呱乳を求むる小兒の泣くを聞けば猛き武夫も亦腸を斷たんとす。何となれば其の泣くや器械的に泣くに非ず、心からして即ち有りとあらゆる精神を盡して泣くが故に其の泣く所のは非曲直に拘はらず、何人も感動せずには居られないのである。歌に「なんのその岩をもとほす桑の弓」、又「陽氣之發處金石亦透精神一到則何事不成」といふことがある。これ皆至誠の念が遂に無心の金石にも貫通するを詠じたものである。況んや、人に於てをやである。改

善不能と思はるゝ受刑者も、其の五體には、尙温き血潮流るゝ人間である。誤つて今、極悪不逞の徒となれりと雖も、春來らば彼も和順する傾向を有してゐる。いかでか至誠に動かされざることなからんやだ。嘗て、某社會主義者は幾多の檢事の訊問に對しても、一向に事件の真相を自白しなかつた。されど最後の一檢事の熱心なる訓諭には遂に自ら突如面會を申出で、一切を自白したといふことである。これ、全く該檢事の至誠に歸依したものである。斯かる實例は、斷罪誌録に少くないのである。以上を以て見るも單なる學識、經驗、外貌等が絶対的信憑を得る所以でなく、全く至誠の力にあることが推考せられるのである。

斯くて吾人は主張する。刑務教化に於ても、無論、學識、經驗等の力を要するも、眞に歸依信頼の標的となるものは、其の人に本然する至誠の力そのものである。名僧善知識未だ以て良教誨師たる能はず、學者必ずしも良教師たるにあらず、斯業に對し深厚の趣味同情を有し、不撓の精神健實の意思を有し、然もこれを貫通するに至誠の力を以てするものにして、始めて能く刑務教化の任を全うすることを得るのである。と。これを、今次の共產黨事件刑囚の教化に付き考量するに、若し、知に知を以て教化せんとせば却て彼等の乗する處となり、彼等より受くべき敬仰の念は全く取り去られてしまふであらう。これに反し、一意、彼等を訓諭善導せんとし至誠を以てこれに當らんか、彼等と雖も必ずしも、遷善、轉換不能の徒ではないであらう。否、却て、最も強き國粹主義者に方向轉換せしむこと敢て至難ではあるまい。

要之、吾人は、刑務教化の根本問題として教誨師教師諸君が、至誠以て教化に當られざるべからざるを痛感するものである。一見甚だ抽象的提説の如き感あるも、この至誠たるや、入つては一切の教化活動の中核となり、出でては一切の教化客體を統一するの原理たる、人の意識に最も具體的なる概念である。依て以て、新時代に應ずる刑務教化を作為し得べく、從て、亦、行刑作用も其の全體に亘つて面目を一新することであらう。「至誠教化に當る」これ實に、刑務教化の根本問題である。

刑務教化の根本問題である

獨逸少年保護教育の危機

木村 龜 二一

最近獨逸に於ては犯罪及び行刑に關する事實から取材した諸種の文藝的作品が或ひは脚本として上演せられ、又は活動寫眞として映寫せられて世人に多大の反響を呼んで居る。本年一月にはブルックナーの作『犯罪人』が上演せられてランの法曹が無料觀劇の招待に接したので世の注意を惹いたし (Vgl. Lindenau, Gericht auf der Bühne, DJZ, 34. Jahrg. 1929, S. 50 f.) 又最近には『拘禁せられたる性生活』といふ題の活動寫眞が學者の批判を喚起した (Vgl. Bondy u. Heftig, "Geschlecht in Fessel", Monatschrift, 20. Jahrg. 3. Hft. 1929, S. 166ff.) 同様の傾向に立つものとして、同じく多大の刺戟を獨逸の讀書界に與へた書としてランヘル『苦惱の少年』といふ著作と、『矯正院に於ける反逆』といふ脚本とがある。著者ランヘルはストルーフエスホーフ矯正院に參觀人として六週間住み込み、そこで蒐集した少年收容者の報告と自己の觀察とを基礎として右の書と脚本とを物して、少年保護教育の缺陷を暴露したものであるといふ。このランヘルの書については既に學者、實際家の批評が發表せられて居る (Vgl. E. Hopke, Kritik an der Fürsorgeziehung: P. M. Laupel, Revolle im Erziehungshaus, Monatschrift, 20. Jahrg. 3. Heft, 1929, S. 300ff. Verlegt, um Kaufpreis um Laupel, Soziale Praxis, Jahrg. XXXVI. Hft. 10, 1929, S. 382ff.) 以下に紹介するボンディーの論文 (C. Bondy, Zur Krise in der Fürsorgeziehung, Soziale Praxis, ibid. S. 369ff.) もこのランヘルの書を批評したものであつて、それはランヘルが必ずしも現時に於ける少年保護教育の真相を敘したものでなく、又之に對する該當した批判でもないことを明らかにしたものであつて、同時に少年保護教育の現時の危機が何處に眞に胚胎して居るかを論じたものである。色々な點に於

て示唆に富むものと考えられるから、こゝにその大體を摘録することとした。因にボンディーは教育刑の提唱者として有名な故リープマン教授の門下で現にアイゼナハの少平刑務所に在り、且つハムブルグ大學の私講師である。本文掲載の雜誌は特に同氏が牧野博士のもとに送つて來たものである。

從來に於ては矯正院は實生活から隠れて全然孤立の存在を保つて來た。従つて學問とも大した交渉を有せず、社會一般からも關心せられるところなくして濟まされて來た。然るに、最近に至つて人々は劇場に於て、活動寫眞館に於て、又は新聞雜誌を通して盛に保護教育に關する批判を見或ひは讀むに至つた。然しながら、これ等のものを通して世の人々に示されるところは必しも保護教育に關する正確なる事實ではなく非常に歪められたところのそれである。特に、そこには保護教育の眞に困難なる點も、亦その根本に横はるところの問題もが、殆んど觸れられずに殘されて居るのを見る。それで以下に於てはそれ等根本問題についてこれを論じ、若干の改正意見を述べることにした。

第一に問題になるのは、色々種類を異にし且つその相互に於て相反するところの教育方法が主張せられ、何等科學的に完成せられた方法が存在しないといふ事實が甚だしく保護教育を困難ならしめて居るといふことである。例へば、嘗ては以前の保護教育方法が嚴峻に過ぎるといふことが攻撃せられ、且つ矯正院の少年收容者が刑務所に於てよりも處遇せられて居ることが指摘せられた。すると直ちに方法が變改せられた。そして、少年收容者に對して組合を作り、ラヂオを聞き、活動寫眞を見、休暇を得ることが許され、且つ懲罰が緩和せられるといふことになつた。我々はかくの如き急激な改革に對しては疑問を持つものであり、且つ自

由の制限を弛め特権を興へるといふことがそれ自体決して教育ではないといふことを特に強調したく思ふのである。特に最近流行の教育學、心理學等の新用語が用ひられさへすれば直ちに之が修得せられたと考へる者在るに至つては甚だあきたらざるものがある。新しい教育方法が導入せられても、それは利害の兩方面を含んで居るのであるから、直ちにこれに依つて積極的なあるものが示されるといふものではない。例へば、最近盛に論ぜられる自治制といふことにしても、それは勿論可有力なる教育方法である。何となれば、それは少年收容者をして積極的に社會的活動を爲さしむる機會を興へることに依つて重大なる教育的意味を持つて居る。これはクララ・リープマンがその研究に依つて示したところである。然しながら、同時にこの自治制は又場合に依つては非常に非教育的作用を持つに至る。何となれば、それはランベルがその『叛逆』の中にやゝ誇張して示したやうに少年收容者の或る者をして教育上有害な力を使用せしめるといふ結果にたち至るからである。更に、他の例を擧げるならば、或る矯正院に於ては最近流行の舞踏音楽を用ひて体操をなさしめて居る。これは勿論音楽に依つて精神を緊張せしめて体操せしめるといふ主旨であるが、若しこの音楽を無制限にハモニカ又はヴァイオリンで吹奏するならばそれは反つて酒場生活を聯想せしめるといふ結果を伴ふことになる。これは懲罰についても同じことであつて、普通懲罰の種類と數とは矯正院に於ける教育思想を徴表したものと謂はれて居る。然しこれも必しも當つて居らない。或る矯正院で懲罰の行はれることの稀であるといふ事實は教育思想が弛緩し、無規律である結果でもあり得るのである。かく考へて見ると、重要なのは個々の處遇の形式にあるのではなくして、寧ろ教育的精神と意思と能力とに在るのである。その上で諸種の經驗が蒐集せられ、色々の教育方法の種類及び效果について比較研究がなされ、且つ一の科學的見地が求められて、之を再び實際に役立たしめられるといふやうにせられることが必要なのである。

第二の問題は組織の問題である。こゝには收容を長期にするか短期にするかといふことがある。クレツツエルが最近シュレスウイツヒ・ホルスタインの二箇の矯正院について研究したところに依ると、少年收容者が長期の收容所に送られるか短期のそれに送られるかは全然偶然に屬することである。すなはち、この點については未だ殆んど原則的な研究が確立せられるに至つて居らないのである。更にこの組織の問題と關聯して考へられるのは保護少年の法律上の保障といふことである。この點については殆んど無法律狀態が支配して居るのである。例へば、少年收容者の釋放は、主として矯正院の報告に基いてはあれ、監督官廳の任意に依つて爲され、少年自身自己の釋放を請求することを得ない。のみならず、少年に對しては何等の抗告權も認められず、上級官廳に對して自由に情願書を書くことも許されて居らない。又、労働時間、懲罰、信書接見についても一般的規則が設けられて居らない。かゝる状態は保護教育が本來教育であつて法律的に取扱はるべきでないといふよ考へから來て居るのに相違ない。勿論、それは萬事が最大の注意と義務心とを以つてなされて居るならばよいであらう。然し、それは必ずしも事實ではない。それ故、少年收容者に對して法律的保障を興へることは絶対に必要なことである。

第三に問題となるのは、矯正院に收容せられて居るところの少年少女が如何なる種類のものであるかについて正確な認識が缺けて居ることである。これは特に社會の一般人の考へに於て然るのであつて、彼等は少年收容者について非常に誤つた理解を持つて居る。特に素人の保護教育についての報告や批判や攻撃は少しもこの點について啓蒙する所がない。然しながら人々は矯正院に收容せられて居る少年たちが大抵は精神耗

弱者又は精神病者であることを記憶しなければならぬ。このことについては専門家たちは少くとも理解して居るのであつて、彼等は保護少年が普通人の間に於ける以上に千差萬別の特質を示すものであることを知つて居る。故に我々は單純に保護少年といふ類型を立て、これを一樣に處遇することについての困難を充分知つて居る。勿論若し人々が保護少年や受刑者を以つて犯罪的意思を持つた人間であるとし、この犯罪的意思を挫けによいといふのであるならば別に大した困難もないであらう。然し、問題は少年收容者の種類が多様であること及び之に對して一律的な教育方法を施すことが充分ではないといふことである。従つて、我々は精神的素質に於て、悪化の形式、その程度に於て又は環境に於て多種多様な人間を唯一の矯正院に收容することが正しいかといふこと自体を既に疑問として居る。かくて、矯正院の種類を増し、矯正院内を更に細分して分化せしむることが從來以上に重要な問題になりつゝあるのである。又、問題は多くの矯正院長又はその教育吏員が果して少年收容者を改善する爲めに充分悪化原因、その経路及び之に對する處遇方法についての正しい認識を持つて居るかといふことである。これも必ずしも理想的に行はれて居るとは謂へない。そこで、科學的に組織せられた觀察所又は觀察の爲めの分院を設け、こゝで少年收容者の悪化の状態、原因及び彼に對する特別處遇方法を研究することが必要になつて居るのである。アメリカに於て用ひられて居るケース・メソッドが適用せられる必要があるのである。又、その外アメリカに於て理想的に行はれて居るところの、かの醫師と精神病學者と心理學者と教育家と社會事業家との協力といふことなど尙ほ充分に模範とすべきものである。

第四に更に大なる問題は教育吏員のそれである。教育とは本來根本に於て人格の問題である。故に多くの

優れたる教育吏員を有しない限り、少年收容者についての完全なる知識もその最良の處遇方法も役に立たぬこととなる。我々の必要とするのは眞に有能にして、練達の士で且つ本心からの事業に興味を有する人々である。果して現状はこの點について適任者を得て居るであらうか。第一に院長について謂ふならば、未だ充分多くの適任者ありとは謂へない。眞に適當の院長とは、人生を理解し、科學的教養のある教育家であり且つ心理學者であり、又行政事務に通じ單に若き吏員と折合のよいのみならず同僚との間もよく、自己批判の行き届いた而かも融通の効く人でなければならぬ。單に高等教員として、教悔師として若くは醫師として有能なるだけでは充分とは謂ひ得ない。次に、普通教育吏員は如何。元來普通教育吏員は院長より以上に多く少年收容者に接觸するものであり、それだけ大なる感化を少年に與へるものである。この普通教育吏員についても現状は必ずしも満足なものではない。充分な豫備教育あり、高き俸給を受けて居るに拘らず人間として無能のものもある。これは全然排除せらるべきである。又、善意はこれを有しながら豫備教育を欲き、その上非常に薄給のものがある。これは充分改良を要する。然し、この改良についても單に、二三箇月の補充教育で右の教育上の缺陷が補へるものと考へることは誤りであることは謂ふ迄もない。最後に特に困難なのは老年教育吏員である。彼等は古い制度の中に育つた人々である。故に、彼等が新しい教育吏員として適しいのは制度の罪であつて非難すべきではなからう。これは行刑に於ても同様であつて、監視とか看守として數年又は數十年もつとめた者が『執務規程』の改正に依つて急に教育吏員となることが出来ないのと同じである。そこで、これ等の老年吏員を教育吏員として以外の適當な地位につかしま得ないとなると保護教育には重大なる危険が生ずることとなる。勿論、これは段々と時の経過とともに改良せられて行くであらう。然し、更に重大なる他の事實は、教育吏員自体が老人となることである。元來年をとるにも拘らず尙ほ充分發

刺として教育事業に携ることの出来るといふのは稀であり、例外的である。それ故、この點についても、教育吏員が何時でも矯正院の外に於て社会吏員として働き得るやうせられねばならぬのである。

かく我々は保護教育の現状について真にその危機を藏する諸點について若干述べた。我々は最近に叫ばれつゝある保護教育の非難の聲がよし誤れるものであれ、又は不純な動機に因るものであれ、我々は決して晏如たり得るものでないことを自覚すべきであらう。

刑務所に於ける成人教育

エイ・シール

ある靈魂が陰惨なるタルタラスから幸福なる此の世の存在の上空に現はれ出たことを語つてゐる。而して力強き意志を有し力強く働らく者は明かに絶望の状態から精神的、道徳的健康の昔に歸ることができらう。

刑務所の職能はテオドル・ルーズヴェルト Theodore Roosevelt の定義によれば、二重である。——一つは社会を防衛すること、他の一つは罪人を救済することである。

けれども、後の職能の方が主たる問題でなければならぬ。實際刑務所はそこに送られた男女を教化することによつてのみ社会を防衛することができるのである。一時の間彼等を閉ぢ込めそして再び犯罪の経路を續けさせるやう放してやるのは決して社会を防衛する道ではない。嘗て少くとも一件だけは報告されたことがある如く、一人の犯罪人をして五十七回も刑務所に歸らしめた文明は確かに貧弱なる、信賴し得ざる社会の防衛者である。社会にとつて脅威である處の人間は野獸や狂人が監

刑務所の眞の職能

成年刑務所の眞の職能は明かに罪人の外面的社会的活動を變化せしむべき心中の動機力の發達に最も有利なる條件を與へることである。それは本當の意味に於ての感化院であり、又眞症にして極めて傳染性の精神上の疾患を治療すべき、人々の行くことを欲せざる處の精神的道徳的サナトリウムであると云つてもよい。或る意味に於てそれは社会にとつて危険なる人々が公衆の利益のために入れられる避病院でもある。それは行つて見て氣持のよい處でもなければ安全な處でもない。その扉の上には「此處に入る者をして希望を捨てしめよ」といふ詩人の戒が彫りつけられてあるであらう。實に之れは暗澹たる光景ではある、けれども事實は充分之を証明してゐる。刑務所は根本的の性質に於て、實際肉體的、精神的、道徳的地獄である、けれども光明の影は差し込む。希望はまだある。ローマの詩聖ヴァーギルは少數の勇壯

禁せられるやうに永久に刑務所に收容しておくか、又は馴れるか正氣に復る迄は拘禁しておかねばならぬ。刑務所は又執拗なる悪人を治療するか監禁するかしなければならぬ。

以上の事實は成年刑務所の職能を明白に概説してゐるやうである。その凡ての活動は罪人の教化を齎すといふ一つの目的を有せねばならぬ。もし之れができなければ彼等を社會から隔離しておかねばならぬ。人間を救済することは、たとへ或る種類の改善論者達によつて如何に力をいれられやうとも、商業上の生産高よりも重要である。刑務所は第一義的には工場ではなくして病院であり、精神的、道徳的臨床實驗所であり、性格を改造する處である。

勿論労働は教化の一要因ではある。けれどもそれは決して唯一の要因でもなければ、主たる要因でもない。人が己れの手を以て働らくことを學びしとき、興味を以て何事かを爲すことを學びしとき、又日々の出來高の性質及び分量に誇りを感じることを學びしとき、その時彼は自己統卒を、自己崇拜を、又力の自覺を得るに至るのである。けれども教化を促進する要因としての労働を誇張しすぎてはならぬ。それは罪人を教化する過程に於ては

その個有の從屬的地位に立たねばならぬ。それは決して最も價値をおくべき活動ではない。「労働は刑務所の活動の基礎たるべきものにして、すべての活動はこの基礎の上に展開する。賃銀制度は労働時間中に就學するための生産の低下を阻止する」と報告したニューヨーク刑務所調査委員 New York Prison Survey Commission の提議などを採用することは氣狂じみた災難である。この言は多少とも今日の刑務所管理を左右してゐる處の重大なる誤謬を自覺せる責任ある人達の言なのである。それは小さな部分を全體と間違へてゐる。又刑務所處遇の一要點を全體の仕事と間違へてゐるものである。

刑務所全體が人格の學校でなければならぬことに間違はない。そして労働も職業教育も各々その分擔を爲さねばならぬことも本當である。けれども刑務所は工場にあらず。收容者は工場から來たのである。工場は彼等が罪に陥るのを防ぎ得なかつたのである。人は外の社會では生計の道を得られないから刑務所に行くのではない。寧ろ彼等の内心に在る自己が不法なる手段、反社會的行動によつて生計を立てるやうにさせたが故なのである。刑務所に送られやうとしてゐる大多數の者の間に行はるゝ不法なる行爲の割のよさを見ると罪人の暮し向きが必ず

しも經濟的に苦しいのではないことがわかる。男をも、女をも刑務所に送る處のものは手の過失でもなければ頭の過失でもない。それは心の過失である。かく病状を適當に分析することは救治策を發見するに必要欠くべからざるものである。

刑務所に於ける學校の職能

廣義に於ては刑務所全體が人格の學校であつて、その凡ての活動は收容者の肉體、精神、靈魂の改良といふ共通の目的に向けられねばならぬと同時に嚴格なる意味に於ける學校は又特に刑務所内に教化に有利なる雰圍氣を創り出すといふ義務を負はされるのである。それは物質的な問題よりは精神的な問題と對照される。學校は産業上の工場ではなくして、寧ろ精神的、道徳的修理工場である。その仕事は疾病に罹れる心のために治療法を發見し且つ之を效果あらしめること、昂進せる精神的結核に對する救治策を發見すること、靈魂の糖尿病に對して毒素を發見し之を施用することである。

肉體上の疾病の治療に付ては偉大なる進歩が行はれた。けれども道徳上の病氣を癒すに付ては今日迄殆んど何等爲し遂げられてゐない。教會すらが、たとへ疾病の解剖については疑もなく正當であつたにしろ、人間の

弱點を突きとめるについては大いに失敗してゐる。惡の病原體は既に古くから知られてはゐるけれども、「罪」と呼ばるゝ致命的の病氣の救治策も人格の慢性疾患に對する解毒劑も未だ廣く一般に有效に行はれるには至つてゐない。こゝに罪人が生じ、刑務所が起り、人命の永久の破滅から社會を救はうとする絶えざる争闘が在ることになるのである。

理想的な刑務所學校の主たる職能は社會の力の流れに押流された生命を救ふことである。それは未だ希望と救助の届く處の絶望の海中にある人間の上に作用を働らなく、その仕事を完成するためには刑務所の學校は、經濟的能率の學校であることよりは寧ろ人格の特殊學校でなければならぬ。「全世界を手に入るゝも自己の魂を失はゞまた如何せん」。

提議されたる討議題目

刑務所に於ける男女の處遇問題中の二三の方面に付いて有效なる報告を得る手段として、次ぎのやうな質問書を各種の刑務所や人々に送つてみた。

- 一、貴下は刑務所に於ける「學校の觀念」を如何に考へらるゝか？
- 二、教化の問題は主として經濟的なりや精神的なりや？

三、教化を促進するに付いて職業訓練に如何程の優越を認めらるゝか？

四、刑務所に於ける次の如き施設の教化的價值如何？

イ 自治制

ロ 名譽制

ハ 不定期刑

ニ 假出獄

五、教化を促進するための基督教の價值如何？

六、讀書と學校の觀念の間に如何なる關係を認めらるゝか？

七、何人が刑務所の圖書室を管理するや？

八、受刑者の讀書は監督すべきか？

九、授業時間は晝間とすべきか夜間とすべきか？

十、外國語の書籍及び定期刊行物の差入を許すべきか？

十一、如何なる程度迄通信教授は實用的且つ有效なりしや？

次ぎの如き人々が回答を寄せられた。即ちニューヨーク州、クリントン刑務所主席教師、ジョン、ビー、ブルンソン氏 John B. Brunson, Clinton Prison, ニューヨーク州、シンシン刑務所の前主席教師、ジェー、アール、クロロー氏 J. R. Crowley, Sing Sing, ニューヨーク

メドウ刑務所の主席教師、アール、ビー、ムレー氏 Earl P. Murray, Great Meadow, 同じくオーバーン女子刑務所のヘレン、ビー、ストーン夫人 Helen P. Stone, Ouburn, オハイオ徴治場委員、エドウィン、シー、シヨウ氏 Edwin C. Show, Ohio Penitentiary Commission, ネネンタ州立刑務所々長、ジェー、ジェー、スリヴァン氏 J. J. Sullivan, Minnesota, ニュージャーシー州、レントン刑務所主席教師、アール、エツチ、タイス氏 R. H. Tice, Trenton, ウーブン州ウイスコンシン刑務所のエル、エフ、スミス氏 L. F. Smith, Wisconsin, Waupun.

President Hoover's War Cry against Crime.

海外時報

新大統領フーバーの

犯罪征伐

去る四月廿二日、ニューヨークの聯合通信社のランチオン席上で、大統領フーバー氏が就職後初めて公衆の前に立つて、施政に關する自己の確信と希望とを披瀝した時には多くの記者通信員達は今更ながら「新しいフーバー」を見出した思ひをしたのである。ポストンの「ヘラルド」紙の語を籍りると、「精靈がクエーカー(新教徒の一派、たる彼を動かしたのである。彼はクラツヤード1、(十字軍士)となつたのである。エンヂニア(技師)——(フーバー氏が採鑛冶金學を脩めて久しく鑛山技師たりしが故に斯く云ふ)——はリヴワイヴワリスト(衰へ

たる宗教心を復興せんとする基督教一派の熱心家)の如く説いたのである」。プレジデント(大統領)はこの演説に於て、今日アメリカ全土に横溢せるローレスネス(法律無視)の事實を痛烈に攻撃してゐるのであるが、その意氣込を見ても、プレジデントが國民に遵法の精神を喚び覺ますを以て、彼の施政の根本的な義務だと覺悟してゐることが思はれたのである。南部の一新聞紙の云ふが如く「彼はアメリカ合衆國を再び改めてシヴィライズ(教化)せんと試みつゝある」のである。大統領の「サーモン(説法)の始終を貫いてゐる精神は到處稱讚を博し

てゐるが、しかし又一方には彼の犯罪に對する十字軍の成功について疑ふものもあり、憲法といふこの理論についても可成の非難があるのであつて、プロヒビション(禁酒法)を以て現在プレジデントが「アメリカの當面した至大の問題」とする「法律無視の横行」のたゞ一部の責任を負ふものなりとする断定については、全く意見を異にするものもあるのである。

シンシナティの「タイムス・スター」紙は聯合通信例年集會席上に試みたスピーチ(演説)を呼んで「世界に於ける最大強國のプレジデントの痛烈な叫び」だと言つたが、ロチェスターの「デモクラット・エンド・クロニクル」紙は、この叫びを「現政府の戦ひの叫び」なりとし、プレジデントは「先づ第一にアメリカ人の良心に訴へて道徳的に説教しようとするもので、而して後、他に別に施すの道なきものに國家の法律上の手段を以て臨まんとするものである」と説いてゐる。「若しフーバー氏の主たる目的にして憲法の精神に富んだアメリカを有たうとするに在るならば、先づ第一にアメリカ人の全般の改善から取り掛からなければなるまい。元來アメリカ人は未だ嘗つて法律を遵奉しようとする心に心掛けたことはなかつたもので、而して今日は以前よりも一層憲法の精

神に欠けてゐることは明かなる事實である」とは、ボストンの「グローブ」紙の云ふ所で、「若しこのローレスネスに對する匡救方法を報告すべく今や設置せられんとする委員達にもプレジデントのこの熱心が滲み込むものならば、大きな改善の効果が擧げられるかもしれない」とニューヨークの「サン」紙は云つてゐる。しかし、クリブランドの「ニューズ」紙は大統領の決心には同情しながらも、「委員會や、調査や、研究や其他之に類したものは今まで直接な實際上の効果を擧げたことではない」と考へざるを得ないのである。しかしながら、「たとへ社會一般に如何なる變化が起ることがあるとしても、今や、禁酒法の勵行が全く新しい時代に入つて來たことが何人にも明白になつたに違ひないのである。固より禁酒法ばかりでなく廣く法律に拘束せらるゝことを拒む人々に對して社會を防衛せんとする凡ての法規の勵行が同時に意味せらるゝことは言ふまでもないのである」とコランバスの「デイスパッチ」紙は考へてゐるのである。

プレジデントと共にニューヨークのこのランチオンに列席した記者達は、彼のスピーチが彼の施政期間を通して續行せらるべしと思はるゝ犯罪に對するクラツセード

(十字軍)の序開きに過ぎないもので、若し必要とあらば、彼の一身上にどんな政治上の變化が起らうとも敢て辭せざるの覺悟を示してゐることを信じたのである。ニューヨークの「ヘラルド・トリビューン」紙によれば、合衆國最高法院長(Chief Justice)のタフト氏其他より勵まされて、「大統領は、現在の時局の重大なることを公衆の意識に斷えず印象せしむるを以て、ローレスネス(無法律状態)を制遏すべき政府の努力に於ける彼自身の義務であると覺悟したのである」と云はれてゐる。禁酒法の勵行は當局官吏自身すら徒勞なりと考へ、たゞ一身上の記録のために、大に努力するものゝ如く見せかけてゐるのだと一般に思はれてゐる時に當つて、プレジデントは彼の政府が實際勵行の決心を有つてゐることを示さうとしたのである。

如何なるプレジデントも、四月廿二日の聯合通信のランチオン席上に於けるフーバー氏の如く熱烈に内政問題に關して國民の前に意中を披瀝したものはなかつた、とは、一記者の評する所で、この演説で大統領は劈頭、「現在アメリカの國民の前に横る至大の問題は、國の法律たると州の法律たるとを問はず、法律の勵行にある」ときつぱりと喝破して、更らに進んで、

「我等は今や、法律に對する無頓着と法律勵行の機關の欠點より生じた收穫を刈入れてゐるのである。合衆國では毎年一万人以上、人間がむちやくちやに殺されてゐるのである。しかも逮捕さるゝものは犯人の半數にも足らないのである。而して、逮捕せられたるものにして處刑せらるゝものに至つてはその六分の一にも達せず、更らに耻づべきは十分な刑罰を科せらるゝものは極めて少數のものに止まつてゐるのである。人口の比率から合衆國と英國とを比較して見ると、合衆國では二十倍の人間が違法に殺されてゐるのである。我かアメリカの大都市の多くでは、殺人は明かに處罰せらるゝことなくして平氣で行はれ得るのである。合衆國では英國に於けるよりも少くも五十倍の強盜犯が行はれてゐるのである。都市と農村とに論なく、世界の文化國中アメリカ程生命財産の安全を欠いた處はないのである」。

プレジデントの演説中には、「プロヒビション」(禁酒法)なる語は出て來なかつたが、しかし彼が進んで、「第十八回の憲法改正(Fifteenth Amendment)——禁酒に關する憲法上の改正を云ふ」——の下に新たなる犯罪が

規定せられ、不正酒類の取引により悪漢の手に落る利益の莫大なるよりして、法律の違犯は頗る増加したのであるが、しかも是れは我等の當面の問題のほんの斷片に過ぎないのである」と言明した時に、この禁酒法の問題に觸れてゐるのである。このステートメントを証するためには彼は數字を擧げて、昨年重罪の言渡を受けた犯罪の總件中禁酒法の實施の責めに歸せられ得るものはその八パーセントより少ないと云ひ、更らに語をつゞけて、

「吾人の今日直面する所のものは禁酒法よりは遙かに大きな遙かに根本的なものである。即ち、法律を法律として尊重する念の我が國民の間に薄らぎつゝあるといふ懸念である。

箇人たるものは何人といへども、如何なる法律の遵奉せらるべく如何なる法律の勵行すべからざるかを決定するの權利を有つものではない。若し一つの法律が誤つてゐるならば、之を廢止するの最もたしかな保證は之を勵行するに在る。若し又たそれが正しいものであるならば、之を尊重せしむるの捷徑も亦たその勵行に在る」

これで見ると、法律家でない技師であるこのプレジデ

ントによつて解せられてゐる刑法の勵行の方法といふのは、「單にあたり前の事として法律に服従する智慧と道徳感とを有つてゐない人々の心に尊敬と恐怖とを押し込むことに過ぎない」のである。政府の當面の問題といふのは二つある。彼は次のように述べてゐる。

「第一は、現在の法律勵行の機關を調査すること、第二は、その缺點を除去するといふやり方で勵行方法のシステムを改革することである。我が合衆國政府の目的といふのは、日に、月に、歳に、一步一步、秩序的に勵行機關を強固にするに在る。しかし、法の勵行のために法を濫用して法其者を犯し、好んで新聞のヘッドライン（見出し）を作るような芝居が、りなり方ではなく、斷えず緊迫を加へて、當局職員に關しては、位地の高底を問はず、無能にして怠慢な職員を淘汰し、職務に忠實なるものを拔擢獎勵し、且つ、職員を任命することに當りては、其人の経歴と思想態度を嚴重に詮考することによつて、除々に確實に紀綱を振作して行かうとするのである」。

最後に、プレジデントは特に力を入れて、

「現在我等アメリカ人は最も重大な國民的な問題に遭遇してゐるのであるといふことを覺悟しなければならぬ。時が來たのである。我等は一時的なクライム・ウェーブ（犯罪の潮）のために苦しみ惱んでゐるのではないので、我が社會の基礎たるべき我々の觀念の低下のために苦んでゐるのだといふことを明かに認めなければならぬ。時が來たのである」

と述べてゐる。

プレジデントの演説中最も烈しい争論的となつてゐる部分は、禁酒法の實施がローレスネス（法律蹂躪）の一般的傾向と相關する所甚だ少ない、といふ大統領の主張に存してゐるのである。プロックリンの「シテイズン」紙は、「禁酒法の實施がローレスネスの眞の原因なのである。この憲法の改正に對する輕侮の念は痛のようになつて行つて、終に一般の法律にまで及んだのである。」と曰ひ、デトロイトの「フリー・プレス」紙は、「大統領は不正酒類の取引から生じた第二次的ではあるが眞實の結果たるを失はない犯罪の數量を十分に考慮の中に加へなかつた爲めに、この第十八回の憲法改正たる禁酒法實施

に對する國民の特殊の反抗より生ずる有害な結果の影響する範圍を甚だ小なものに見積つてゐるのである。」と説いてゐる。ニューヨークの諸新聞紙の社説欄には之と同じような主張が載せられてゐるが、その代表とも見るべきは「ヘラルド、トリビュン」紙で、

「ローレスネスはアメリカの歴史の上では別に珍らしい事でもなく、已に昔時からあつたのであるが、禁酒に關する憲法改正の通過は此の傾向をして急激に悪化せしめたものと見られなければならないのである。大多數のアメリカ人の習慣に背いた禁酒といふ嚴重な規則の遵奉が一夜にして全國に要求されたのである。立法上の大失態は今迄にも少なくはなかつたが、社會改良並びに道徳進化の凡ての健全な原則を無視し、自動車（自動）の速力規定の違犯の如き、比較にもならないような大きな違法行爲を誘致するに至つた點に於て、禁酒法の實施は失態のクライマックスだといへるのである。

フーバー氏の宣言せるが如く、重罪の只た僅かに八パーセントだけがプロヒビション（禁酒法）の直接の結果だとするのは、的をはずれてゐるように見えるのである。最も重大なしかも危険な事實とすべきは、長い間

の習慣になつてゐる凡ての法律に對する國民一般の無關心に、今や之に加ふるに、禁酒法に對する道徳上の反抗が半平として抜くべからざるに至つたことである」と書いてゐるのである。

同じ論法で、ニューヨークの「ヴォールド」紙は、「大統領の演説は大體から見れば稱讚に値するものではあるが、禁酒法勵行の實際問題に觸れてゐない」と断じ、シヤトルの「タイムス」紙は、「一つの法律が誤つてゐるならば之を廢止するの最もたしかな保證は之を勵行するに在る」といふ大統領の意見と反し、「是れは法律の取消さるべき方法ではない。法律は人の之を顧みざるによつて死文となつた時に法典から除かるるのである」と云つてゐる。プロビデンスの「ニューズ」紙は、「禁酒法の場合には唯一の例外であるが、アメリカ人は元來が法律に無頓着なので、今更特に甚しく法律を無視するに至つたわけではない」と云つて、大統領の大げさな悲觀説に反對してゐる。ニューヘブンの「デヤイナル・クイリアー」紙は大統領の法律勵行の哲學の爲めに社説欄の數段を費やし、終りに「國民の利益の爲めに制定せられた法律がその國民の欲する所に副はない場合には、その神聖と權威との保てる筈はないのにも拘らず、大統領はかゝる資格の

ない法律に敢てこの神聖と權威とを賦與せんとするものである。」ことを恐れてゐる。

然しながら、かゝる批難の存するにも拘らず、一方には、心からの稱讚のコーラスは高く響いてゐるのである。大統領が演説をやつたニューヨーク市ではプロテスト・エビスコーバル・チャーチのビショップ・マンニング氏は、「ゴッド・ブレッツ・ヒム」と彼れの祝福を祈つてゐる。同じく合衆國の檢事で、ニューヨーク市に於ける合衆國政府禁酒法執行監督官たるタットル氏及び同じ市の警察長官ホエーレン氏は共に大統領の演説の趣旨に賛同し、ホエーレン氏は「大統領の演説は國民を通じて法律の執行を司る官吏を鼓舞激勵するに非常な効果があるだらう」と豫斷してゐる。首府ワシントンに於ても上院議員ボラー氏、下院議長ロングウオース其他の名士にしてこの演説に對し推讚の辭を捧げてゐるものは甚だ多い。「大統領は自恣の上に自制を置くことを知つてゐる教養ある男女の衷情に訴へてゐるのである」とスプリングフィールドの「レパブリカン」紙は解し、東部に於てはボストンの「ヘラルド」紙及び「ポスト」紙、ハートフォードの「タイムス」、プロックリンの「イーグル」、ニューヨークの「ニューズ」、フィラデルフィアの「インクアイアラー」及び「パブリック・レツヂャー」、ピッツバーグの「ポスト・ガゼット」、其他のセクシオン（地區）では、ク

リーブランドの「ニューズ」、シカゴの「デイリー・ニューズ」、カンサス・シテイの「スター」、オクラホマ・シテイの「デイリー・オクラホマン」、デンバーの「ポスト」、及びポートランドの「オレゴンアン」の如き銘々たる各地方代表的の諸新聞紙も皆上の説に同じである。ニューヨークの「タイムス」紙は、何といつても「大統領の意見は、自ら言ふ如く、誠に眞面目で理の當然で、必ずやアメリカを通じて到處禁酒といふこの重大事項に關して國民の思想感情を指導激勵するに違ひないのである」と結び、クリーブランドの「ブレイン・デーラー」紙は皮肉に、「アメリカには時々かういふ説教が必要である」と曰つてゐる。

更らに、セント・ルイスの「グローブ・デモクラット」紙は、

「ニューヨークに於て、大統領が深い感慨の中に述べた所ものは、現在無關心で無分別である國民の多數に、單なる經濟上の問題と深い道徳上の問題との間には測るべからざる距りのあることを知らしめようとするに在るのだ、と信じてゐる差支ないのではあるまいか。それは、確信あつて行はず又は行ふも徹せざる人々を勵まして、その確信を直ちに實行に移さうとするに在るのだ、と信じてゐる差支ないのではあるまいか」と説いてゐる。

禁酒法實施の結果に歸すべき犯罪は僅少であるとのブレシデント・フーバーの主張と全く意見を同じうするものに唯一のシカゴの「イブニング・ポスト」紙がある。同紙は、

「禁酒に反對する諸新聞紙は故意に事實を歪めて公衆の明を蔽はんとするものである。彼等は大問題に於ける一事件を取つて故らに誇張し、由て之を問題の凡てであるが如く見せしめようとするのである。然るに今や、ブレシデントは勇敢にも此等の幻想家の建てた虚偽の構造物を一舉に粉碎したのは、わがアメリカにとつてすばらしい功績だといはなければならぬ。」と稱讚してゐる。

ノーホークの「レツヂャー・デイス・パッチ」紙も之と似た意見で、アメリカのローレスネス（法律無視）の現狀に對する大統領の批判を「耻づべくも亦た恐ろしい」程に眞實を語つてゐるものとし、この状態を以て、一部分、刑法の適用上犯罪者から社會を防衛するよりもむしろ社會から犯罪者を防衛せんとするが如き我がアメリカの風習に基くものとしてゐる。この新聞は、大統領の犯罪に對するクラセツドを以て、「目下アメリカの大きな問題となつてゐる農業救済よりも遙かに重要な仕事だ」と曰つてゐる。

刑務所の労働 (四)

ヘンリー・セオドル・ジャツクソン

法學士 佐藤辰郎 譯

第三章 (上)

刑務所の労働に對する労働組合及製造業者組合の態度。

刑務所に於て、生産的労働の行はるゝに至るや、間もなく、直に、労働組合より反抗を生じた、既に一八二三年に於て、ニューヨーク市の筆筒製造職人は、刑務所製品の爲めに彼等の職業を脅かさるゝものと稱し、是が対策を講ずる爲め大集會を開いた。同年ニューヨーク市の機械職工は、刑務所労働の競争を廢止すべきことを議會に請願した。其愁訴を總括すれば左の通りである。

請願人等の觀る所によれば、受刑者等は各種の職業に於て教育不完全なるに拘はらず、或は低廉の賃銀にて個人に使はれ、或は、國家の利益の爲めに使役せられ、其製品は原料代に充つるに足るか足らぬか位の代價を以て、市場に出るが故に、吾人自由の機械職工を滅亡せしむるものである、云々。請願人等は、又、受刑者等は國有代理石工場に使用さるゝこと

を提議した。是より先き、機械職工等は其集會の一に於て、其地位を左の如く説明した。

機械職工の訴ふる所は、受刑者の維持の爲に租税を拂ふのみならず、自由労働の製品よりも四割乃至六割安く出来る製品を賣ることを云ふものである。此の如くして其賃銀低落して生活する能はず、家族を扶養する能はず、多數の機械職工は其職を失ふて、家族は路頭に哀を乞ふに至るからである。

一八三四年の經濟界不況の時に當り、刑務所よりの競争と云ふことが、ニューヨーク州の労働組合の注意を惹いた。而して議會をして、合衆國に於ける刑務所労働の實情を調査すべき特別委員を設けしめ、且つ、其労働は自由労働を侵害するが故に、廢絶すべきことを政府に勸告した。

該委員の報告は、人道上受刑者の労働は、彼等自身 爲めのみならず、公益の爲め爲さしむべきことを要求することを主張した。受刑者の労働は、租税を減ずる爲め、自主自營の出来る様、

生産的なるを要する。労働組合は受刑者は是を道路工事に使用すべきを主張した。然し乍ら、委員會は、自由労働者も是に用ひらるゝからして何等の得る所なかるべしと報告した。委員會に於ては契約の時期に制限を置くこと、新職業を受刑者に教へざることを、錠製造は受刑者に教ゆるは公衆の爲め危険なるを以て、是を廢止すべきこと等を主張した。又契約者は公開市場に賣出すに當り、他の製品より低價に賣出すことを許さずとすべきを主張した。委員長 Eli Moore 氏は組合より彈が、いせられ、報告書は虚閃なりと言言された。

一八六四年シカゴ印刷職工組合は、刑務所労働に反對運動を起した。其目的は、自由労働を侵害する種類の刑務所労働を禁止する法律を設けんとするにあつた。

是より先き二十年代に商業資本家が現はれた。彼は出来るだけ安價のものを仕入れ得る市場を涉獵して、眼を刑務所に回けた。刑務所に於ける状態の變化と、商業資本家の壓迫により、刑務所の官憲は、契約により、労働契約又は切實請負契約によりて受刑者を使用せしめんと試みた。是が労働組合の一致したる反對を惹起した。

労働組合は、絶えず、且つ、執拗に受刑者の契約労働に反對した。彼等は受刑者労働によりて、數千人の労働賃銀の低落し、こゝと、或場合には或種の自由労働者は全然驅逐されたること、契約者は廉價の労働を求めて、受刑者の幸福を省みざること、及各契約者は、出来るだけ利益の爲めに取引するものなることを主張し

た。労働組合は、必ずしも、一切の刑務所労働に反對するものではない。州の刑務所を造營することを援助する受刑者の労働には反對しない。然し乍ら、彼等は受刑者の労働を使用して、自由労働者を使用するものと競争せんとする者に反對するのである、此の如きは、自由労働に赴くべき仕事の數を減ずるのみならず、競争の爲め益々低廉ならしむる様契約者を強ゆるに至る。斯くて賃銀は益々低落するに至る。

鐵鑄工に於て、「ストーアの鐵鑄品は、全然、合衆國の鐵工所から驅逐された。其理由は、同様の製品を刑務所の労働によりて製作するが爲めにして、刑務所にては其努力を一日僅に六十五「セント」にて契約者に供するが故に、従来の鑄工は到底 對抗することが出来ないからである。

労働組合は常に受刑者労働を賛成した、が其使用は、先づ、受刑者の改善に向てなされねばならぬとした。労働組合は、現今の刑務所は、受刑者に職を教ゆるに放免後に適當するものを以てせず、却て妨害となるものを以てすと攻撃した。

労働組合は國用制を賛成する。其理由は、是は改革労働の機會を與へ、自由労働との競争を少くするからであるとする。是が爲めに大に努力したるは、労働組合と連合したる鑄工組合にして、一八九五年、遂に、ニューヨーク州憲法の一部を改正せしむるに至つた。此の如くして、ニューヨークに於ては、契約労働制をして、國用制を是に代らしむることとなつた。

労働者の訴へにより一九二二年アイオワ州知事 B. F. Carr 氏
は Fort Madison 刑務所長 I. C. Sanders 氏に對する攻撃理由を
調査すべく委員を任命した。

委員は労働者の訴ふる所は、専ら、契約制を採用するに原因す
ることを報告した。
同委員会は契約労働を廢すべきことを勧告した。其結果議會に
於て左の規定ある法律を制定した。

刑務所にある受刑者は公算制、國用制及公共的仕事の爲めにの
み使用すべきこと、但し國家を前提とするにあらざれば、公算
制若くは國用制にする使用も、フォート、マザソン市若くは、
アナモサ市の双方の範囲内に於て使用するを得ず、但し既に現
存する契約にするか、若くは、全然國家の利益の爲めに使用す
る場合は此の限にあらざらぬ。

法律は又、現存の契約を更新することを許さざることを規定し
た。又事業は有用なる職業を教ゆる爲め、且つ、實際上行はれ得
べきものを爲さしむるを要すと規定した。

「監督局の指揮監督の下に、刑務所の受刑者により仕事が爲さ
るゝときは、監督局は、同様若くは類似の仕事に對し、自由勞
働者に支拂ふ額を超へざる報酬を彼に與ふことを得。但し監
督局が公平と信ずる維持の費用を差引くものとす。又監督局は
其收容されたる爲め收容者に課したる費用の全部又は一部に當
る額を差引くことを得。」

又法律は收容者にして、若し、「信用すべき囚徒」として、刑務

所以外にて仕事を爲すときは、其使用されたる一ヶ月毎に十日を
刑期より差引くことを規定す。

此法律は一九二四年に是を補充して國用制を用ゆることを規定
し、一九二七年七月一日より效力を生ずることとした。

労働團體は、一九二四年四月九日十一日のソートレーキ市に於
ける刑務所製品配當に關する第一回協議會に於て國用制を賛成す
ることを聲明した。此協議會には労働團體、製造業者組合、婦人
俱樂部、及其他の公益團體の代表者列席して國用制を裏書した。

American Federation of Labor (米國労働者聯合協會)の組織
さるゝや、各種の受刑者労働に反對した。一八八一年の主義綱
領は、受刑者を契約労働に附する一切の法律を廢止することを要
求するにあつた。是は自由労働者を苦しめ、正直なる製造業者を
破壊し、受刑者を墮落せしむるものにして、「奴隷制度の最悪の形
式」なりと攻撃した。

一八八一年乃至一九二四年に至る大會に於て、米國労働聯合會
は、刑務所労働は如何なる形に於ても、直接自由労働の競争なり
と攻撃した。一八八九年の大會に於ては自由労働者の利益の爲め
に刑務所労働は是を廢止若くは整理すべしと聲明した。

一八九七年の大會に報告したる委員は、受刑者の労働は左の方
法に於てのみ用ゆべきを要求した。

受刑者の労働は刑務事業若くは慈善事業に用ひらるゝ物品のみ
を製造するに用ひること、受刑者は一日八時間を超へざる時間
を使用すること、刑務所内の工業は手工業たるべきこと印刷工場

は一切刑務所内に設く可からざること。

一八九九年の米國労働聯合會の大會に於ては、自由労働と競争
する刑務所製品の販賣禁止を規定する法律を議會に請願すること
を決議した。一九〇〇年には、更に、其大會は刑務所製品を一州
より他州へ運送することを禁ずる決議を爲した。

一九〇六年の米國労働聯合會の大會は、刑務所労働制に反對す
る經濟的理由を繰返した。彼等は受刑者を使用する事の重要な
ことを力説したれども、是を國家又は個人契約者の利益の爲めに
用ひることを攻撃した。

一九一〇年米國労働聯合會大會は、受刑者の契約労働制は非人
道的、不正義、且つ愚鈍なること。是を繼續すべき何等の正當理
由なきことを聲明した。受刑者は此の制度の爲めに、放免後に好
賃銀を得べき職業を習得すること、且つ、受益者は此制により自
ら多少利得すべしとの理由の如きは、全然虚偽にして、利益は國
家にも將た受刑者にも來らず、唯契約者のみに來ることを聲明し
た。

一九一一年の大會に於て、會長 Samuel Compers 氏は曰く。
受刑者は契約者の私的利益の爲めにも、將た、國家の財政的利
益の爲めにも働くを要しない。唯自個の改良と、家族の利益の
爲めにすべきのみ。

此報告書を解釋したるに委員は曰く
吾人は受刑者の労働を契約者に委することに、常に反對する。
吾人は信ずる。本問題の解決は、受刑者が、慈善事業の爲めに

用ゆる各種の手工業工に使用さるゝに至るときに直に來るこ
とを、斯くするときは、心身共に健全となるであらう。

一九一四年合衆國は米國労働聯合會によりて、憲法を左の如く
變更すべきを要求された。

官憲によりて受刑者労働による製品の販賣或は受刑者の労働の
契約又は賃貸は爾後是を禁止す。但し國家の慈善事業の製品を
作る爲めに或は國道建設の爲め又は其材料の準備の爲めに、政
府の官吏により受刑者を使用するは此限りにあらず。

一九一六年の米國労働聯合會大會は、刑務所の改良に關して制
定されたる法律に關する報告をなした。是に依れば、契約労働制

は California, Illinois, Iowa, Massachusetts, Minnesota, Missis-
sippi, Missouri, Nevada, New Jersey, New Mexico, Ohio,
Pennsylvania, Texas, Utah, Vermont, Washington, Wis-
consin に於て廢止された。又公算制は國境内に限らるべきこと
と、其利益は國家に歸せずして、家族あるものは家族、家族なき
ものは、放免後の爲めに、受刑者に貯蓄すべきものたることを要
求した。斯の如くすれば、自由労働との競争少くとも、其不正競
争を防ぐことを得るであらう。又是に依りて、受刑者の幽閉中、
破壊されたる家庭を結合する助けともなるであらう。

米國労働聯合會は、議會をして、刑務所製品が競争市場に出づ
る爲め各州間の貿易に潛入することを防止する法律を通過せしめ
んことに、絶へず努力して居る。又各州の法律を國用制に統一
せしめんことにも努力して居る。聯合會の考によれば、此制度を

以て、労働者にも、國家にも双方満足を得べしとするものである。

Ohio 州 Cincinnati の International Moulder's Journal の記者 John P. Frey 氏は曰く。

刑務所労働に對する労働組合の態度を約言すれば、其第一の目的は受刑者の改良に存すること、如何なる事情ありとも私人的利益を考慮すべからざること、受刑者により爲さる、労働は有益なる性質を有すること、其労働の爲めに受刑者は家族の爲めの利益を受くること若くは放免後自己の補助の爲めにするにと、最後に國家の主たる目的は、受刑者に改良の爲めに適當なる機會を與へ労働から利益を得ることをせず、國家をして、害毒と不幸より保護せんとするものである。

過去に於ける刑務所労働 對する労働組合の努力は、執拗であり、不眠不休であり、從て全體として甚だ有效であつた。

受刑者労働に對する労働組合の態度に就ては、吾人は、本問題に對する或有力なる學者の論文の抜抄を以て吾人の結論となした

5. Hiller, Labor Unionism & Convict Labor. Journal of Criminal Law & Criminology Vol. V.)

受刑者使に就て最近の方法を採用するに至れるは、都市の職工が、刑務所労働の競争の脅威から免かれんが爲めに數十年來努力したる結果である。此競争の原因は(1)刑務所制度の發達と共に、刑罰及改革の爲めに強制労働を爲さしむることとなり、斯くして、刑務所労働の潛勢力を作りたると、かゝる労働

を爲すべき受刑者は狹隘なる市場に、比較的少數の職業に集中したる爲であること。(2)生産の分業を來したる工場制度の發達は、競争の重荷を労働者に負はしめ、低廉の生産者は、程度高き職工の生活基本を脅かすに至りたることは是である。受刑者の労働は即ち此競争の脅威にして、道徳上、經濟上不都合のものである。此害毒を醫する爲め、労働組合は一切の制限的、整理的方法を講じ、進むで其要求貫徹の爲めに政治的活動に轉じたものである。此政治的活動に依りて、議會は勵めて、是が私人的支配に附するを廢止し、公的支配に屬せしめ、益々受刑者労働を公的に使用することとなつたものである。此社会的支配の勝利に依りて、受刑者は権取より保護され、市民労働者には不公平且不正なる競争より脱したのである。

少年受刑者教練實施に就て

姫路少年 K S 生

- ▽ 少年受刑者に對する教練實施以來各指導員の熱心なる薫陶により大に少年の意氣を發揚し姿勢態度動作等一變し來り基年ならず効果の見るべきものあるはまことに
- ▽ よるこばしきことであつて教養上最良の手段であると思ふ、左に聊か教練實施に就ての自己研究の一端を述べ示教を仰ぎたいのである。

一 教練の目的精神及性質

教練の目的精神は規程第一條に示されてゐる。即ちこれによりて少年の身心を鍛練し質實剛健の精神を養ひ規律を重んじ協同を向ふの習性に慣れしむるにあつて、前々年皇國の國家的大事業として生れた青年訓練と同一性質のものである。たゞその方法の廣狭はあるが目的精神は同一であつて、青訓の實績如何が國家の隆替に關する大問題である如く教練の消長如何も影響の甚大なるものがあり、よくこれを成就し少年黨化の實を擧げ、青訓と相俟つて國民資質を向上し、直接的には國力の強大を増し、間接的には我國の對外關係を一増強みあるものになす

る等重大使命が懸つてゐるのである。由來刑務所は規律の府である。規律とは他なし秩序のことであつて、この秩序は協同の爲めの秩序であり、協同は團結の爲め、協同であつて、建國の精神であるこの團結意識の強弱が國家興隆の岐るゝところ、國民皆兵主義時下に於ける我が國民として、兵式に關する諸制式は男子として生れた以上誰しもたしなみとしても必要なことである。少年に對し受刑中なるの故を以て、これが體驗の機會を得せしめないといふことは、國家として賢なる所以ではない、これ教練の生れたる道程であるとも云へる。

つて軍事教育ではない。二者別個の概念であることは勿論であつて、その目標は異なつてゐる。いふまでもなく、軍事教育は戦闘技術である。尤も在隊中の鍛練によつて、所謂郷に入りては良民良農となり地方自治の中堅ともなるのであるが、教育の目的自体は敵を斃すにある。従つて射撃剣戟の演練野外勤務その他敵對行動は、戦闘そのものを目的とするが、教練は飽くまで心身の鍛練が目標であり、たゞ手段として、歩兵操典陣中要務令等の中より、比較的此目的達成に適當なる教材を採り、各個教練部隊教練、陣中勤務、旗信號、距離測量、軍事講話等施行容易にして都合よきものを選び訓練するのであるが、施行困難なるもの射撃又は銃術其他の特別技藝はそれ程の必要は認めないのである。而して所定の教科目を修得した者には修了證書を附與し、その資格を證明し他日軍隊に入營した場合凡ての軍事技藝熟達に資せしめ、且つこれを可能にし國民義務を果さしむるが故に、教練は單りこれを受くる少年の福音たるのみならず實に國家の祥事であつて、従て之に對する軍務當局の期待は勿論社會一般の囑望も頗る大なるものがある。それだけ指導員は固より、被指導者も充分その効果の顯揚を認識して眞劍にかゝらねばならぬことも勿論である。由來我が國

民の傳統的精神大和魂なるものは、誰しもこれを有するかは知らないが、しかしこれは磨かなければ出るものでない。かゝる國家の大施設により彼等少年が洗練せられ、尠々たる武夫國家の干城となり得るに於て行刑上教練は限りなく貴いものである。

二 教練の法令上の地位及教育的價值

教練は監獄法第三十二條の教育の内容を成すものである。このことは教練實施に關する行刑局長通牒に依るも瞭かであつて、同通牒に依れば教練は体操の二科として課すべしと示されてゐる。由是觀て教練は教育作用として、學習と連繫して董陶の統一を圖り、學習教練の二元教育にならざる様施策すべきものと思はれる。而してこの教練の時間は作業時間に通算すべき規定で、右の如く体操の二科として課する關係上、當然教育課業の配當時間内に屬し、作業時間に影響のないことは勿論である。尙教練の全時間は全年次を三百時間とされてゐるが、青訓八百時間の中教練に割當四百時間に對し百時間の隔りがある。この隔りは茲に詮索の限りではないが、要するに受刑者は日常諸動作に於て、軍隊制式に則り規制せられ、ある關係上、これを補ふの可能なるは勿論、出席率

その他の統制が、地方青訓に比し著しく有利の状態に在り、その進度は充分強調し得らるゝが故に、彼と此との時間の差も寧ろ當然のことといふべきであらう。

次に教練はこれを國民教育の立場から見、受刑者たる特定の少年に對する監獄法上の教育としての社會教育の一部分であるといふことが出来る。近時幼き者若き者に對する要求の、日に熾烈にこれに對する施設も案出せられ、今その實施の道程にあるが、教練はこれに同流する青年教育上の系統を成すものであつて、小學校以上實業補習學校等の後を承け、青少年の二十三歳までの間隙を充たす補充教育の一方法であり、已に述べたる如く心身の鍛練を目的とするところに獨特の價值があり、個人の爲めの教育であると共に、社會國家の爲めの教育であると云つてよい。

以上教練の教育的價值を要約するに、從來より層一層少年の實生活に重きを置き、體驗により意思を鞏固にし情操を陶冶してその人格を改善し、且つこれを確實にする現實教育の方法であつて、個性の開發であり進展である。由來少年行刑は假令それが平穩無事になされたとしても、訓練的鍛練の自律的精神の伴はざる限り停頓であり墮落である。何んとなれば對少年行刑は彼等必然的に

起る、醜惡欺瀆波瀾万丈の社會生活の第一歩を後行條件とするからであつて、これに拮抗し得べき根柢を與へ生命を育むにより行刑は成就されて行くのである。凡そものには各その時機がある。その時機に善良なる作用を興ふれば順調に發達もするが、その時機に等閑があつたり不自然があつたりしては、一生取返しのかねることになる。十四五歳より十六七歳十七八歳より二十三歳迄は、少年期より青年期へ、青年期より成年期へ、心身發育上非常の變化を來す時機であつて、この時機を逸してまたとよい機會はないのである。深くみつめよ必ず眞あり、彼等の全的に注意するとき必ず天然自然の賦性の躍動が見られるのである。これを引き出し助長するところに少年行刑の獨立があり、各種訓練の尊嚴があると思ふ。この政府の大方針を体し、先づ職員自らこれに飛込め。そこには驚くべき意氣の投合が溫醸し魂の接觸が生れる。少年の陶冶はこれ以外何物もない、これ私の信條である。

三 教練の實際化

教練は單に教練場の一作業に止むべきではない、これを日常生活に移し訓練しなければならぬ。如何に教練の効果を認識しても、教練場外に於ける仕向けが矛盾する

様では折角の施設も其効果を發揚することは出来ない。故に所内全般の空氣が、これを助長しその徹底を圖らねばならぬ。而してこれが實施については、全年次を通し一貫した根本計劃を立て、その進度輕重及主義方針を明にし、豫定實施の状況を簡明切實に整理し後日の爲めに備へ、各科目についても、徒らに動作の巧妙迅速に焦らず、彼等をして常に愉快に眞面目に且つ潑刺たる元氣を以て之に従事する様仕向け、これが爲めには指導員先づ自らを修正し、常に風光霽月の襟度を以てこれに莅み、他の職員も同様和衷協同して全所的大結束となり、常に清新の氣分を振起しこれが完成に努めねばならぬ。

A. 各個教練に於ける不動の姿勢は一切の動作の基本である。この姿勢は微動だもせざる姿勢であると共に、前後左右何れの方向にも千變万化し得る姿勢である。即ち上体が正しく腰に落着き全身が少しく前にかゝり、体重が地球の重心と一致する、天地合一靜動一如の呼吸であつて、この姿勢の確否により十氣の弛張を卜するに足り、その個体を整へることにより、共同動作に於ける環境と個性との相關關係を可能にし、確實性を以てその生命とする。この嚴肅味は充分にこれを訓練し、適確に履行せしめ精神の集中統一を爲さしめ、室内工場は勿論學

習運動、その他の座作進退に至る整頓と節度とを習慣づけ、絶へず身邊を整理し自分の事は自分でする、獨立性を養成し、自信と忍耐とを以て有ゆる困苦缺乏に耐へ、社會生活の慘烈なる感情に打ち克ち、以て最後の要求を充足し得る様訓練上の方案と努力が必要である。

B. 部隊教練の諸動作は協同一致であつて、各個教練の練成を俟つて成立つのである。即ち各個教練に於ける自律的動作を、團体に於ける他律的的外部的隣保共同動作に應用するのであつて、團体に對する分担の地位を体験せしめ、團體精神の嚮ふところ一齊に動作し進退するを要し、個人はどこ迄も團體中の個人であり、團體は個人意識の全体である。この自他の關係を充分認識せしめ休得せしめるところに生命がある。その基調はこれを横隊整頓に見ることが出来る、横隊整頓の場合兩翼嚮導は各その位置を確持し列員の整頓を正し、列員は迅速に整頓線に入り全く一直線となるのであるが、行進も方向轉換も縦隊或は疎開何れの体形にもこの基礎を失ふことはない、従て一人の不確實が全体の支離滅裂となり個人の我が儘が絶対に許されない。最高命令の下には全員全致些の懸引もなく進退するを要し、環境と個人相互奉仕の精神が遺憾なく強調されるのである。故にこれを日常生活に

應用し、部隊動作として嚴格に執行する場合と彼等の自律的動作に依らしむる場合とを區別し、巧みにこれを指導し常に元氣と興味とを喚起し、自己の眞價を發揮せしめ個と全との有機的不可分の關係を体認せしめ、自己を擧げて全体の爲めに犠牲にし、全体は自己の存在より成る人と人との連帶責任を徹底せしめ、自己の責務を果し他の爲め人の爲め應分の貢獻を成さしむべく養成し、教練の實質を社會生活準備としての体験に仕向け、公正服従自治協同の精神涵養に努め、純眞にして眞劍なる生活指導に向つて訓練するを要するのである。

C. 軍事講話は一纏に云へば、一般國民として必要なる軍事常識を涵養し、各科目の精神を理解せしめ實科の進捗を圖ると共に、大義名分を辨へしめ、節に臨み難に殉する義勇奉公の精神を注入し、薰化の實を擧げんとするにある。而してこの講話の種目は、教練規程中の教材配置並進度表に示されてゐる通り、陸軍團体配置及編成各兵科の職能、武官の階級及服制勳章記章軍隊生活服役の大典範令その他の事項であるが、少年の實際腦力に對し輕からざる負擔である、この學科の了得は現役兵と雖人により甚だ困難とするところであつて日常生活のあはたしき關係もあらう、案外進境を見ることが難しいものであ

る故に、これが施行については無理を強ひず、簡より漸を起し絶えず興味を興へ、實物又は模型教育に依るの外、各自に歩兵須知或は内務書の如き適當の私本を許可し、参考せしむることも必要と思はれる。而して講話は實科に屬するものと精神講話に屬するものとあるが、何れの場合たるを問はず、簡單なる事項は試問の方法を採り卒直明快にこれを應答せしめ、その態度及口調（所謂切り口上を用ひしめる）を習練し、責任觀念を喚起して言行一致の美風を養成することが肝要と思ふ。しかし學科はこれを答へ得ざる者には恥辱を興へ、嫌厭の弊を招來するが故にそこに手加減を要するは勿論である。

次に考究を要するは精神講話の方法である。精神講話はいふまでもなく、精神教育である軍隊の精神講話は中隊長其他の幹部、時には布教使或は教育掛に於てなされるが、販するところ軍人精神そのものであり義勇奉公の念がそれであつて、明治十五年一月明治大帝が忠良なる帝國陸海軍人に賜はつた、五ヶ條の勅諭と誦法の七ヶ條とが軍人の魂であり統一であつて、絶対服従の觀念がその基底である。この五ヶ條の勅諭と誦法の七ヶ條は、教育上これを授けて差支ないことゝ信ずかるが、しかしこれを取つて直ちに教練上、少年の信條とすることは出來得

ない、故にこれに代るべき少年の精神統一すべき誓言の必要がありはしないか、已に或る個所に於ては少年の日夕参じべき修養目標を掲げ指導してゐるが、更にこれを一般的教練上盟結の誓言として設定し、精神薫化の實効を期すると共に、訓練手帳を制定し所持せしむることも必要だと考へる

- 一、神明を尊び皇室を敬ひます
- 二、人の爲め世の爲め國の爲め盡します
- 三、堅くおきてを守り課業を勵みます

右はその一例に過ぎないが、更にこれを教育勅語或は朝見式の御言葉その他の聖諭の中より拜察し來り、近代思潮の大局をも通觀して、高遠至大なる權威ある誓言を訓令等の形式に依り示達されんことを望むものである。

D 指導員の練磨と査閲の方法は教練上重要な案件である。已に述べたる如く教練は少年教化上新なる手段として、極めて重大な使命があり、その本質的要求は技術的方面よりは精神的方面であつて、これを成就すると否とは指導員その人の双肩に懸つてゐるのである。故に指導員は絶えず自己の修養と練磨に努め、少年心理と教材及教法を研究し指導効果の向上を圖らねばならぬ。徒らに指導者本位になり自己の好に任せて、少年の本質を忘る

が如きは大に戒めねばならぬ。常に少年をして愉快に眞面目に、且つ潑刺たる元氣を以てこれに従事する様指導し、先づ號令を下すにも一步先を考へ、被指導者をして指導員の意向を十分に了解し、動作し易からしむを得せしめ、その號令に對する動作の缺點は十分にこれを矯正し嚴格なる服従心の養成に着眼し徒らに巧緻敏速に走るが如きことなく、其基礎的事項を確實に演練し、規律節制を重んじて大に士氣の發養に努め、終始の動作につきその終りを完ふすべきであつて、特別の技倆と周到なる用意と忍耐とを要し、常に自らの研究が必要であつて、従つてこれに對する相當の待遇と云ふことも當然であり、尙ほ教練の進歩向上を圖る上に於て次のことも必要になつて來たと思はれる。

- イ、指導員の打合會及講習會を開くこと
- ロ、他所及青訓或は學校軍隊等の見學

査閲は教練の促進及統一上極めて必要の事柄であつて、軍隊の檢閲青訓又は學校等の査閲と同様、隨時又は定期にこれを實査するのであるが、試験と云ふよりは寧ろ教練の進歩發達向上を指導する謂であると思ふ。而してこの査閲は長官に於てこれを爲すべきや、將た陸軍當局にこれを依頼すべきやそれは別個の問題として、私見とし

ては陸軍當局に見て貰ふとしても、主体は長官にありたいと思ふのであつて、長官が期日を定め平日と異なる教練實査を行ふといふことは、指導員には勿論被指導者にも一段の努力と緊張を與へ、勇氣と嚴肅とを増大する精神作興の方法となり、全員をして有機的統一體となる指導上の根本精神を發揮せしめ、正しき目的に向つて一致協力して進む人格陶冶の基調を生み出すことになり、事業促進上多大の効果を齎らすものと考へる。而してその順序としては、分解動作を査閲する場合もあらうが、主として期別又は總査閲の場合であつて、集合整頓、査閲行進、敬禮、答禮、解散等であり、かくて平素のグラウンド教練場も全く淨地と化し、靈地となり感激の場所となつて、満足と暗示及刺戟を與へ、十二分の効果を擧げ得らるゝものと思ふ。如何なる訓練指導でも被訓練被指導者對し、適切なる刺戟及鼓舞を與へるといふことは、用意周到なる實行そのものに對する熱情であつて、かくて怠惰な者も熱心になり活氣つき秩序を愛好する念慮を確持するに至るものと信するが故に、茲にこれを提唱する所以である



陸軍當局の發見

陸軍當局の發見

犯罪者の變質徵候に就て

利根橋畔の僑居に於て

藤本慶太郎

變質とは人間を解剖的、生理的、心理的に研究して定型とし其の定型の羈絆を脱出して居る者を云ふのである。由來變質なるものは學問上その譯名が學者によつてちがうので或は變性と云ひ或は變質と云ふて居る。原語では羅句語で「テネクラチヲ」獨乙語で「テネクラチヲン」英語で「テネセレーション」と云ふ即ち定型から外づれた者の義である。言ひかへれば人間には解剖的及生理學上より云へる一つの特性即ち定型がある、其特性なるものが定型から變つて親より子、子より孫へと傳へゆく、之を變質と云ふのである。即ち人間の身軀の發育が退歩するのを

云ふので之は遺傳的の親ゆづりの者で治することの出来ないものである。犯罪者には此の變質なる者が身軀に種々の形態となつて現はれ精神の方にもやはり變化を來たして定型から變つた者が驚くべく多數ある、之を變質徵候と云ふ即ち軀質、心質共に惡變した徵候を云ふのである、彼の有名なる「イタリー」の「ロンブロジー」及其一派の學者の唱ふる犯罪人定型と稱するものは此變質徵候を指したるものにはあらずやと考察せらるゝのである。そして精神上に現はるゝ變質徵候は其種類極めて多きも爰には私が曾て某少年刑務所にあつて取扱つた犯罪少年に就き實見

したる者のみを左の三様に分類して述べて見やうと思ふ。

(甲) 身體的變質徵候

- 一、身體の非常に小さい者所謂侏儒にして俗に云ふ一寸法師
- 二、男でありながら女の體格をして居る者
- 三、背部、胸部、臀部に毛が生へて居る者
- 四、頭が非常に大なる者(巨頭)
- 五、頭が非常に小なる者(小頭)
- 六、頭が曲つて居る者(斜頭)
- 七、頭が高くて鳥打帽子の様な形をして居つたり、頭が木槌まづちの様な形をして居る者(長頭)
- 八、頭が巾着の様な形をして居る者(短頭)
- 九、頭額部がいちじろしく陥没して前頭骨が突出し額の長き者
- 十、口蓋が淺くて廣き者やら之に反し深く狭き者
- 十一、口蓋が割れて居る者(狼咽)

- 十二、上顎がいちじろしく突出して居る者(出齒龍)
- 十三、齒列のいちじろしく不整なる者
- 十四、鼻の平たく押壓せられて居る者(扁潤鼻)
- 十五、鼻が西洋の馬の鞍の様になつて居る者(鞍鼻)
- 十六、鼻が象の鼻の様に曲つて居る者(象鼻)
- 十七、前頭骨が削り落したるが如く平たく鼻根陥没し眼裂遠隔して下顎隅いちじろしく膨隆し居る者
- 十八、「ダルウキン」耳(耳の上縁が尖つて居る)
- 十九、「モザルト」耳の者(「モザルト」は有名音楽家であつて此の人の耳は普通の人の耳の形とはちがつてゐて耳の耳輪が鈍角をなして屈折す耳殼に隆起なく又耳垂もなし全體の形より云へば「モザルト」耳は扁平に屬するもの)
- 廿、「ツエルコピテクス」型耳の者(「ツエルコピテクス」と云ふ猿の耳に酷似し居るを以て此名あり)

- 廿一、過大耳の者
 - 廿二、手や足の指が附着して二本が一本になつて居る者
 - 廿三、指が六本ある者
 - 廿四、手指や足趾に蹠みづかきのある者
 - 廿五、扁平足
 - 廿六、馬足(支那の女の足見たやうになつて居る者)
- 如上列記したる者の中最も多きは頭部、耳、鼻、口蓋、顎骨等の形態異常であつて其他は少ないのである。

(乙) 神經的變質徵候

一、神經痛を訴ふる者、彼等犯罪者は天氣に感じ易き質なるを以て雨がふる前には殊に甚いのである、又其他ちよつとした事に直ぐ發作する、例へば仕事のことなどからして注意を與へられたり、叱られたりすると頭痛がするとか足が痛むとか云ふて診察を求むるのである

- 一、顔面、口唇、眼瞼などの筋肉が釣たり又ビクビク動いたりする。
- 二、手指が振へたりする。
- 三、感覺異常がある、例へば何か不正の行爲あつて打擲せらるゝ場合其打たるゝと云ふことは怖いが痛みを感覺することは皆無なのであるが故に之れに懲りず一度ならず二度三度と繰返して不正行爲をする。(俗に云ふ不仁身ならんか。)
- 四、更に又一種奇態なるは打擲せらるゝのを却つて快感を感じ屢々打たるゝが如き行爲を故らに敢行する者がある。之即ち感覺倒錯とも云ふべきものならんか。
- 五、顔面チツク
- 六、貧乏揺りゆすり
- 七、異常物を嗜好する者(例へば炭を喰つたり、壁土を喰つたり、線香を喰つたり紙や毛を喰つたりする)

るが如きもの。

八、手指、手背の皮膚の一處を局し一時性白斑を生ずる者。

九、眼窩の皮膚に時々一時性黒色斑を生ずる者。

十、男でゐながら時々乳房が腫れて痛みを訴ふる者。

十一、手指が附着して意識を以て離開しようとしても離開するところ能きない者。

十二、唾液の分泌異常に多い者。

十三、時々物が二つに見えたり、大きく見えたり小さく見えたり、又遠く見えたり、近く見えたりする者。

十四、いつも試験の時、教場に入ると下痢する者。

十五、學科授業時間が来ると、腹痛、頭痛を訴へ休學を請ふ者がある。又教場に入り授業が始まると頭痛を訴へ退場を言ひ出す者がある。

其訴を入れて前者は教場に入れず、後者は退場せしむれば暫時にして顔面の蒼白苦惱の顔相消えうせて舊態に復するのである。之れに對し教師も一般の取扱者も彼は横着者だとか情け者だとか嫌學者だとかみなして懲罰問題を提起する事があるがそれは不當なることであるから大に反省考慮しなければならぬ條件です。

十六、顔色の忽然潮紅し忽然蒼白となる者。

十七、急忿する者。

十八、耳翼の意識的に動揺する者、之れ意識を以て耳翼を動かすのである、音聲を聴收するに當ては特に之を動かし音をして聴きやすからしむるのである。

(丙) 精神的變質徵候

一、色情倒錯の者(之は色情感覺の

著しく變つてゐる者で色情が異性に對して起らず同性に對して起るものである)

二、躰質的神經衰弱と云ふて神經の非常に衰弱する者。

三、強迫觀念 之は眞正の精神病者にもあるが精神病でなしに矢張り變質の一つとして種々の形狀となつて現はれて來るのである。強迫觀念とは一種不合理なる觀念が意識中に現はれて來て意識全躰を支配する觀念を云ふのである。

四、躰質的「ヒポコンデリー」之は自己の身躰のことを非常に苦にする者(例へば自分の病氣と云ふことに對し恐しくなつて來るが如き類の者が之に屬するのである)

五、躰質性抑鬱 之は生まれながら非常に物事を悲觀する者で例へば自分でなしたる事に關し痛く思を焦し厭世的となりて甚しきに至つ

ては自殺を企圖するに至るのである。

六、躰質性發揚 之は物ごとを深く考慮することが能きず唯目前の事をのみ考慮するので今一事を考へ居るかと思へば直ぐ他の事を考へると云ふ風に感情の大いに動き易きものである。

七、機嫌に時々ムラがある者。

八、愛憎の念正しからずして人を憎んだり可愛がつたりする。

九、氣分が不定で沈鬱かと思ふと直ぐ爽快になる。

十、人のした事をいかにも自分が分したかの様に嘘を吐く。

十一、虚飾的の嘘を吐いて大に見榮を張る。

十二、誇大的の嘘を吐き大に同輩者に誇る。

十三、精神興奮に於ける異常 之は主として刺戟性或は憤怒性を云ふ

ので其刺戟性と云ふのは全般にわたる刺戟性ではなくして多くは一局部に限られて居るので例へば小さい事で敢て怒るに足らざるものを甚だしく劇憤し之れに反し大事にして如何にも憤怒しなければならぬものを毫も怒らざるが如きものである。

又好悪激變して今日一事業を熱心に企つるかと思へば明日は既に其の其念冷淡となりて再び顧みざるが如きものである。

十四、極端的な同情を表し極端的の慈善をなす例へば一面識のなき他人の不幸を見聞するや其不幸が憐むべき結果の下に生ぜしものなるか將た憎むべき結果の下に生ぜしものなるかを考慮せず唯一途に自己の財物を投じて之を救助し若し自己に財物なきときは不正の手段を以て他人の物品若くは金錢を

竊取し之を以て救助するが如き行爲をなす

等にして此の變質徵候は犯罪者には頗る多くあるもので今外國に於ける學者の調査せられたる業績に見ても明かなる事實である。即ち

(イ) 一千九百十二年「ケルレー」氏調査

不良少年百〇五人中

變質徵候を有する者七十七人即ち

六八、五%

(ロ) 一千八百九十九年「メンケメルレル」氏調査

不良少年八十三人中

變質徵候を有する者七十八人即ち

八四、三四%

(ハ) 一千九百十三年「リゾール」氏調査

感化院の不良少年七百八十九人中

變質徵候を有する者四五、九%

であつた。

次に私の犯罪少年八百四十人に就き調査したる結果は變質徴候を有する者六百八十四人にして即ち八一、五五%を算したのである。

此の變質徴候を有する者は性頑強執拗執着心強くて邪惡的不良悖徳の行爲を逞ふるので常法的教育や宗教的法話によりて感化善導することも亦刑罰の威嚴によりて再犯を防止することも至難なのであつて彼の「ロンブロー」の謂ふ犯罪人定型なるものゝあることは事實に於て之を否定する譯にはゆかない感がある。故に私は「ロンブロー」及其一派の學者が唱ふる定型説を論難せらるゝ方々に是非一考を煩はしたいと思ふ鄙見なのであつて之は斯道研究上敢て無理なることではないと信ずるのである。
そして變質徴候の有無は彼等犯罪

者の精神状態を研究し或は其個性調査の上に参考として多大の裨益あるもので其變質の發生する原因は多くは遺傳に屬し祖先及父母の精神病、神経病、大酒、慢性中酒症、榮養障礙、老年期の生兒、母胎中に於ける母の飲酒及疾病等に職由するものゝ

やうである。之等遺傳的變質徴候を有するものは家庭の不良、環境の刺戟に容易に反應して悖徳行爲即ち犯罪に陥り易いやうである。故に變質と犯罪とは其間濃厚なる因縁の存するものと思はるゝのである。
※ ※ ※ ※ ※

募 集

一、寫 眞 人物、風景其他「人」に適するもの、
大さ、自由。

一、地 方 色 傳説、逸話、美談、史蹟等にして「人」に掲載し得るもの、但し簡潔なること。
なるべく寫眞又は繪葉書を添付して下さい。

一、期 限 なし。掲載の分には薄謝を呈します。

編 輯 部

支 那 見 聞 談

(承 前)

黒 川 涉 氏 談

それから只今では排日といふことが非常に喧しい、随分新聞でも書立てられて居りますけれども、是もです私共旅行した範圍内に於てはそれは勿論排日の氣分が相當あるといふことは眼に觸れるものに依つても窺知ることが出来るのであります、それは随分各所に色々な宣傳ビラが貼つてあります、其宣傳ビラの内容には日本に對する反感が相當あるといふことは窺知ることが出来るのであります。けれども其れは極く或る一部の人ではないかと思ふのであります、支那全般から見れば、大多數を占めて居る國民の眼から見ると排日氣分といふものはさうひどくはないではないかと思ふのであります。私は二三支那人の家にも往つて見ました、それから全く日本人がゐない場所にも往つて色々な街を歩いて見ましたし、夜なんか遅く寂しい街を歩いて見ましたこともあ

ります、別段どういふ目的があつたといふ譯ではなかつたのであります、或る所で夜汽車を待たなければならぬといふやうな關係上夜の十一時位迄其所に居らなければならぬ、別に何所にも往く所がないから街の中をぐるぐる時間を費やして歩いたこともありましたが、或は私の人相が支那人に似て居つたかも知れませぬが、別に不愉快な目に遇つたこともありませぬし、何等危険を感じずるやうな事柄もなかつた、随分往く前に威かされて、支那に往くと夜出るとどこから追刺が出て來て物を取るかならぬ、まご／＼するとピストルでやられるといふやうなことでも威かされて往つたのであります、往つて見るとさう物騒な所と思へなかつたのであります、夜など随分歩いて見ましたが一遍も不愉快のことはなかつた、唯だ南京に往く汽車の中で革命軍の軍人が横暴を一人

で四人分も占めて傲然として席を譲らないとかいふやうな事柄に遇つたといふので幾分か不愉快の感じを受けたといふ以外には別段不愉快なことにも遭遇しませんでした。汽車の中でも勿論日本人といふことは直ぐ判かる、私は支那人に近い人相をして居るか知らぬが、私と一緒に往つた人は何所から見ても日本人としか見られない方でありますから、一緒に乗つて日本語を話して居るのでありますから日本人といふことは能く判かるのであります。併し隣合せて座つて居つても是は日本人だとか支那人だとか、殊に民族を異にした者は日本人ならば電車の中とか汽車の中ではじろ／＼見るといふやうな状況であります、是は自分自身等でも西洋人とか支那人等が傍に来るとじろ／＼見るやうな癖がありますが、之を一向支那人はやりませぬ、それから支那の料理を食はせる家でも、大きなホールであちこちで食つて居るのでありますから、日本人が居れば直ぐ判かるのであります。日本人等でありますとさういふ所で外國人が這入つて來ると先づきよろ／＼と眼を向けるのであります。支那人は一向さういふことをしない、西洋人が這入つて來ても知らぬ顔をして居る、道はそこが大國民の氣風を備へて居るのではないかと感じたのであります。さういふ次第

ります、縦断道路と云つて幅が三十間四十間もあるやうな大きな道路を造つて居ります、それが一つ大規模の工事として見られるだけであります。其以外には別段大きな工事もありませぬし、是と云つて此所に新興支那の政府がある、さうして著々として支那の國礎を確立すべき仕事をして居るといふ風には市街を歩いて居るだけでは見えないのであります。併し新聞等に出ます所の色々の事は勿論日本新聞に出るのでありますけれども、支那の國民政府の中心人物の色々談話とかいふやうなもの、出る所を見ますと、兎も角も是から支那といふものが相當に活躍して行くに付て十分に知識と度胸を有つた人が支那の國民政府の内部には居るやうに思はれるのです、國民黨は一つの政黨でありまして今國民政府の要路にある者は皆國民黨に入つて居る、而して國民黨は大正十三年に第一回の大會を開いてさうして共產主義を是認するといふことを宣告したのであります。爾來國民黨員の中には共產黨の分子が随分澤山入つて來て居るやうであります、只今ではどちらかと云ふと國民黨内の左傾派の人は勢力がない大體に於て右傾派の者が中心人物になつて居る、併し實際政府の下働きになつて働いて居る人は大抵左傾派の人であります。國民黨は第一回の大會で

で別に不愉快を感じたことはありませんでした。唯だ總ての状況が不潔であるといふことで困りました。が南京虫には喰はれませんでした。が總て不潔である、宿屋に泊つても市街を通つても不潔で日本のやうに綺麗でないといふ感を起します、それから總てのものが單調である、日本ですと旅行をして居ると色々風物が變つて眼を樂ませるのであります。支那に往くと長江一帯には實に坦々たる平野、さうして所々になだらかな山があるといふ位で何の變化もない、だから結局不潔といふことゝ單調といふことが非常に缺點でありますけれども、それ以外は非常に居心地の好い落付いた氣分のする國のやうに私は印象を受けたのであります。而して總ての事柄が兎も角國は大きく人口は世界の四分の一を占めるといふやうな國であります、歴史は四千年からの古い歴史を有つて居るといふ國民でありますからどこかに何か偉大なものを有つて居るやうな氣がするのであります。只今南京政府は色々著々と支那の面目を一新すべく仕事をして居るやうであります。南京の市街に往つて見たゞけでは此所に新興の支那の政府の中心が在るといふやうなことは外形上之を餘り見るやうなことはないものであります、唯だ孫逸仙の墓に往くべき大墓道道を造つて居

共產主義を認容するといふ宣言をして以來其宣言を取消して居らぬのでありますから國民黨の主張としては共產主義といふものを政黨に於て認容して居る、又内部には相當共產主義の分子があるのであります、併し只今では國民政府の連中は右傾派の人が大體に於て重要な地位を占めて居るのであります。また若い二十三十代の人々でまだ勢力の無い人々は國民政府の下働きとして相當仕事をして居る、其中には随分左傾派の人が多いやうに思ふのであります。併し何分にも右傾派の人が勢力を得て居りますから、一時共產黨の宣傳ビラが支那の各地に貼られた、其貼られた共產黨のビラは殆ど剝ぎ取られて眼に當るものは共產黨を打倒せよといふやうな宣傳ビラが貼られて居る、南京の城壁は随分大きなもので支那の里數で九十里、日本の里數に直して十二三里もあるやうな長い城壁で南京の市街を圍んで居ります、其高さは三丈乃至五丈といふやうなものであります。其大きな城壁にも「帝國主義を打倒せよ」といふ文字と並んで共產主義を打倒せよといふ文字が堂々と書かれて居ります。まあ現在ではさういふ譯で此左翼派の人は一時鳴りを鎮めて居りますが、實際に於ては左翼派に屬する人間が下働の仕事をして居るではないかと思ふ、何時是が擡頭し

て来るか分らぬ、支那の状況は能く解りませぬが、今迄仲の好かつた人が急に仲たがひをする、昨日大總統であつた人が急に失墜するやうなことでありますから何時とんなに變化するか分りませぬが兎も角非常に左翼的な考を有つた人間が多い、さうしてさういふ連中は上海の本屋に聞いて見ると日本の書物を讀む、日本の社會主義に關する書物が非常に澤山入るさうであります、社會主義に關する日本の書物が本屋に注文が入つてそれを誰が讀むかといふと支那の若い學生が讀む、一時は佛蘭西とか亞米利加といふやうな國に留學して歸つて來た者が非常に勢力があつたさうであります、現在でも佛蘭西派、亞米利加派といふやうなものがあつて、日本に留學した者よりもそれ以外の國に留學した連中が勢力があつたらしいのであります、此頃の若い連中は日本語に依つて知識を得るといふことが考へられて居ります、さういふ譯でありますから是から先き斯ういふやうな問題に付ては相當日本の立場としても考へなければならぬ事柄が多いではないかといふやうな感を持つたのであります。

要するに支那といふ所は解らぬ國でありませう、私が此所で諄々云ふ迄もなく譯の解らぬ國であるのでありませう、さうして日本との關係に於きましても色々の經濟

資源が澤山ある、之を列國が非常に狙つて居るといふやうな状況、日本の立場としてはどうしても支那といふものを理解して支那と提携して行くといふことは必要なんでありませう。それが爲に日本人が支那といふものを十分に理解するといふことが一番必要ではないか、決して支那といふ國はさう氣持の悪い國ではありません、往つて見て寧ろ東京のごたくした所で受ける感よりは支那の感は好いと思ひます、彼の革命が四十五年以來度々行はれて兵亂に襲れた巷でも何時何所で革命があつたか、何所で戦争があつたかといふやうなことはちつとも顔色に現はれて居らぬ、或る所の城壁が壊れたといふやうなことで今も兵亂の跡が遺つて居るものもあります、何時革命があつたか何時戦争があつたかといふことを氣に止めずに能く支那人といふものは働いて居るのであります。支那の戦争は日本の戦争と違つて遠くで彈丸の音を聞いて勝つたり敗けたりするやうな戦争でありますから一般の人民は革命とか戦争といふものに對する不安を感じて居らぬのかも知らぬが、隨分軍隊が來ると掠奪するやうなことは激しいのでありますから、又來はせぬかといふやうなことを日本人ならば當然心配しなければならぬ、一旦兵亂があれば火事があつて焼けてしまふや

うな状況でありますから、隨分日本人なんかの頭を以てするならばさういふことに對して神經質になつて居なければならぬと思ふのであります、どうも私共の見受けるところではさういふ點に對して吞氣であります、折角孜孜として汗水垂らして貯めた財物が一朝兵亂に禍されて全部無くなつたやうな場合でも支那人は平氣らしい、支那人は非常に諦めが宜い、一生懸命に貯めた財産が兵火の爲に一朝にして失つても諦める、くよくよく云つても仕方がない、それよりも一生懸命に働いて儲けやうではないかといふやうな氣分があつて、さういふ點は非常に見習ふべき點ではないかと思ふのであります、さういふやうな氣風の爲でありませう、度々革命の爲に人民はひどい目に遇はされて居るにも拘らず一向氣にして居らぬ、従つて吾々が歩いて見ても非常に安穩に生活を送つて居る、何等兵亂とか土匪とか云ふやうなものから脅威を受けて日々の生活を送つて居るといふ風には見受けられない、でありますから此日本のやうな、殊に東京のやうなざわ／＼した所から往きますと氣持は非常に好い、伸んびりした如何にも大國に來たといふやうな感が致します、でまあさういふ譯でありますから將來日本としては支那といふものを十分理解して支那といふものと相提携

して行くといふことが一番重要な事柄ではないかといふことを私は支那を廻つて來まして非常に深く感じたのであります。

(完)

本會基金へ寄附

金百圓

山形縣大山町
善寶寺住職
庄司 乘圓

右本會基金へ寄附せられた



我等の宗教

文學博士 忽滑谷快天氏

私の「我等の宗教」といふ漠然たる演題でございます。生命の不可思議なることを私は信じて居ります。神といひ、佛といふも、畢竟するに不思議なる個体の生命である、その所謂生命は我々の如き進歩致した生命のみでなく、草木は申すに及ばず、あらゆる天地間の萬物が皆生命の有るものといふことを信じて居るのでございます。先づ最初にこの生命の不可思議なる所以を申し上げます。見ますと、手近い我々自身が良能と稱する所の不思議な働きを有つて居ります。これは孟子の中に「學ばずして能くする之を良能と謂ふ」といふ言葉がございます。學業をいたし、勉強をいたしませぬでも、ひとりて出来る生命の不可思議の働であります。いふまでもなく食物を攝取いたしますれば自然消化が行はれて参ります。さういふ消化作用の如きも誰も學修をして學ぶ者は

ございませぬけれども、生命の本質上から斯様な微妙な働きをいたしますこととあります。身軀の労働をいたしまして非常に骨を折りますと、身軀の酸素は自然缺乏を告げて参りまして、炭酸が發生を致しまする所より疲労といふことを感ずる、その疲労を回復いたしまするためには、毒になりまする所の炭酸が循環をいたしまして、頭の腦髓に達しまするといふと、そこで呼吸中樞といふいきを呼吸いたしまする所の大切な機關を刺戟いたしまする、そこでいきが頻りにばづみまして、我々の呼吸が早くなつて来る、呼吸が早くなつて来れば空氣の中にある所の酸素を吸収する分量が殖へて参りまして、自然とその疲労を回復することが出来るやうな働きになつて居るのであります。斯の如きは實に何ともいへない生命の微妙なる働きで、身軀が労働をすれば疲れる、疲れ

れば又それを刺戟して回復する手段が自然に出来て居ります。のみならず炭酸といふ毒が頻りに我々の酸素の攝取を勵まして行くといふが如くになりまして、實にいふにははれざる働きが行はれて居る次第であります。
血液を見ますれば 血液の中に減毒作用がございまして、毒物が血中に入つて参りましたものを直ぐに溶き滅し、或は抗毒素を造りまして、毒に抵抗する物質が出来たり、或は喰菌作用と申しまして、毒菌を喰つてしまひましたり、或は負傷をしましたる場合には血が固まりまして、その負傷した場所から出る血を止めて、そこで癒るやうな方向に向つて参りますやうな事柄でも、如何にして斯様な微妙な働きが血液の中に具はつて居るか、斯様なつまり解毒作用、抗毒作用或は止血作用と申しまする所の不思議な力を有つて居る血液が絶えず身軀の内を循環して居りまして、これが學習を経ずして自然に出来て参ります所に生命の妙があり我々の生命の安全を期することが出来るわけであります。
 我々の鼻の孔を見ますれば、腺毛と申しまする所の毛の如き細毛がありまして、外側に向つて發生致して居ります。そこで微菌や何かが入つて参りまして、それを外に皆弾き出してしまふ働きがございます。わずか十

分間か十五分間に百万以上の微菌を弾き出すやうな働きを有つて居ります、おまけに鼻の孔を通して入つて来る空氣といふものはその内で温められ、濕みを與へられ、これを肺臓の内に送り込んで参りますから、そこで腹に冷めたい、乾いた空氣が入らないといふことは、鼻の孔の構造より來ることとあります、これらの働きを考へて見ますと、實に人間の身軀といふものは容易ならざる微妙な働きから出来て居ることを感ぜざるを得ないわけでありまして。
さて斯様に致しまして、 良能といふ力があるが爲に種々様々なる働きをいたしまして生命を維持して行くことが出来る、併ながら斯様な良能ばかりで生命がありませんならば無自覺の状態でありますから、甚だ不快千萬なものとならざるを得ない、食物の消化作用でありまして、或は血液の循環作用でありまして、總ての反射作用——色々様々なる身軀の機能が働いて居りまして、皆無自覺で、無自覺状態で進んで参りますれば草木も同じことである、植物の生命の如きものでありますから、それを今一步進んで完全なる目的に合するやうな働きを致さなければならぬわけである。
 そこで生命が向上をして参ります爲に現れ出たもの

が即ち本能と稱する自覺のある働きになつて参ります。これは良能の上に更に現れたる所の自覺的の力でありまして、或は食物を攝取する、或は男女性の間の性愛が起りますとか、自分自身を偉いものにする優越感といふものがありまして、自己擴張の本能が現れる、或は闘争をし、戦ひをし、喧嘩をする所の働きが起る、或は物を保有せんとする本能、或は畏るゝ、怒る、悲しむ、愛する、斯ういつたやうな様々な本能が現れて参ります、これは自覺のある——自分でもその働きのあることを承知することの出来るものでありますから、前の良能に較べて見ます、ると頗る進歩したものである、殊に微妙に行はれますといふのは單に本能の働きが身躰の爲になるばかりではありませぬのでこれに伴ふ所の感覺といふものが余程爲になる、例へば食物を攝取致しまして適度に榮養を致しました時には非常に愉快な感じがそこに伴ふて来る、これに反しまして餓しい時には不愉快の感じがあります、男女間の性慾を適當に満たしました時には愉快の感じを惹起すものであり、それに飢てゐる時には不愉快な感じを惹起するものである。又己れが他人より優つたといふやうな自己擴張が出来た時には愉快になる、人と競争して負けした場合には不愉快を感じる、或は闘争をして勝つた時に

は非常に愉快を感じる、或は物を所有を致したり、金を儲けた時は非常に愉快を感じる、この愉快と不愉快との感じといふものが本能に始終附添ふて來るといふことが非常に微妙な生命の働きと申すべきものである、若しこれがなかつたならば恐くは本能の働きを本當に發揮して行くことがむづかしからうと考へらるゝのでございます、
何故なれば食物を 取るといふが如きも實は複雑な、面倒な仕事、それを満たすことに依りまして愉快を感じるから銘々が食事をする、酒を飲むにいたしまして、そこに愉快といふ感じがあつて、飲んで陶然として天地を忘れるといふやうな狀況が附添ふて來るから酒を飲む、又食物を取るにいたしましてもその通りでありまして、愉快の感じが伴ふ所の副産物の働きを目當として往々にして本能を満たすことがあるのでございます。
 そこで我々の注意すべき事柄は、この副産物を目的にしてしまつて、本當の本能の目的を忘れるといふことが屢々行はれる、例へば男女間の交際といふやうな事柄は、もと／＼我々の生命を永久に子孫に傳へて参ります所の大切な目的を有つて居るものである、それを單に男女の交際の愉快といふことの爲にするやうになつて参りましたならば主と従とを取違へたものである、副産物と

主産物とを全然顛倒してしまつたものである、然るに若い人々に於きましては往々にしてこれが行はれて居る、所謂妻を娶る、異性の人に交際をするとかいふことは快樂を元とするといふ風になつて行くのである、その誤を繰返され／＼行つていくといふと所謂變体性のもとなつて参りまして、病的の性欲となつて來る次第である。
随つてそれが元となつて 犯罪を構成して行くことは言ふ迄もないことである、生命の本質を忘れてしまひまして、その副産物の方を主産物と心得て行くやうな間違から致しまして性欲の上にも、食慾の上にも、大弊害を醸して來るといふことは常々あることであります、食物も同様でありまして、始終愉快の爲に食事をするといふ氣分が伴ふて参りますと食道樂になります、本當に身躰を養ふといふよりも愉快の爲にするといふことになりまして、主客顛倒の状態になり、遂に胃の腑を痛めて來る、或は死滅を招くといふ状態に陥るものであつて、酒飲が己れ自身を滅するといふのも爰から來るのである、さうしてこれが又罪の元となつて來ることは申す迄もない、闘争本能——人と戦ひをします本能も結構なことに違ひありませんが、互に競争をいたして己れ自身を進歩させる、さうして生命を開發する上に於て缺くべ

からざる大切なものであると考へらるゝ、併ながら闘争その物を目的として戦ふといふことになつて來ますと病的になつて來まして、今日の政黨者流が護國安民といふ本旨を失つてしまひまして、政黨その物の負け勝ちを以て目的として戦ふが如きは病的作用であり、犯罪的傾向を帯びて行くものと考へらるゝのである、これ皆本能なるものゝ満足を誤つたものであると考へらるゝ。

恐怖或は忿怒、哀痛

といふやうな情に於きましても同じく本能でございます、これは又我々に抵抗をいたします敵に對する所よりこの情が起つて参りますこととであります、自分の障礙物となり、自分に邪魔をするものに十分抵抗が出来ます時には怒といふものになつて現れて参ります。その敵に對して到底我力が及ばないと成りますと恐怖に變つて参ります、更に進んで敵の方が猛烈に強く、己れは如何ともする能はざる狀況になりますと悲しみといふものになつて來ます。尙ほ忿怒と恐怖と哀痛といふものは同じ精神作用であり、同じ本能でありまして、度が強いが弱いかにあるのであります、殊に怒といふ如きは人間にありましては甚だ效能の薄いものである、何故ならば忿怒といひますものは人間社會を切抜けて参ります上に於ては餘り效能のないもの、思慮

深き人、或は十分思索に耽ける所の人、或は謀計を帷幄の裡に廻らすといふやうな人間には怒といふものは禁物であります、これは下等生物の本能としては適當なものでございますが、人間には甚だ效能のないものといはれて居ります。これは人間が素と動物であつた時に盛に行はれたもので、學者の牽強附會でございますが面白い譬へがございませう、怒が起るのは人間が動物でありました時に盛に行はれた、だから今でもその状況が思ひ浮ばれる、何となれば怒は眉を揚げ、眼を開く、随つて口を閉ぢて鼻の翼を膨らせる、さうして筋肉が緊張して、手足が縮むといふのである、第一眉を揚げ眼を開くといふのは、動物が遠方から睥み合ふ状況であるといふ、成程腹を立てます時は眉を下ろし眼を閉ぢるといふことはないでございます。

それが動物が互に 睥み合つて、愈々近付いて噛合ひになります時は口を閉ぢて鼻の孔が膨らんで來るのが自然の状況である、そこで筋肉が縮まるのは向ふに飛び付いて、爪を以て引つ搔くといふ状態になるものであつますから、怒の状態は總て動物的に出來て居るものだといふことを申して居ります、その説明から申しますると、喰ひ付いたり引搔いたりしますのは動物に多いものである、子供や女の喧嘩を見ますと喰ひ付いたり引つ搔いたりして居りますから、これは動物状態に近いものと考へる。餘事は措いて、右のやうな状態であつて、我々の本能が敵に對して憎みを持ち、味方に對しては慈愛の念が起りましたり、種々様々にいたして、自分の生命そのものを本當によい具合に維持して行かうといふ必要上からの本能なるものが惜いことには目的が分らぬ、自身では何の爲に本能が存在をしなければならぬかといふ目的が分らない、又この本能を見出すべき手段を考へることが出來ない、これが弱點である、そこで本能は良能も備つて居りますけれども、その良能が自然に行はれ、本能が自覺的に行はるゝその本能なるものが盲目的のものでありまして、目的を意識することが出來ない、手段を考へることが出來ない情けないものでありますに依つて、その上の働きを現さなければ我々の生命なるものは完全な目的を遂げることが出來ない、そこで現れ出たものが智能といふものである、この智慧の働きに依りまして本能の目的を明らかにすることが出來る、而もこれを満足することの手段を考へることが出來る、そこで目的と手段が分りますれば適當にこの本能を満足いたして參りまして、人間の生れ來つた所の生命の目的を十分に合理的に見出すことが出來る。

新坊ちゃん物語 (十一)

戒護は改善參謀本部……目のとどかぬ技師さん……責任はむしろ擔當にある……むしろ私はポンプ役です能率は下つて規則通りにせよ……スルけろの御趣旨とは驚きます……

春日鹿二

断然「所風」を一變して緊張した空氣におかると云ふ大方針になると、戒護はこの改善策の策源地となるので、いよゝ多事となつて來た。

「石村部長第〇〇號を呼び出して呉れ給へ、調室で僕が面會するから」
戒護主任は命令した。
「えゝと、それから序に第××號も呼び出して」
一體これまでは、こゝでは六つある工

場には工場擔當の外に受刑者の中から職長みたいなものを選び出して、それに二十人なり三十人なりの職工たる受刑者を配して、勞務につけ、更に其の職長配下のものを全體統べてゆく庶務係——これが事實上の工場長の役目をするのであるが、——を置いてゐた、だから普通他所のやうに工場擔當萬能でなく、擔當は單に見張りをしたり、號令をかけたたり、入浴につれて行つたりする普通の看護看守に過ぎなかつた。

かうなると一つの工場の中でも部面部面にしたがつて、我が黨で勢力をもちたうとして、なか／＼職長たることを競争する、衆望を荷つて力のある者がなるのであるが、それでも同じことなら我黨から出さうと云ふので暗々裡に競争がある、又工場長の役目をする庶務係の帳面つけの方でも、云はゞ我黨内閣の關係なのだから、人物選定には手を廻して都合のよい人物を出すことにせねばならぬ。實際上今までから工場長になつた男は、相當に手腕もあり人望もあり物もわかつてゐなければならぬから、それになつた者がなつてゐた。

それに戒護の方面ばかりでなく、作業係の上から云つても作業素品の買入から、保管、使途についても、みんなこの工場長がやつてゐたのであるし、工錢の記入や評價、見積りまでさへ、この男の云ふ通りになつてゐたと云つていゝ。そりやさうだらう、今までは作業主任なるものが、大概は素人であり、また技

師など、高等官で候といばつて見たつて、實務の上からはからさう目がきかない、毎日書類を見てペタ／＼判をおしたり、工場巡視をやつて見てもわかりにくい、工場でなにをやつてゐるかもわからねば書類にして出すものと、實際工場をやつてゐるのとどちらがどうなつてゐるかもよりお目がきかなかつたのである。すなはち帳面づらと、工場の實際とはまるで違つてゐて、馬鹿に安くなつたり馬鹿に高くなつたりしてゐても、工場側の一應の言分によつてあ、さうかと云ふやうなことになつてゐたらしい。また年度末の調査のときでも帳簿の上と現品と合はないでは困るので、そこは彼等のお得意の方法でつくろつておく。

が一面にはさうした『自治制』による弊害の裏にはまた彼等が、よその刑務所のやうに命令が出なければ動かさず、自發的な意識のもとに工夫したり、努力したりは一切しないと云ふ風から脱却して實際社會に立つて經驗するところのものを立派に自治的にやつてのけると云ふ効果

もある譯であつたが、さてこの度の大改革によつて、また工場全體に對して「手入れ」をして見ると、工場の押入から靴が出て來たり、印刷インクが出て來たり、何連もの用紙が出て來たり、道具が出て來りして、オヤ／＼と云ふことになつた。またその「人物行政」の上にも弊害を續々と認めて來て、こりや意外に療治をせにやならぬ哩と思はしめたのである。

いま主任の呼出によつて出て來た第○號もこの事件に關係あるものである。「お前のところの工場から出て來たものについて、お前は何か知つてゐなかつたかね」

「別に何も知りません、つい底まで見ずにをりましたので」
「うむ、しかし毎年度末には検査をしてゐたのだから、その時には何がどうなつてゐると云ふことはわかりさうなものだがね」
「でも主任さん、そんなことは受刑者

である私共の責任ではないと思ひます、そのために工場擔當もあり作業主任もをられるではありませんか」
なるほどこれは彼の云ふ通りで受刑者に責任を負はせるのが大體間違つてゐるのである。主任も一本參つた。がそれは要するに話のきつかけを得るための話題であつて、受刑者を責任者として責めるために言ひ出したのではなかつた、で話を轉じて

「それはそれとして、お前の工場で働いてゐるもので徒黨を組んだりして、何かに脈絡をとつて策動するやうなものがあるさうだが、それについて具體的に云つて貰ひたいが」
と吊り出すと、その男は

「實は一人にしても、一筋繩ではゆかない連中ですから、黨を組まれるとなか／＼困りますし、そこは操縦に心をくできます、あの連中は全く、普通の職人でもさうですが——全く氣持で動くのですから、一寸した言葉の行違ひでもうゴジれてしまふのです。御想

像にも及びません」
と云ふのであつた。

「そこで、あの△△だが、あれがあそこに居るために工場内の平和を害すると云ふやうなことはないか」
「それは實」を申し上げますと、△△君がをりますと、すべての持場に圓滑を缺きまゝで、常に私はそのボンブ役と領解運動に廻つてばかりゐねばなりません」

それから主任と第○號との間にかなり突込んだ問答があつた。その結果職員會議となり、所長の前で作業と戒護と職務との合議の下に、この際あの工場の空氣を一新するために、中心を置きかえて他工場へ移すものは移す、同工場内でも持場をかへると云ふやうにした。それから、彼等の自由裁量の餘地を嚴禁し、何ごとも命令がなければやつてはならぬ、すべて作業係を通すこと、便宜の處置はならぬ、また時間内の仕事ぶりは、規則一點張で、何ごとも刑務所らしくやること、そのためにたとひ能率が下つて

もそれは致方ない。

さあかうなると、長い間の習慣で、上つてゐた彼等は、調子が變つて來たためにアツ／＼と云出して來た。
「これぢや氣をきかして働いただけ損だ、時間だけのところを、グズ／＼やつてゐるばいゝなんてことは、行刑の趣旨にだつて反するではありませんか」
なんて理窟をこねる奴も出て來た、今まで何となく潤ひのあつたのがすっかり冷殿になつて濃厚になつて來て、やかましい規則を履行され、何かに氣まゝが出來なくなつた。

その結果はどうあらはれたか。
「前所長時代のユートピアは破壊されたのだ、こんな冷たい檻の中では折角愉快に働いてゐた我々の心は、卑屈になつてしまひます、えゝツ、もうどうでもいゝと云ふ氣がして、仕事に勢が生まれぬ、工場全體の空氣は、御覽の通りダラケきつてしまひました。」

かう云ふ訴へがあつた。

「これと云ふのもあの戒護主任のやり方なんです、たゞ嚴格にさへすればよいではこの刑務所などはおさまりませぬ。どうせいくら働いたつて大藏省のおためになるだけで吾々には何も損得はないのですから、ツルク考へればこの方が結局樂なんですがね、しかしあなただから申しますが、收容者にツルをきめ込ませるやうに刑務所から仕向けるつてことはどう云ふものでせうか」そして最後に

「あの人は、何事でもみな自分を通してゐなければ出來ないやうにしゃうとしてゐるのでせうが、そりや駄目です、誰もあの心に心服はしてゐません、みんな憎んでゐます、こんなことになつたのもみんなあの人のせいだと、中には面と向つてどなる奴もあるのですから、何か間違ひでもなければいゝがと思つてゐるのです」
と云やうな告白までした。
實際、今までに與へられてゐた特典ら

しいものは、みんな廢されてしまった、ひきしめる一方な政策が出た。がこのやり方にも無理はないのである。今までのやり方には一面いゝところもあるが、拘禁制度として考ふるときは問題になることも多分にある。同情の點についても、つけ上り過ぎてゐて、これではならぬ、締めつけると云ふものもあつた。

がとにかく、この所風一變革の企ては益々行きつまつてしまつて、悪化するばかりであつた。さうだまあ失敗と云つてもいゝほどであつた。

「いや、やり難くなりました、板ばさみになつて我々は困りますよ」

そんなことを云ふ技手もあつた。

「これやなるほど、刑務所事業は容易なことぢやないわい、自由を束縛せられてゐて、勝手なまねは出来ず、意志の自由だつて思ふやうにはならないところではあるが、氣持や感情で動いてゐる連中を統御し慮遇してゆくのだからそこに理窟以外の注意が必要である、何等の氣持をくさらせては——理

由はあつても——こつちの思ふやうな處遇が出来ないのだからなア」

と自分はずく／＼思つた。

がこの状態のまゝで、どうなり續いて行つた。

◆本會茶話會

五月二十五日午後二時より恒例に依り本會内に茶話會を開き、蓄音機、活動寫眞等を爲した後、文學博士高野辰之氏の「音楽と感化」と題する有益な講演を聴講した。出席者は左の如し。

佐藤乙二 相澤傳三郎 河邊湛然
渡邊播太郎 伊藤忠次郎 赤城一雄
宇田象三 中林勘次 中田主税
藤原教圓 淺野八郎 井川信一

- | | | |
|-------|-------|-------|
| 本多六太郎 | 高橋健 | 富井隆信 |
| 大原虎夫 | 佐藤寅吉 | 近藤貞次 |
| 栗田紀道 | 土倉是空 | 重松招雪 |
| 秋山保 | 平方義孝 | 双木文四郎 |
| 朝岡晴光 | 山中鉄一 | 鳥田鐵太郎 |
| 松山憲太郎 | 保貞良 | 齋藤文藏 |
| 青柳彌錄 | 神俊三 | 東山惠雄 |
| 竹ヶ鼻尙友 | 黒田賢雄 | 豊田作治郎 |
| 中村久次郎 | 永田包雄 | 補原堯照 |
| 二場實俊 | 古田圓正 | 山本作藏 |
| 仁科正次 | 和田千松郎 | 渡邊虎鬼狼 |
| 鈴鹿由太郎 | 沼田平助 | 白根徳太郎 |
| 松下民衛 | 齊藤安喜 | 關場利助 |
| 菊地久一郎 | 平山常治郎 | 鶴岡要 |
| 井上惣三郎 | 豊田友平 | 山内永七 |
| 松山爲治 | 古池登 | 楡木熊之進 |
| 鈴木銀造 | 森川義昭 | 横島松吉 |
| 岡田徳次 | 伊集院藤七 | 増田四市 |
| 小林忠夫 | | |

※初心者の爲に

□句評 — その七

冬花居士

蛙啼き 螢通る や衣更 上月
耳に聞き目に見れば既に十分である。そこに尙ほ衣更を加へたところ大勉強であるが、これは道具が過ぎて古道具屋の店先を覗く感がある。のみならず俳句の季節では蛙は春季で、螢と衣更とが夏季。尤もめかる時と云つて蛙の鳴くのは初夏であるから許されぬこともないが、一考を煩はす方がよいかと思はれる。

◇
月澄むや池に波打つ蛙かな 孤 兒
月澄むは秋季である、蛙は前に述べた如く春季である。又水に澄む月影を亂した蛙の動作を詠んだとしては拙いものである。

◇
色よむ庭の若葉や五月雨る、 碧 空
若葉の色深みぬれば最早若葉に非らずとしてよくはないか。緑濃き樹々にふり濺ぐ

毎月 募集

刑政俳壇

題 當季 隨意
切 毎月 廿日 限
用紙 官私製ハガキ

*** 椎廻本冬花先生選 ***

家内中連れて花見る 非番哉 宇治 五
飲んでから手拭濡す 清水哉 浦上 啞
蓮咲くや池に添ふ家の朝灯 全 全 啞
蟹採りの子に山吹の亂れけり 水戸 全 啞
汽車の來てやつと腰伸す田植哉 松江 波詩
初夏や去年の帽子出して見る 神戶 遊 水
牛市の果てし眞晝や 蠅の群 岡山 靈 雪
事務終へて家路涼しう戻り息 水戸 梅 里
徴兵は甲種合格 鯉 八王子 朗 聲
苜切の聲かしましき日和哉 福島 海 岳
鯛賣つて海士の祝ふや 鯉 高松 賀 幸
流行の浴衣すつかり似合ひけり 西大門 青 杉
五月雨や重荷の馬車に力添 三池 孤 月
しつぽりと濡れて色よし牡若 全 みいづ
蝶一つ川越えて行く日和哉 新潟 銀 波
夕立のさらりと霽れて星の晝 大田 雄 心
幌蚊帳の側で子守も晝寢哉 水戸 紫 峰
牛叱る聲も交りて五月雨 大邸 東 洋

倫理 通俗

東洋に於ける性の善悪 三

安宅爾朗

荀子の倫理思想は、大体以上の如くであるが、更に簡単に彼の國家社會觀等について一瞥してみたい。

彼は致土篇に於て、土なければ則ち人居に安んぜず、人なければ土守られず、道法なければ則ち人至らず君子なければ則ち道法ならず、故に土と人と、道と法とは國家の本作なり、君子は道法の地要なり」と説いてゐる。即ち土地と人民と、道法と統治者、この四つが國家の成立の要素だとなしてゐるのである。

而てこの「君子」も徳の異名で、人としては堯舜の別はあるが、徳に變りはない。人民はその徳に服するのであり、徳は、徳に代るこれが禪讓であるとしてゐる。

而て彼は人類に群居の欲望あることを肯定し、各人が縦に其欲望を充たさうとすれば互に争つて孤立し、外敵の襲撃をふせぐ

ことが出来ない、だから分を守りて團結しなければならぬ。而て職業を分け、適材を適所において有無相通することが人類生活に必要である。即ち彼は社會の成立の原因を、欲望と性惡と協働との三となしてゐる。

而てこの社會の教化の要具として、樂を力説し、人情として樂はかぐ、可らざるもの、心の動靜は形にあらはれて手舞足踏となるのが人情の自然である、と云つてゐる。近代の音楽が、どこまで、吾々の生活と密接なる關係があるか、またゆはゆる社會教化にどれだけの價值を有するか、疑問であるが、樂は、本質的に人間生活と關係を有することは云ふ迄もないことである。

こゝで少し逆見することゝなるが、支那に於て重要視されてゐる「禮」の代表として孔子の説を管見したい。彼は論語のうちに

禮を四十一章の多きにわたりに、その要を説いてゐる。

(但し孔子の道が即ち禮だといふことは、穩當ではないやうである)

禮には、制度儀式作法等社會組織を維持するところの形式を總稱する本義と、これらの外面的のものゝみを意味するのでなくむしろその反面的な徳を意味する本質との二義がある。

即ちともすると兩端に走る傾向のあるところの人間の行爲を抑制してその中庸を得せしむるもの即ち中庸の良心ともなづけるべきものが、禮の本質である。

「恭而無禮則勞 愼而無禮則寇 勇而無禮則亂 直而無禮則絞」

恭もよい徳である。勇、愼、直、執れも立派な徳であらねばならぬ。だがそこに過不及がなければ、本當の徳ではない。この諸の徳を立派に徳とさせるものこれ即ち禮である。

從て、禮とは、この場合、表にあらはれたところの禮儀ではなくして、心の一の作用化されたものである。從て禮は、本質を

すれば「虚禮」となり本質のみとなれば素朴となる。

支那朝鮮の禮樂が、おとろへ、何等の眞實味を有せなくなつた——換言すれば、孔子の經典を存し乍ら、民衆に何等の力となつてゐないのは、この本質をみわすれてゐるからだといはねばならぬ。

雍也篇の語をかれば、「文と質」とがと、のはなくては、禮が完全してゐると云ふことは出来ない。

この禮に、個人的なものと、社會的なものとの二のあることは、云ふ迄もない。而て個人の場合が、徳であり、社會的に行かれたものが、制度である。

論語にのするところの禮は多くこの制度の上のことである。

爲政篇に、道之以政、齊之以刑、民免而無耻。道之以徳、齊之以禮、有耻而且格。

などはその一例である。併し「八佾」の篇に、完公の間に對し、君は臣を使ふには禮をもつてし、臣が臣として君につかふるには、忠をもつてする」といふが如きは、徳と

しての禮を云つてゐるのである。

しかし、かれは、之をみだりに用ゆることを攻撃してゐる。何となれば、いたづらな禮の、作用は、禮の意義を失ふからである。八佾篇において、李氏が周公の遺制にそむいて、僭越なる舞樂を用い、或は神事を行ふたのを憤りてゐるが如きがそれで、

又彼は、この禮樂が、天子より出でず諸侯より出で、諸侯より出でずして大夫より出づる等々佞臣によつて不當なる制度禮樂の出づるのをなげいてゐる。

けれども、彼の思想、道の中心は、禮にあらす、中庸にあらす、畢竟「仁」であつて、ゆはゆる「克己復禮仁」の如きも、禮にかへれば仁たるをうべしといふところの教育的注意にすぎない。即ち博文も紋禮も共に仁に達する手段である。而てこの「仁」の内容は、孔子の思想に於ては、はつきりつまむことが出来ないが、それを明白に繼承祖述したものが即ち孟子の「仁」の説である。

たゞしかし、釋迦は慈悲をとき、基督は天の愛をとき、孔子もまた愛即ち仁をとい

てゐるが、釋迦キリストの愛が、平等的博愛なるに對し孔子は、親の差等によつて人情にねざすところの差別的愛をたてゝゐる。即ち血族的な愛をもつて非血族へまで之を及ぼすが、かれの愛の道で、從て情を重んじ、親族的愛を本としてゐる。子路篇に云ふ

「吾黨之直者異於是」と即ちかれは、父のためには、國法も輕ずるのである、正義よりも情を重ずるのである。而て之を擴充して、衆に及ぼさんとするものである。而てこの理想に到達する方法として、「忠恕」をとくのである。

ところが、支那に於ける、異端者としての老子は、どんな風に人間の性をみとめ、その解決をといひてゐるか、彼老子(Lao-tze)の思想が、宋の林希逸や、ちかくはラフヒツテ(Lafitte, General View of Chinese Civilization)やドングラス(Donglass, Confucianism of Taoism)などの云ふ如く、バラモンなどの印度思想から來てゐるかどうかは別問題

として、彼の學説は、形而上學的原理の一に樹立され印度の虚無的思想と近似點が多い。

彼の道なるものは、形もなく名もなくしかも宇宙の本体をなすものである。而て有名は、現象で、名くべきものなきものこれ本体で、之が玄、しかも萬物之より生ずるから衆妙の門となる。

この本体は、萬物にさき先ちて存し何物にも支配されないが自然に則るのみである。

この自然といふのはつまり窮極の意で、原因を超越して不生不滅、萬古に獨存する道で、天下の母である。

即ちかれの道なるものは

- 一、道は天地萬物の根源たること
- 二、冲虚を体とする無名無象のものであること
- 三、あらゆる相對差別なき絶對なものであること

従つて、この哲學から生れる倫理上の問題としては、人間の性は、善でもなく悪でもなく、さうした範疇を超へたもので、而て

ならぬ。自然に従ふてゐる以上、夫は無爲であるとする。だから又云ふ

上善は水の如し、水よく萬物を利してあらそはず、衆のにくむ所になる。故に道に近し

自己己を低くしてその智その徳を守り「天下の谷」となつて衆諸を至らしめよとも。而てかれは更に、三徳として「慈」と「儉」と「敢て天下の先とならざる」ことをあげ、又怨に報ひるに徳をもつてする無抵抗主義をも唱導してゐる。

蓋し彼の思想は周末、繁文褥禮が虚偽虚飾、頹廢糜爛、天真をはぐみ、その刑政が殘忍酷薄を極めて世の争亂をしげくするばかりであつたのを憤り、無爲自然をかく叫んだのであらう。而て、その思想は、余りに極端の如く見え乍ら、孔子教のこの精神が低落したあとに、現代に於ても、救世的思想として東洋に擡頭して來たことは、注目に價することであらう。而て、西洋に於ける倫理學者にも、支那、ことに老子の思想の研究熱が非常に高まりつゝある。

人間が復すべきところのものは、かう云ふ人爲的善惡判斷のある差別の世界ではなくして、無我、無心、無爲の自然の世界に入ることより外にあり得ない。

即ち、禮も非なり、義も非なり、仁も非なり、要はこうした煩雜なる人爲的法則を脱却して天真の姿にかへることにあるのだと彼は云ふ。

從政事とは、刑罰法令の繁煩をさけ無爲自然にかへること、かれは、政治を否定するものである。

「大道廢有仁義」とは、有名な句である。

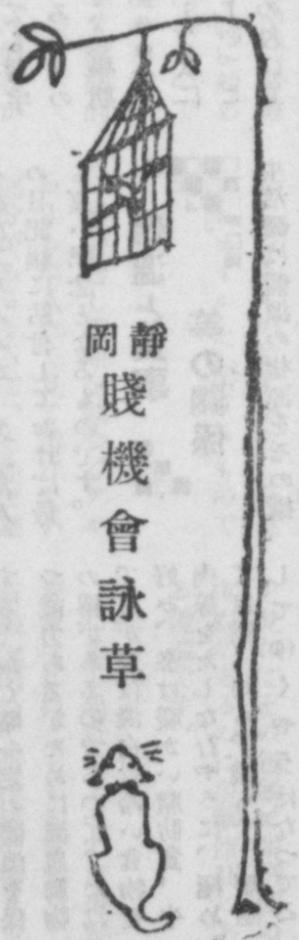
これを世間の人は、國が亂れて忠臣があらはれ、道がすたれるとき、仁義が之を救ふものとしてあらはれてくるやうにも解してゐるが、老子の思想から云ふと、大道がすたれるから仁義などといふものが必要となつてくるのである。政治をするから、治めるものと治められるものが生じ、そこに禮や刑罰が生れてくるのである。大道無爲にすべてが歸してみよ、禮も刑罰もいらぬではないか、これこそ本當の道である。(註、近代の無政府主義的思想を參考)

實にこの句は、技巧的文明制度に對するかれの忠實な反駁で、彼は、仁義は一時的な麻痺劑となつても、永久的な根本的な救治劑とはならぬ。「素を曳、撲を抱き、私心なく」利慾をして少なからしむるところの即自然に歸するをもつて唯一最上の方則としたのである。

ことに、「禮」のときは、人爲の修飾により、人に強いるところのもので、最も自然をはなれたるところの薄徳であるとしてゐる。

かう云へば、彼の思想は余りにも莫然とし、あらゆる規則を破つてい、放縱のまゝに動くことをみとめらるやうであるが、彼は、自然に化育の徳をみとめ、

「智をもつて國を治むるは國の賊なり。智をもつて國をおさめざるは國の福なり、常にこの兩者を知れば稽式たり、よく稽式(法則)を知る。之を玄徳といふ。玄徳は深し遠し」と云つてゐる。即ち、「爲すことなくして爲さざることなし」といふのが要諦で、如何に活動してもそれが自然に従つてをられれば



静賤機會詠草

戸田則素先生選

○沙干

沙干かたあさりし貝を籠にしめて老いたる母の家苞にせ舞
千瀉にて貝とるをのこ心せよやかてみちくる沙そかしこき
冲遠くうしほは引てをのこらも廣野に遊ぶこゝちこそせめ
花をまつ心いられにさくら貝まつひろはましけふの沙干に

○紙憲

そよと吹風たにもなき春の日のみ空はるかに風をあかれる
いかのほりいかに高く昇りけむ仰くみ空に影の見えぬは
春風のふきのまに／＼いかにほりいかに昇りて人め引くらむ
ほからかに晴渡りたる大空をうれしとはかり風のあかれる



子供のいたづら書も

日記帳に貼れ

— 學齡兒童の成績
品は皆保存せよ —

赤ん坊や幼少な兒童のために、親が代つて子供の言語や動作も必ず、この日記の中に記す方が何かにつけて便利です。赤ん坊であれば笑ひ初め、首のすわる程度、お話の工合、這ひ方、立ち初め、歩き工合から、一日の睡眠時間、大小便の回数、泣き方、齒の出た順序、その他いろ／＼目についたことを書く必要があります。又三四歳頃からは無邪氣

な言葉や動作の中にいろ／＼の面白いことやをかしい事がありますから、これをその時々書きつけます。そしていたづら書きなども面白いものは日記帳に貼りつけて残して置く様にして欲しいものです。又學齡兒童の成績品としては學校の通信簿だけを残して置いていゝと考へる人が多い様ですが、嵩張つても習字圖畫、算術その他いろ／＼の成績品を、全部纏めて、一學期づゝ一冊として、スクラップ・ブックか、ルーブリーフ式のこしておくがよろしい。これは子供が成長の後の役に立

体温と食事

等の關係

生活體は体温の根源をその攝

ちますが、兒童としては捨ててしまひ勝ちで、殊に點が悪ければ見せない傾向もありますから、これを一と纏めにして置くと直ぐわかつて矯正することも出来ます又寫眞は寫した度毎に必ずその時の撮影の年月日や、場所或は寫した目的、乃至集まつた人々の氏名年齢を一々書いておく必要があります。その時には、記憶してゐても、直ぐ忘れて、數年後には全く忘れ果て、了ふ場合が往々ありますそれから又、寫眞は、兎角紛失し易いものですから、臺紙のまゝでバラ／＼にしておかすに、一枚だけは臺紙なしのを注文して、それをアルバムか、又は當人の日記帳に貼付しておけば最も良い記念となるものです。

取する食物に仰ぐのである。いひ換へれば食品中の含炭素、蛋白質、脂肪を呼吸によつて取り入れた酸素で極めて緩漫な燃焼を體內でなさしめ、それ等のもつて居る化學的エネルギーの濕熱のエネルギーに變へ、自己の体温を保ち色々の仕事もするのであつて、溫血動物では各自その固有の体温で色々の生理現象が最適當に順調に行はれるのであるから、外界の温度が急激に下降するやうな場合には、一部は筋肉の運動によつて體內で多分の酸化をひき起さしめて、体温の逸散を補ひ、又自然熱量の多く含まれた食物を要求する。かく略一定の体温を保つ能力があるがために溫血動物の稱があるのであつて、たれでもが夏は淡白な冷い食物を好み、冬は暖かい脂肪食、牛肉等をたしなむやうに、極めて自然に知らず識らずに順應してゆくやうになつてゐ

る。

体温は一定であるといふも、身體の部位によつて例へば常に外界に接して居る體温の放散される部と外界と全く絶たれた部分とでは、その温度に差異があるべきはずであるが同一部位では略常同である。健康成人の常温は脇の下で測るとすれば攝氏三六——三七度の間であるが、時間的にも變動があるし、尙又運動とか食事とかによつても上昇するが、このやうの場合には直に發汗するか、呼吸數が増加して體温の放散を助ける様になつて居て、食事や過激な運動後でも、ほゞ一時間を経て測れば誤りは大でない。

平靜時でも、朝よりは夕方の方が一般に體温は高い。勿論反對のこともあるが一日中の體温の變動はほゞ攝氏〇・五——一〇度以内と考へてよい。成人でも體内の生理現象が弱つた場合、例へば胃癌の末期等

には三五度以下に體温が降つてしまふことがあるが、普通攝氏三七度を越ゆる時に始めて「發熱す」といはれるのであつて、朝夕の體温の差が一度以上となる時はやゝ變態的と考へられる。このやうな場合には何等かの變異が體內にあるものと考へられる。健康成人のわきの下で測つた體温を標準とするならば、口こう内は略攝氏〇・三度高、こゝ門内は〇・六——一〇度高いものである。體温をこれいふやうな時には、體温計が狂つて居らないといふことを先に確かしておかないで飛んだ取り越し苦勞をすることが間々見受けられる。

石鹼の良否は

すぐ分かる

廣く使用される固形の化粧石鹼は主として牛の脂肪、植

物性の油、苛性曹達、食鹽水から成るものですから、全部アルコールに溶けるものです。

× で、若し石鹼を削つてアルコールに入れて見て溶けない部分があるならば、それは硼砂、水ガラス、澱粉、白堊、硫酸バリウム、粘土、滑石、炭酸カルシウム等のいづれかであつて原料の費用を節約するために使つてあるのです。

× しかしこれ等の安い原料を使つてあつたとて白粉に於ける鉛分と異なり有害ではなく、唯石鹼としての效能が劣り頗る不經濟であるといふまでです。

× 有無は買ひ入れるときにこれを見ればその包紙に半透明の斑點があるのは游離脂肪の存在の證據です。

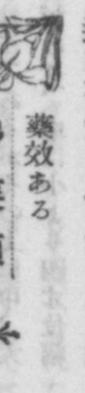
× しかし包紙によつては斑點が現はれぬこともあるから、石鹼を削つて西洋紙に塗りつけ、火にかざして溶かし、その紙を日光又は燈火に透かせば、游離脂肪のあるのはその所が油紙のやうに透明に見える。また游離アルカリのある石鹼はこれを溶かして昇水を加へると黄色の沈澱物を生ずるが、最も簡易に見分け

× には之を嘗めて見ると舌に一種の刺戟を感じるのが游離アルカリのある證據として間違ひがありません。

× 又游離脂肪の多い石鹼は使用のとき、加水分解によつて生じた游離アルカリのために乳狀化し、それだけ石鹼が無益になるが、この游離脂肪の

△胡瓜 血液を清め身體の組織を清掃する効があります。

藥效ある
野菜類



△胡瓜 血液を清め身體の組織を清掃する効があります。

即ち利尿の作用をよくします。利尿には冬瓜も宜しいものです。

▲ 蒜 神経の興奮を鎮めます。眠れない時は蒜を枕元に置いて寝るだけでも効があるときへ云はれてゐます。

△ 玉葱 利尿によく消化器の衰弱を治します、又脳神経の鎮静にもよいさうです。

▲ 胡麻 口熱のある場合、其の煎じ汁で嗽ひをすると直に効果を發します。

△ 葱 是れは神経系統を強健にして盗汗の豫防になりま

▲ 大根 生のまゝ食べると消化を助け總べての中毒殊に酒類や魚類の中毒には中和劑となり同時に豫防劑ともなります。

△ 茄子 練つて外用すると充血を治す効があります。

▲ 人参 胃腹の抵抗を強くし逆上を下げます、但し成るべく生の儘用ひるがよいので

▲ トマト 肝臓の弱い人によくきゝます。

△ ホーレン草 血液を清める効がありビタミンが多量にある關係上脚氣を癒す効もあります。

活花の
若返り法
深水につけて
根を洗へ

お花を活かしても、度々新しく換るのは家庭によつてはかなり苦痛のことです、そこななるべくお花を永くもたせたいと思ふのは自然の考へでせう。どんなお花でも十日十五日もいたしますと大抵は勢ひがなくなり萎れて参りますから永くもたせる爲には何とかして若返り法を施さなければなりません。若返り法と申しましても別に難しいことではなく、お花をそつとはづして全體がかくれる程の深水中

つけ三十分ばかりして取り出し、よく根を洗つて活替へるのです。この際根を少し切るゝ尙更結構です。かうして活替へますとまた新しく活けたやうに勢がよくなり水々しい色艶を出して参ります。

必要になつた
食卓カブ
新しい便利な品

食卓の防蠅の用意が必要になりました。従来のやうな赤ン坊蚊帳式の食卓カブの外に便利なのがでてゐます。スタンド式は電氣スタンドの如く柱を食卓の真中に置いてカブをかけるものでその柱は五寸と七寸の二段に伸縮することができ、その柱の中に潜んでゐる四本の洋傘の骨のやうな物をひつぱり出せば一尺四方位の廣さに張ることが出来ます。そしてその骨組の下へレースの覆布をかければよいので極めて簡單で、覆布



は洗濯取換が出来るから衛生的です。柱の骨は鐵製の丈夫なもの。以上述べたのは小の寸法であるがその上に中、大があり、中は小より四寸位幅廣になり大はそれより更に四寸位幅廣になつてゐます。値段は柱、覆布一組で小一圓七十錢、中二圓四十錢、大四圓九十五錢枠式は鐵製ニツケル鍍金の骨が高さ六寸の枠になつてゐて、四本の足は自由に伸縮することが出来るので食卓の大小、いづれにも間に合ふやうになつてゐます。覆布は前者と同じくレースで取はづし自由です。値段は一圓七十五錢販賣所至る處の漆器店、家具店、雜貨店、百貨店。



勤務時間と能率

北區支所 城元 生

吾人はともすると勤務時間と能率と云ふ事を混同し易い、長時間働いたからと多くの仕事をした譯でもなければ、短時間働いたと別段なまけたと言ふ事も亦言ひ得ない。時間と能率とは必ずしも一致し難いものだと思ふ。

長時間働いても働かないでも終局の目的は勤務時間の長短にあらずして、能率の増進にこそあるのではあるまいか。換言すれば正確にして立派なそして多くの仕事をな

す、そこに吾人の労働としての目的も本分も存在してゐるのである。

然るに長時間働いたら如何にも多くの仕事をした様に考へるのだ、考へるのは勝手だが仕事の成否を時間の長短のみによりて断定するは早計である。人物の功績を其の長壽と夭死とによりて區別するを許さないと同様に、能率増進と言ふ事も亦時間の長短のみによりて決する事を許さない。

如斯論じ来れば吾人の勤務時間の制度の上にも一考察を要し、早晚改正せらるべき問題ではあるまいか。今や社會の現状を一瞥しても勞働八時間制の問題が蓋々として高調されてゐる、吾人も社會の一員たる以上此の問題を等閑に附する事は出来ない、吾人が常に考へねばならぬ事は長時間働くと言ふ事ではなくして多く働くと言ふ事ではない。働くと言ふ事は言語の上にて相似て非なるものである。

彼のソロウは一日働いて六日を瞑想と讀書とに捧げたと言ふ、働く事を知りて想ふ事を知らざる人間は俗人の生活であると彼

れは稱して居る、もとより吾人の生活は俗人の生活には相違ないが、吾人はソロウと同じ様な生活方法を希望したところで到底許さるべき事でない。然し七日に一日だけは自分の自由な時間としての讀書と瞑想とを味つて見たい。社會には或は是れと反對に休めるにも不拘勝手に七日に一日も休まないものもあるかは知らないが、然し休まないのと休めないのと、喰はないのと喰へないのとは根本に於て非常なる差異があり従つて其の苦痛の程度にも相違があるのである。

公職に就く總ての人が自ら其の餘暇を利用して人類の生活に必要な知識を博め教養を積みあはゆる事象に通曉すると言ふ事は、獨り私の爲めのみならず延いては公職の爲め裨益するところ亦多大なり、日常の新聞紙にすら眼を放つ餘裕なくして如何に朝から晩まで孜々替々として與へられたる仕事に没頭しても自己の向上無くしては所期の効果は達せられない。

田畑の案山子は雨の日も風の夜も年中無休に、不平もなく忠實に務めてゐるが、吾人

の務は案山子の如く忠實丈では時潮の流
れに測ふことが出来ない、時々刻々として
變化窮りなき世相、吾人の學ばなければな
らぬ事象が無限にある。其の餘暇を如何に
して得べきか、吾人の考へねばならぬ事
である。

◇ 刑務所の春

永原 實

櫻の花の寫真が、新聞の一角に載せられ
る頃、刑務所も亦同じ春の光に恵まれて、
休憩所自ら賑はつてくる。月俸三十八圓で
も、春を楽しむ心持ちだけは、高位高官と
些の變りもないことだ。

☒

「××番が執行になるそうだ。」誰の口か
らかこうした事が、そうした話の中に響く
と、今迄賑やかだった話が急に静まつて、
「事件は何だ」
「舍房は何處だ」
そうした質問が期せずして出てくる。
「なあに、あれは俺の處にゐたので、一週
間ばかり前に再審が棄却されたといふので

もうすつかり諦めてゐた模様だった。」
そうした話が次第に進んで、死刑廢止論
を説くもの、十年以上の懲役に處する様な
事件では、これ等は總て死刑により犯罪者
を撲滅し、國家の負擔を軽減せよなど、極
論するものが出て、また一しきり休憩所は
賑はふ。

☒

人を殺したものは、やがては亦殺されな
くてはならぬとは、我が國民一般の頭にこ
びりついてゐる、昔ながらの觀念である。
しかしこうした考へは、泰西の精神文化の
漸く入ること繁き今日では、やはり死刑
存置の可否か議論されてくる様になつてき
たことも、洵に當然のこと、謂はなくては
ならない。死刑は確に一般豫防の目的を達
する爲めには、少からぬ效力を持つものに
違ひない。然しそれがあるが爲めに、またそ
れなるが故に、死刑は絶対に存置しなくて
はならぬものかどうか。その目的を達する
爲めには、どうしても死刑に依らなくては
ならぬものだらうか。

☒

雨にうたれ、色の褪せた花が、心なく一
ひら二ひら散る朝、今しがた休憩所で噂せ
られた××番は、物々しい戒護のもとに刑
場に送られた。特別警戒についた某はしん
みりと語るのだつた。

「今日程しみみ」と死刑囚の姿を見たこ
とはない。引かれて行くその後姿を見送つ
てみると、目頭がいつか熱くなつて、涙が
一杯になつた。一歩々々死に近づく力ない
その足の運びの何處に、惨忍なつみ人とし
ての憎さがあらう。」

☒

扉一重外の世界では、そうした事のある
ことを知る由もなく、その日の夕刊には、
花に酔ふ飛鳥山の人の波が、同じく大きく
寫し出されてあつた。世は春だといふにこ
れはまた何んという皮肉だらう。
「春慌しく逝かんとして、落花地に滿つ。」
そうした言葉が自づと頭に浮んでくる。

◇ 偶 感

高松 皎 月

受刑者は怠惰放縱の生活に馴れ労働を嫌

思して、眞面目な社會生活を欲せざるが通
有性である。
之の性癖を矯正することが行刑の目標と
すべきである事は論を俟たない。
近來職業訓練や作業督勵に随分意を注い
で居るが彼等の情性を矯正し勤勉の氣風を
養成するには、是非自發的作業慾を喚起せ
ねばならぬと思ふ。
彼等と社會労働者の就業振を比較するに
其能率は勿論各種の點に、雲泥の差を認む
る事が出来るのである。其等差を生ずる原
因は奈邊に存するか。
茲に改めて述ぶる迄もなく、作業が他動
的に偏して自發的作業慾が乏しいからであ
る。

社會労働者なれば作業の結果が忽ち其生
活に影響するも、收容者は其點が更になく、
唯強制せらるゝまゝに何等の希望も抱負も
なく就業するからである。人間は常に何か
の期待する所がないと懦弱に流れ易い、期
待は多く誘導的自發的奮勵努力の精神を喚
起せしむるものでなくてはならぬ。
近頃各刑務所共作業督勵の爲め、處遇上

相當考慮せらるゝ様になつたが、糧食増加
や作業賞與金を作業成績に正比例せしむる
事が、前述の弊を除去し獨立自營の精神を
涵養するに効果があると思ふ。
現行制度で能率の高低あるも糧食は殆
んど均等に給與せられ、例へば科程の倍以
上の働をして常に空腹を感じる者もあれば
其反面に申譯的に就業して科程の一割にも
達せず徒食に等しき者もあり、將又賞與金
にしても、行狀性向善良な者が或る事情の
爲め能率甚だ低く、一ヶ月の賃金總高三四
十錢に足らぬ者も其賃金總高の四五倍の計
算を受けつゝあるかと思へば、一方には行
狀不良の者が勉強して一ヶ月の働高二十圓
以上に達するも計算高は前者の受ける額よ
り寧ろ少き事は往々あるのである。眞の仕
事は希望から生れ氣持から出来るものにか
ゝはらず、斯の如く希望と没交渉の處遇が
講ぜられては精神上不平不快を感じ、決
て作業能率は向上せず、結局は行刑の効果
を水泡に歸せしむるのである。

要は人を活かして使ふ事が作業督勵の本
旨であり、且つ行刑の意義である。

然らば食糧は現行の業種に依る區分と共
に能率に依り増給の範圍を擴張し、賞與金
は行刑上行狀を看過する事能はざれば定額
業種性を撤廢せられて、行狀作業成績を
斟酌して其働高に相應する計算をすれば、
何人も幾分なりとも多く賞與金なりパンな
りを得んとする慾求からして、寸時も猶惜
む様になつて行狀を慎むと共に作業成績は
向上し、従つて自力で勤勉の良習慣を涵養
する事を得らると思ふ。要するに労働の神
聖なる所以を自然に會得せしめ、常に希望
を抱いて自發的緊張裡に就業する習慣を養
ふ様仕向けるのが刑務事業の骨子であると
信ずる。

◇ 受刑者慰安の一方策

米子 M 生

我等が一日のつとめを終へて我が家へ歸
りゆく時、其處には家内一同の者が優しく
迎へて呉れます。夫れはどれだけ歸りし者
へ慰安を與ふることでありませう。我等は
さうした瞬間に於て、一日の疲れも何もう
ち忘れて限りなき愉快をひたることが出来

ます。それは我等が日常生活を營む上に如何程大切なことでありませうか。されば若し我々人間に慰安を得ることが出来無かつたらば、人生は寂寥な荒んだものとなるに違ひありません。實に慰安こそ人間生活には必須なものであります。

さて斯うした想を鐵窓に呻吟する收容者の身の上に行らす時、そこには轉た思ひ半ばに過ぐるものがあるではありませんか。彼等が一日の業を了へて我が家たるべき「居房」へ還つてゆきます。さる時其處には彼等を迎ふるに何があるのでしょうか。唯それは薄暗い電燈の下に、冷たい臥具と備品が整然として並んでゐる他、何等彼等の心神を和げるものが無いのであります。さうした時、彼等は何を感じるのでしょうか。即ち獄舎の冷たさでせう、そして今更ながら自己の悲哀を啣つに違ひありません。一日の汗と油に疲れた身心を慰するには、餘りに物足らなさを感ずるは當然であります。彼等とても同じく「人」です。其の慰安を欲する點に於ては毫も異りはあ

りませぬ、否一倍の熾烈なるものがあると思はれます。

茲に於て私は、彼等に先づ慰安を與ふる一方策として、夫れは甚だ陳腐なことの様ではあるが、彼等の居室即ち「居房」の内部分に壁畫として、「雄大な自然の風景」或は「人格高潔なる偉人の肖像」等を掲揚し、朝夕之に接せしめたならば、其處に或る慰安を與ふると共に、不知不識にその風物に感化せられ、延ては平和な情操を育くむの糧ともなることと思ひます。無論斯うした事柄の既に實現されてある所もあることと思ひますが、而しながら未だ一般のものではない限り、可成之を全般的に普及したならばと思ふのであります。

◆我等の執るべき手段

北海少年 前橋生

尋常小學國語讀本「卷四」に「太陽と風」と題し、あの旅人の外套を脱がせる力くらべの話は、却々味のあるものである。さて、吾々刑務に直接携はるものは、この太陽の本性を抱くべきでなからふか。受刑者を教化養育する場合に於て、頭から眞一文字に改心せよ。善良なる國民になれ。或は、忠君愛國者たれ、と、説法を試みるのは單に効果を擧げられないのみならず、却つて反對の結果を來すものやうである。それよりもかゝる直接説法をやめて彼等をして改心の本念、善良なる國民、又は忠君愛國の本然の觀念を自發せしむるやうに、その環境を作つてやり、和かなる感情にひたらしめて、その人間らしい自然の芽生えを待つ、即ち、自ら心の内部に自覺する太陽の光を與へることが我等の執るべき手段でなからうか。

芋はコンガリ焼ける」と、これも精神教育の眞髓を道破し得たものやうで味のある言である。

又棋道には「彼に失ひて此に回復する」と、云ふ意味の言葉もあるが、棋者自身の作戦から言へば、桑楯に収めやうとするからこそ、東隅を捨てるのである。敵の石を直接に取らうとすれば、必ず己の石に破綻を生ずるものである。

この點に於て、我等は彼等を指導するに彼の風の力たる方法よりも、太陽の光による愛の方法を以て、すくなくとも、彼等が釋放になる最期の瞬間まで、これをヨリよく導きたい、そして、人類社會に出て光明あり、希望ある生活者の一人とせねばならぬ。

◆女成年受刑者と石盤使用に就て

宮城 T 女

文化の進展に伴ひ受刑者成人教育の必要なる事は今更喋々たる言を俟たないのである。一定の教育施されざる者と雖も、日曜

日祭日休憩時間或は罷業後に於て、智育の糧たる處の看讀書籍又は人(雜誌)に依り各自石盤石筆を以て讀み書きをなし、教師取締のため、石盤を檢閲をなすに依り、彼等の心情を伺ひ文字の添削をなし興へ、或は同房者の文字を解せる者より習ひ、自發的に教育の補助をなすべきである石盤石筆こそ彼等の最良の友である。又一面經濟上の見地よりしても他の紙毛筆よりも便利である、一文字も知らざる彼等が書籍を見ては書きつ消しつする、規律上の見地よりも雑居にありても、此の自習に依りて徒に雑談に耽り、或は相互墮落に陥る事を防ぎ、獨居にありては此の石盤を友として黙考の結果、悲觀の狀態に陥るものをして慰安を與へらるゝのである。而して彼等は不知不識の間に文字を知り書信發の下書をなし又は時々感想を記す等、自己の唯一の楽しみとする。家庭との音信をして讀み書きするに至りては、穢惡なる者も改心の端緒と機縁と得る者少くないのである。永年入所したる或者曰く「石盤石筆自習にて御蔭様にて手紙を書き得る様になり自分の思ふこ

◆同情

三池 不知火生

とを故郷の子に知らず事を得る」との喜びは理なる事にて、斯の如き者を往々見るのである。斯く効果顯はるゝ石盤石筆使用の範圍を作業科了者に定めず、所持金を有せる者、或は賞與金使用範圍を廣め、十圓以内と雖も教育具として購求を許可せられなば成人教育の補助も大に効果ありと思料せらる。

有明海上に面したる病院の一室に、温かい夫の愛情を長の病に對する唯一の慰めとして、只管養生に餘念なかりし友の妻女は、今宵も細き電燈の光を見詰めて、深い吐息に暮れてゐた。ベッドの下には、今年數へて二つの愛し兒、母親の病の苦しみに、父親の心の苦しみに、勿論知る由もない、今、乳房を離れて機嫌もよく、ベッドの脚にすがつて興じてゐる。友は毎日我と同じく、朝は鶏鳴曉を告ぐるの頃より夜は月を踏みて歸るの時まで、退廳の時間も待遣しなく、一日の激務の疲労と、病める妻の前途

の不安とを胸に抱きつゝ、重たげな足を運びながらも、今日は病妻慰籍の爲めに病院へ、明日は家事整理の爲めに己が家へと、雨の日も風の日も、日一日として心の安まる閑もなく、又或時は病院より危篤……又……危篤の急報に、友の心の中は如何ばかり、斯くして温い看護も醫藥の效も其の甲斐なく、齡未だ三十歳に満たざる、うら若き身を一期として、愛兒に心を残しつゝ再び還らぬ旅の人とはなつたのである。嗚呼、何たる悲惨事であらうか。

やがて遺骸は近親遺族の通夜に護られて春尚寒き夜の一夜は明けて愈々葬の日とはなつた。まだ名ばかりの春風は此の不幸な家庭を、さも憐れむかの如く寒く吹くも哀れ深かつた。

日頃はお互ひ激務に追はれ親しく友情を語る秋も來らざりしに今日は又如何なる因縁か會葬の列に加はることを得たるは……時刻は迫りて僧侶の讀經も嚴かに近親の人々の涙の焼香も終りて正に遺骸は野邊の煙と消え行かんとする此の時、祖母なる人の手に抱かれて西も東も判らねど、今は佛と

なりし母親と永遠の別れを門邊に送る幼な兒の憐れな姿！

嗚呼何たる情景ぞ、私は泣いた涙は止め度もなく頬を傳ふた。

山影を走る炭車の汽笛も今日ばかりは何となく悲しく物哀れに聽かれる。然るに友は年老し父親と尙四人の幼な子供あり、夫れを思へば吾々は妻の錢湯行きの歸り運きにも泣く兒に責められて敷居を跨いで見ること一度や二度ならず、夫れに彼の可憐なる幼な兒は何時まで待ちても待たるゝ其人は最早此の世の人たらず、夜の嵐の雨戸打つ音にもオー今頃は母ではないかと乳房探して居るではなからうか、嗚呼人生の悲哀の極である。私は是れを思ふとき轉た同情に堪へず一人枕を濡らす事も屢々である。

◇建物と忠實

京都 小田 赤陽

社會の進歩に伴ひ鐵筋コンクリート建築が流行し、刑務所の建物も之れを改築せられ、従来の木造と違ひ體裁もよく且つ堅固

で誠に結構である。然し之の堅固な建築で破獄と云ふことは免れたるかの如き弛みを生じばせぬかと思ふ。

或る書物に武田信玄の智勇を記した中に公は誰も知る日本無双の英雄で、文武兩道に達し弓矢の聖とまで崇められた人であるにも拘らず、其居城は頗る立派と云ふのでなく寧ろ粗末千萬である。

或る時腹心の士が公に向つて築城を勧めると公は笑ひ乍ら「人は城人は石垣、人は堀」城の堅いのは當にならん石垣の高いのも當にたらん堀の深いのも頼みにならぬ唯頼みになるは忠勇の部下である其部下こそ城であると言はれた。

此名言は吾々職務上に取りても最も必要なるものである。仍ち堅固と云ふ念は油斷と云ふ隙を當然生するのである。彼の細少の蟻穴に依りて堤防の破壊も有り、雨滴の雫で石に穴を穿つが如きで、必ず堅固なる物質が強いのでない。無形の忠實の精神が強いのである。要するに改築の必要は時世の進化に依る建造物と心得、基する處は人は城人は石垣人は堀と云ふ名言の如く忠實の心に依るものであらう。



趣味

夏の風景

—その二三—



暑くなつて來ると見掛けだけでも涼しさうな構えが欲しくなる。それで風通しの悪い襖障子は排して簾が掛けられる。風鈴が吊るされる。葱を釣つて見る。これで大分と暑さが減退した氣持だけにはなり得る。

あながちに青くなくとも簾かな

一 茶

簾は重寶なものである。外から内部が見えなくて、内から外部がよく分る。風が訪へばそつと内へ導き。太陽の猛威は遮つて呉れる。又その垂れ下つたさまの應揚さはその中に居る人の容姿までを優美に見せる。爪さきを戀のはじめや青簾 蓼太

お座敷用の簾は。竹ヒゴで編んで布で縁をとつたものでその仕立には好み色があつたものが種類を分けると。ヒゴのごく細い高貴簾、編絲が他と變つて上品な有職簾、青竹の皮で編んだ常磐簾、竹の身を使つて編方の細かい「みよし簾」、普通の竹の身を使つた清涼簾などであらう。

竹の節の扱ひにも好みがあつて、その節が全面に不規則におかれてあつたものを散りぶしといひ、節の一本にそろつたものを中ぶし、二本揃つたものを二本ぶしといふ。節の揃つた方が一般に好かれるやうである。

簾は字が竹冠であるからとて竹とのみ限らない。まづ伊豫竹の外に白葎、刈萱、太神葎、美祿葎など、葎が相當用ゐられる。竹も眞竹では京都府下嵯峨附近から出るものが最良品、それは竹が眞直ぐで、節間が長く、またその節が低いから喜ばれる。

簾の竹は、皮と身に分けられて、皮の方が上等品、身の方が普通品となる。そのヒゴは細いもの程優良品であつて、普通十本ならべて曲尺三分のものを編上げた簾を最優良品として居る。

竹の皮で編んだ簾は四方に緞子、麻、羽二重、絹紬、金巾などの縁がつき、絹絲か、くるみ絲で編み、なほ上等品には房と鈎が取付られる。竹の身製になると縁も金巾更紗模様のもとなり、編絲も木綿になる。簾の大きさは大体三通りであつて、幅二尺九寸、丈五尺七寸が大物。幅

二尺一寸五分、丈五尺七寸が中物。小さなものは小真中（こまなか）といつて幅一尺四寸五分、丈五尺七寸である。

御座敷用の簾と共に日除け用の軒下に掛ける簾には、第一伊豫簾がある、伊豫竹は伊豫の上浮穴郡地方から産出したからであるけれども、近時は備後産を主に用いられる。伊豫竹は丈夫で澁い味合をもつて居る。

葭簾の白葭は内地生産高が減つて、朝鮮産の白葭即ち白唐を用ゐるが、安價なかりに弱い。簾屏風が流行してから、太神葭、美祿葭の外に青荻、赤荻が多く用ゐられることになつた。

簾を吊るには鴨居用と長押用、それ／＼金具がある。お座敷に吊るには縁側又は次の間に向つて内側から

簾の表面を外に見せるやうに吊る。即ち來客には簾の裏を見せることになる。これが本當の法式であつて、房とか鈎が來客に見えては大間違ひである。

「涼さは夕顔棚の下涼み」といつて夕顔の風趣は晩方の清涼味を一層よくすることを覚える。

夕顔に干瓢むいて遊びけり
芭蕉

夕顔に見とるゝや身もっかりひよん
同

夕顔や男結びの垣にさく
一茶

夕顔や行燈提げし君は誰ぞ
蕪村

夕顔や花の外には露ばかり
曉台

夕顔に鏡見せばや五郎四郎
支考

棚からぶらり下がつた青瓢のさまは芭蕉の「夕顔や秋はいろ／＼のふくべかな」を想ふと一入の興味が湧く。

涼しさの中に下るや青瓢
支考
むだ花に景色とられて青瓢
一茶

一茶だけに青瓢に同情をもつたところが面白い。

釣り灯も青く光り。肌さはる風も冷つこい。手の團扇は蚊を叩く位にとめて晝のつかれも次第と快復する。

扇よりも趣味は團扇にある。道中は格別、お座敷は殊に團扇でなければならぬ。胸を押し開けて左手では首筋の汗をふき／＼右手にばた／＼扇を遣つて居たのでは興がさめ

る。

うすものゝ風情日にはる團扇哉
支考

團扇もてあふがむ人の後ろ向
芭蕉

江戸の水香とて左團扇かな
畚の子が蘆生もどきの團扇哉
畫團扇をくしやく／＼にする童哉
一茶

兩の手に團扇遣ふや 小傾城
植つけの田面見て來る團扇かな
蓼太

×

團扇の元祖は支那である。支那では團扇は面をおほふに便なりといふので便面と呼んで居る。和漢三才圖會に「團扇は江いに似て物を打つ可し」と、又和訓栞には「蚊ハへをうち拂ふ意」とある。日本では貞享から元祿の始までは女は家に居る時も外を歩く時にも扇を使はずに團扇を持つた師宣の繪本百女。其角の花つみ集。

雍州府志にその証左が擧げられる。

軍配團扇となると大將丈が持つたもので、古今要覽にいふ「塵を防ぎ、風を生じ、且つ士卒を指揮する具」である。

澁團扇ときては、これは又民衆的のもので龍骨車踏む男の手に動き、畑を見廻りの腰にさゝれ、殊にお勝手元の破れ團扇などは云ふに云はれぬ情趣がある。

江戸時代に火消の遣つた團扇などは大きい方の棟梁株で、今も尙ほ田舎の米屋で大きなものを見ることが出来る。

×

昔は別として今日見るところでは、丸形に杉柄や塗柄をさした奈良團扇がある。江戸で作られる方は、東團扇といつて一本の竹の元を柄にし、其先を細く割つて白い紙を張つたものであ

る。

深草團扇、京團扇は奈良團扇と大同小異で優雅の點が關西氣分を表はし、東團扇は強味を見せた點に關東肌が窺はれると思ふ。

團扇に繪模様を書始めたのは、軍配の日月星辰は遠い昔のこと、して、裝飾的に生れたのは足利末期から豊臣全盛時代以後であらう。

化政ごろの贅澤を盡した時代は、役者の似顔繪、風俗繪、美人繪、花鳥風景に至る何れも精巧な木版刷が出来て居た。中にも光琳の肉筆繪になると金箔、銀箔、砂子の如き高價な下地を惜しげもなく用ゐて居る。

×

浴衣かけの夕涼みにもつ團扇の魅力は大したもので、殊に浴後の美人に止めを刺す。それが二階の手すり、橋の欄杆、庭園の榻に等々問ふ處にあらず。

暗深き河岸に螢追ふ人聲、それにも團扇はきつとお伴して居る。ここに團扇の道楽がはじまつて、形に繪に意匠が凝らされる。

團扇の形は、丸形と卵形が普通であるが、角にしたり鳴子形にしたり又、卵を横にしたやうな形のものも出来た。

繪には昔の役者繪や草双紙を地紙に貼つた昔好みのものがモダンものに交つて流行る、この昔好みの爲には團扇屋は冬の間に地方へ草双紙や錦繪を賣出しに行く。さうして新物を出さうと苦心する。

岐阜團扇は東京で水團扇といひ、地紙に漆が塗つてある。奈良團扇には鹿などをすかし模様にしたのがあつて、紀州田邊で出来る芦柄團扇は竹でなく、芦を柄とし骨としてある。團扇も竹と紙ばかりでなく、いろいろと考案せられてその種類も殖えてゆく。(了)

第二十一回刑務官練習所開設

本年度刑務官練習所開設は練習期間を六ヶ月とし、開始は本年九月十日(火曜日)終了は明五年三月十日の豫定であります。然して、練習生の選定に就いては昨年の例に依り、豫め希望者を募り、選抜試験を行ひ、その成績の優秀で身體の強健な者を入所せしめることに決定しました。尚、従來の例にみて、健康者として入所した者でも、入所後間もなく健康を害し、修業は堪へざるに至るの遺憾ありしに鑑み、今回は特にこの點に注意の上選抜る得たいと思ふのであります。

左に選抜要項を摘記して参考に供します。
一、選抜は試験問題に依り試験執行のこと
一、受験資格は年齢四十歳以下在職三年以上の看守にして體格強壯品行方正高等小學校卒業以上の教育を受けし者たるを要す。但し中學校又は之に準すべき中等程度を卒業し若くは中學卒業以上

の力ありと認めたる者は在職三年の條件を要せず
一、来る七月十六日(火曜日)便宜の時刻を定め受験者一同の面前に於て各所屬刑務所長自ら問題を開披し之を受験者に告知し答案作成中は終始所長立會監視せらるること
一、答案は三時間以内に作成のこと
一、答案は半罫紙を用ひ毛筆又はペンを以て記載のこと
一、女監取締及女教師にして入所希望者には別に入所試験を爲さず所長の推薦によりて各所一名を入所せしむる見込み
一、受験者は健康診断書を添付すること
一、朝鮮總督府、臺灣總督府、關東廳各管内の入所者は該監督廳の銜衛派遣者とす(朝鮮八名以内、臺灣三名以内)

入所中の注意事項
一、看護師を要する場合は其の事情を具し認可を受けたる上歸省の途に就くこと
一、自身病氣に罹り特に療養を要するときは雖も指定したる醫師の診断に據るにあらざれば寄宿舎を去り又は轉地するを許さず
一、十二月末より一月に跨る休學期間中在地へ歸還し又は練習所々在地以外に旅行するには豫め各所屬刑務所長の承認を得るを要すること

海外異聞錄

◇犯罪捜査用のラヂオ

米國デトロイト警察では一九二七年以來、犯罪捜査にラヂオを使用してゐるが、非常な好成绩で、創始以來ラヂオのお蔭で捕縛した犯人は五百五十一名、盗品の發見された價格四萬二千弗、盜まれた自動車で持主の手に廻つたもの十九臺がある。今迄犯罪通報に使用したラヂオ通信の回数は約三萬回である。

尙、最近シカゴ市廳の警務委員會議長フィツシャー氏が、此狀況を調査に來た結果、非常に優秀な成績に基いて、近くシカゴにも犯罪捜査用ラヂオ通信機關を設置することとなつたさうだ。

◇歐洲の女山師

いま歐洲の女山師といはれるはマザルテ・ウオルタアといふ女。オーストリアのある郵便局の事務員の娘であるが少女時代から竊盜罪で幾度となく入獄してゐる。この不良少女マザルテは惡の華の様なその美貌と、素晴らしい衣裳に身をまみ、歐洲の大舞臺に現れたのはウイエナが振り出して、此處でひつかけた富豪と一緒に、シブリアニ男爵夫人といふ詐稱でパスポートを偽貴夫人の最初として。或はマリアン男爵夫人、ギンズロワ男爵夫人、ウルクコ伯爵夫人、ウキツチモ公爵夫人などと名乗つて、獨、佛を始

めイタリー、スペイン、スイスと、各國の社交界を股にかけた。彼女は常に一流のホテルに住ひ、豪華極る生活をしてゐたが、最近ベルリンで商店の支拂ひをしなかつたため、遂に詐欺罪の告訴を受けた。彼女は一寸支拂ひを忘れてゐただけで、いつでも自分分は男から金がとれます」と豪語してゐる。それで、ベルリンの法廷に現れたこの歐洲第一の女山師の裁判は、さてどうなるかと、目下歐洲社交界のうはさの種となつてゐるらしい。

◇離婚訴訟の理由

アメリカのインデアナ州コロンバス市のジョルジ・キングといふ人が細君から離婚訴訟を起された。その理由は夫たるキングは結婚してから二十五年間、一度も入浴した事がないので、側へ行くとブツと臭いといふのである。細君

◇笑ふ理由

は訴訟を提起した上に五百弗の手切れ金を要求した。

米國カリフォルニア州オークランドの笑ひ上戸のエドウィン・マチソンと呼ぶ男が警察へ引致された。理由は活動寫眞館で別におかしくもない映畫の上映中、グラム、笑つて、他の觀客の妨害になつたためである。警察に於て警部の詰問に對するマチソン君の言ふ所は、「これには理窟があることなんで……私の商賣は葬儀屋で一日中棺箱ばかりを作つて暮すのです、そりや旦那、實に陰氣ですよ、仕事の無い時位笑はしてもらはんや私に生きた瀨はありませんや」
警察でも理由を訊いてみると尤もなので同情し、他人に迷惑を懸けぬ程度に笑ふやうに懇々説諭の上放免した。

◇刑務所を貸事務所に

アメリカのマウンド・ポロは人口八百人餘に過ぎぬ小市で、白人は一名も居住せず全部黒人(ネグロ)だけの町であるが、その平和なことは先以て無類とも云ふべく、四年以上にわたつて、まだ一回の殺人事件もなく、市設刑務所もあるが二年この方一人の囚人もない。これでは刑務所の存在も甚だしく無意味なものであり、且つは不経済極まるにあつて、市長グリーン氏の發議に基づき、貸事務所の廣告ビラを張りつけたといふ。

訴訟に無電應用

バード中佐南極探險隊の糧食運搬船ニレアノル・ポリーング號の船長グスタヴ・ブラウン氏は、出發前その夫人に對する離婚訴訟を裁判所に提起したまゝ、探險隊の一行と

共に出かけってしまった。ところが裁判所では是非ともブラウン氏の證言が必要になつた。しかし本人は目下ニウージーランドの果てにゐることで、どうにも方法がない。すると、文明の今日無電を應用することに気がついた。この

眞案に考へ及んだのは判事であつて、その距離一萬マイルそして問題は無電で容易に解決し得たとある。

◇自殺のガス代

オレゴン州ポートランドの金持ウィリアム・スチユワードはサン・ティアの某アパートメントの一室で、最近ガス自殺を遂げた。その後遺産の處分問題が裁判に上つたところ、意外な方面から遺産の一部に對する請求訴訟が提起された。訴訟を提起したのは右のアパートメントの持主スチユワード夫人で、その理由はスチユワードが自殺の

際、室一杯にガスを充したが、そのガス代を遺産の内から拂つて貰ひませうといふにある。流石の裁判官も浮世のセチ辛さの深刻なのに驚かされたといふことである。

◇犯人は其所有主

去る二月佛蘭西セイヌ河口のルアーヴル港で、テイントレットの名畫二點及びミニエリロ(十七世紀の西班牙畫家)の傑作一點が紛失した事件が起つた。然るに事件は一時迷宮に入つて了つて、大に探偵的興味を呼び起してゐたが、此の程、漸くその謎が解かれた。そして犯人は其所有主と判明したのである。

右三點の名畫の所有者はラフイートいふ男であるが、賣却の目的で、夫れを米國へ送つたのであつた。所が買手が無いために折角の名畫も送り返され、二月初旬にルアーヴル港へ着荷した。そして、そ

のまゝ行方不明になつて了つたのであつた。種々捜索の手段を盡したが如何しても分らない。それが一ヶ月後になつて、或る港の路傍に捨てられてあるのが發見され、夫れから手懸りがついて、二人の犯人が擧げられた。その二人は或る巴里人に頼まれてやつたといふ陳述だったので、更にその巴里人といふのを調べ上げてみると意外にも所有者のラフイート自身だつたのである。この男は實は前科のある曲者で、名畫につけてあつた二十萬圓の保険金を騙る爲めにやつた仕事と判明、直に逮捕された。

それと同時に、彼がこの名畫を所有するに至つた徑路も明らかにされたが、彼はまた稀代の色魔であつて、十五年前に佛蘭西名門の或る婦人を籠絡して結婚し、高價な寶石類と共に、これ等の名畫をも捲き上げたのだといふ。



懷中金五錢也

刑務所に歸るまで

石清水一雄

かれは××谷町まで來るとほつとした。そして先程からの經驗に顧みて、東京にも案外粗し易い手合があるものだ、甚だしく自信を強めてゐた。何故つて、かれは懷中金五錢也を數く事によつて、容易に五拾錢銀貨の三枚も恵まれたのだからである。と言ふのは、つひ今の先かれ鈴木虎吉が××刑務所の教務に出頭して、出來ただけ念入りな情ない格好をして、A 教誨師から説諭を受けてゐたのである。

「それから、北海道の刑務所を出てから、一體あんたは何うしたと言ふのです。」
「實は二ヶ月程其處の保護會で厄介になりました。けれ共、何しろ四年前に離れた東京がなつかしいので、保護主任にお願ひして、遂々こちらへやつて参りました。そし

て今日で半月ばかり殆んど毎日あぶれ通してゐます。昨夜は仲店でセルロイドの笛を立賣しました。六錢五厘で仕入れて拾錢に賣るのですが、仲々新参者では氣遅れがして上手に儲けられませぬ。そんな譯で持つてゐたお金も使ひ果して終ひ、この上木賃宿にさへ泊れないので、何處か保護會のお世話になりたいと思ひまして……。」

こんな時、かれは強竊盜前科八犯の長い刑期中に修業した監獄作法を持出すことの効果的な事實を忘れなかつた。かれは出来るだけ低く腰をかゝめて床板に手をつく、如何にも怯え切つた格好をして哀願した。之に對して教誨師は、この刑務所には××保護しかないのにおまへさんを世話する譯にはゆかぬと、先づ收容保護の點を外

らして終つた。そして、「一體いまお金を幾ら持つてゐるのです」と尋ねた。

かれは「來たな」と腹の底に紅い舌を伸ばした。そして豫て心組んでゐた通り「たつた五錢きり」と、情なさうに小聲で答へた。教誨師は透さず「財布を見せて御覽」と詰め寄つた。かれは如何にもろい動作で床の上に風呂敷包を解いた。教誨師の手にした茶色の皮財布で、五つの銅貨が無雜作に皮肉な音を立てた。

風呂敷には他に手拭、塵紙、監獄用の石盤、覺え帳、それに新しい長さ八寸位の木片が二本包まれてあつた。ちらと四角い木片に眼をつけた教誨師は、木片なんか何にするのだと怪しんだ。

「はい、之は今日若しこちら様でお世話願はれなかつたら、今夜何處かの縁日で乞食の様な眞似をしやうと思つてゐます。實は、之を拍子木にして、いろんな動物の啼聲をやりませう。鳥でも、犬でも、猫でも、大抵の物眞似は出來ますから。それに一寸した芝居もやらうと思ひまして。——」
其處でかれは臆面もなく暖れ聲で、鳥の

暗聲をやらかして見せた。然しそれは幼稚
園の子供よりも拙い物真似で、到底商賣用
として評價出来なかつた。眞面目くさつた
教誨師も看守もついふき出さずみられた
かつた。

それから可成り長い間、型の如く説諭を
受けた。その代り金壹圓五拾錢のお恵みで、
かれの財布がお腹を脹ます事になつた。か
れは看守の突き出した××保護會宛の領收
證に捺印を押した。だが、それだけで引き
下る様な前科八犯の鈴木虎吉ではなかつ
た。かれは序でに有名な保護事業家×××
へ紹介状を書かせた。

◇

だから、かれは今××谷町の交番前を歩
きながらも、懐中金五錢也に春圓五拾錢を
加へて、百パーセントの愉快さである。恐ら
く教誨師にしても、例によつて又騙されて
やるのかと、百も豫想のついた事であらう。
にも拘はらず、如何にも氣の毒相に同情し
て、嚴かな説諭と共に幾らかと奥へねばな
らぬ處に、教誨師として味ふ哀しい皮肉が

あるのでなからうか。何れにしてもかれ鈴
木こそは、斯くて今得意の絶頂にあるので
ある。

其處でかれはと或る街角のタバコ屋に入
つた。店番の愛くるしい娘さん、仲々商賣
上手である。かれはバットが品切れて「昭
和」をすゝめられた。いつか夜店の商人が、
桐の御紋入りの「昭和」を買ひ當てた者は
一千圓かの懸賞金が貰へると言つたのを思
ひ出して、言ひなりに氣輕くお金を拂つた。
この上、そんな福運が舞ひ込めば、如何に
も申分ない事であるに違ひない。

タバコ屋を出たかれは久し振りに高い
空をみあげた。朝からの霧雨もかつき
り晴れて、街路樹の滴る緑が輝かしい日射
に照り映えてゐる。かれは今買つたばかり
の「昭和」に火をつけて、深い息と共に青
空にふきあげた。もや／＼と輕い煙は緑の
茂みを抜けて空に吸はれて行つた。

不幸にもかれの「昭和」には桐の御紋が
見出されなかつた。

それから間もなくかれは傳馬町二丁目に

屋前を通り、八百屋を迎へると云つた調子
に――。そして時にはきしめん、ひも川、
天どん等の看板が、テンポの速い映寫のや
うにかれの視野に入つて來た。

丁度數ヶ月前、北海道の刑務所を出て、
初めて差入屋の天どんを二つ平げた事まで
が想ひ出されてくる。それに今朝木賃宿を
出た切りで、晝食を抜いてゐると思ふと益
々天どんの誘惑にたど／＼する。何を思つ
たか、かれは荷厄介らしい番傘をやけに投
げつけて終つた。

それから數丁も歩いたらう。

何か一心に考へ込んでゐたかれの鼻先
に、昔ひ様のない芳ばしい匂ひが漂つてき
た。焼芋の匂ひである。大きなかまの前に、
赤ん坊を背負つたおかみさんが、退窟さう
に立つてゐた。かれはやにばに飛込んで、
十錢がの處を頼んだ。おかみさんは背の子
をゆすぶりながら、ほこ／＼湯氣の立つ處
を古新聞紙に包みはじめた。

その間、かれの視線がおかみさんと赤ん
坊に吸ひ込まれて行つた事は言ふ迄もな
い。

出てゐた。

其處から××に向つて一直線に電車が走
つてゐる。鈴木虎吉が男で、教誨師に約束
した事柄を履行するならば、當然この電車
道を右に横切つて教へられた保護會に向ふ
べきだつた。若し一人の探偵者がかれの足
跡を追つてゐるとすれば、この邊でかれが
右に折れるか、左に外れるか、と云ふ處に
言ひ知れぬ探偵的興味を感じながら、息を
殺してつけた事であらう。

然し、事實かれ自身にも、まだその何れ
を執るかゞはつきり決定されてないのであ
る。かれこそ長い半生この行當りばつたり
で過し慣れてきた男だからである。事の序
でに愛隣館を訪ねて、懐中金五錢也を繰返
し一舉に二兎を屠らうかと誘惑されて見た
り、又さう慌てた事でもないかと考へたりす
る。何處までも、行きつ戻りつの態度が本
然の持前らしい。

だから、かれは四谷見附まで來た時にも、
省線の驛をうろついたり、共同便所を覗き
込んだり、四谷市場を一巡して目新しい
商品にはげしい誘惑を感じたりしてゐなが
ら、四拾歳に手が届き監獄疲れのした自分、
廿四の時前科がばれて逃げられた女、あんなに
拜む様にして頼んでも聞き入れられな
かつた無念さ、そして營養不良で死んだと
監獄で聞いた子供の事、それから以來、
けになつて今日迄監獄で暮す方が長かつた
こと、など／＼が引つ切りなしに追懷され
て來た。

――さうだ、俺は子供を殺し女に逃げら
れた時、既に自分の生涯を投げ出したのだ
つた。そして、たつた今正直な教誨師をま
でメテンにかけて平氣な男なんだ。そして
是から先何處へ行くとさへ決まらぬ自分
だ。……かれはち／＼と護謨の乳豆を吸
ひ大きな黒い眼を見張つた赤ん坊に魅入り
ながら、走馬燈のやうに廻る半生の回顧に
茫然としてゐた。さつきから新聞包をかれ
の前に差出しゐたおかみさんは文字通りけ
げんな顔をして突つ立つてゐた。

と氣附くと、かれは引きたる様にして
焼芋屋を飛び出した。

それからの暫らく、かれは街路樹の下を

縫つて、ほこ／＼暖い焼芋を頬張りながら歩いた。

今度は胃の腑を満たせるのに真剣である。續けざまに幾つ食つたか覺えない。が、さつき下入れた水道の水と混ざつてお詔向の腹加減に出来あがつた。

その頃から、かれの歩調のにぶり出した事は言ふ迄もない。そして幾らかゆつたり物事を考へるやうにもなつた。まつたく斯う見ると戀猫の眼玉以上に變りやすい心情である。だから何遍でも犯罪を繰返して監獄行きをやらかすのだ等とは、然しながら今のかれの興り知つたことではない。

◇
その時、かれは或る洋服屋の前に立ち止まつた。奥まつた暗い作業場で幾人かの職工が機械のやうに几帳面に働いてゐた。かれも刑務所で洋裁縫を動めたのであるが、刑務所仕込みのそれでは、娑婆に出て到底一人前の職工で通らない、又腕があつても前科者では雇つてくれないのが普通である。だから今この洋服屋の前に立つて人並に就職の事を考へるのは、かれにとつて甚

だ徒勞な事に違ひなかつた。

— すれば、何の爲に俺は數年間一生懸命に腕を磨くことに精を出したのか、憶へば馬鹿々々しく腹立たしい。娑婆に歸る、更生への強いあこがれとして、あのミシンの音を聞き、一針々々と縫目を辿ることが解放への近附きだと思つてやつて來た。なのに、社會ではそれらの事が全く裏切られて終つてゐる。そんな社會が無性に呪はしいのだ。と、今更のやうに腹立たしいミシンの刻みを聞きながら、かれは飾窓の前に佇立してゐる。

だが次の瞬間には、此場合極めて好都合な例のなげやりと諦めがごつちやになつて頭をもたげてくる。そして、思ふまい馬鹿氣た事だ、生涯を投げた俺ではなかつたかと、自分を嘲笑ひたい氣持に歸る。——それから今一度振返ると何うだ、ガラス張りの中から綺麗な女がこつちを向いて笑つてゐるではないか。
東京に出て初めて耳にしたモガといふのは、屹度あの手の女に違ひないと直感する。然もそれが嘲笑ではない。確かに嫌つてゐ

るのでない。たつた今あゝして自分の前に素敵な女が笑つてゐるのだ、何うして怒れた話で無いぢやないか。さう想はれるのであつた。さうして、最前からの腹立たしいミシンの音も、何時の間にか何處かへすつ飛んで終つてゐる。なほそれ處ではない。女は次第に、嘗て何處かで見知り合ひの誰かに見えて來るのだつた。けれ共、それは一寸には憶ひ出せない。かれの妄想はかくて無限に展開する。

さうだ。かれは昨夜遅く木賃宿から錢湯に行つた。その歸りがけ或る食堂に入つた。客足の絶えた食堂の隅つこで、かれはしたゝか泡盛をあふつた。其時傍にゐて(彼には何う感じられたか知れないが恐らく退窟しのぎに)ちやほやしてくれた女、そして今夜の事を約束した女、その女の事をかれは今聯想し込んでゐるのだつた。無論のこと、二時間前に、うる／＼して好きな事ばかりしてゐると又戻つて來るぞと誠められた、教誨師の言葉なんぞ憶ひ出す處ではなかつた。そして最早自分の暗闇に急轉した氣持を、何うする事も出来なくなつてゐたのは言ふ迄もない。
それにしてはこの女が餘り綺麗すぎるわ

いと、愚かしいかれも漸く我に歸る。道理で、それは飾窓の大理石人形だつたぢやないか。馬鹿げた忌々しい話だ。かれは年甲斐もなくはにかむで其處を離れた。ちやか／＼云ふ小刻みなミシンの音が、再びかれを嘲笑つてその跡を追つた。
かうして遂々かれは半蔵門の交叉點に突當つてゐた。其時はもう木賃宿に近い食堂の泡盛と女の事で頭に一杯だつた。そして、××會を訪ねて、懐中金五錢也を壹圓五拾錢か貳圓に殖やすばらゝい儲け仕事は、明日の楽しみに残さうと決めてゐた。
かれは慌てゝ通り掛りの電車に飛び乗つた。

◇
それから幾日も經たなかつたらう。竊盜罪であげられた鈴木虎吉は、前日壹圓五拾錢を惠まれた教誨師の前に、其日と同じ格好で床板に手を突いてゐた。
「教誨師さん、いま東京は不景氣で、ぼろい儲けが長いこと續きませんよ」と、かれは案外平氣である。
A 教誨師の顔は何時になくにがり切つてゐた。

本會異動

主事住江敬義は、六月三十日を以て常務理に、書記赤田眞了は主事に就任

前名古屋控訴院長高橋文之助氏は今回事業擴張

に際し顧問官に就任

副會長辻敬助氏の辭任に伴ひ岡部常氏副會長に

就任さる

柔道第一回戦

名古屋	初段	加藤	×	小林	三級	新
滋賀	二級	岩田	1	高木	一級	新
岡崎	無級	田中	0	大久保	一級	野
三重	初段	田中	×	宮澤	初段	長
滋賀	初段	田中	×	北川	二級	澤
滋賀	四級	字野	×	高須	無級	静
滋賀	三級	田中	1	牧	無級	岡

柔道第四回戦

新	鴻	一級	高木	1	田中	三級	滋
滋	賀	三級	田中	0	宮澤	初段	野
三重	初段	田中	×	加藤	初段	名古屋	
三重	初段	田中	×	岩田	二段	名古屋	
金澤	二級	北川	×	小林	三級	新	
金澤	初段	福田	1	高木	一級	新	
名古屋	二段	岩田	1	小林	三級	新	

柔道決勝戦

初段	田中	多	1	北川	二級	金澤
初段	田中	音	×	福田	初段	金澤

柔道優勝

- 一等 三重刑務所
- 二等 金澤刑務所
- 三等 名古屋刑務所

柔道高點試合

- 一等 初段 福田 (金澤)

柔道第三回戦

静	無級	高須	0	加藤	初段	名古屋
新	三級	小林	1	岩田	二段	三
長	一級	大久保	×	田中	無級	崎
長	初段	宮澤	0	田中	初段	三
金澤	二級	北川	1	田中	初段	三
金澤	初段	福田	1	字野	四級	賀
長	初段	宮澤	0	田中	三級	滋

行刑事業功勞者表彰傳達式

横濱刑務所に於ては六月五日(水曜日)午前十一時より市内中區本町横濱開港紀念會館内に於て渡邊たま子刀自の表彰傳達式を舉行せり

同女史は横濱刑務所に於ける行刑教化上多大なる芳志を寄與せること多年に及びたる功績により茲に司法大臣より表彰狀並金盃を授與せられたるものなり。

當日參列者の重なる者、司法大臣代理松井行刑局長 横濱地方裁判所長 竹内檢事正 古山 永井各檢事 根本 椎名 中島各刑務所長 鳥田刑務協會主事 九鬼學務部長 野鳥警察部長 福本縣社會課長 大西助役 松本市社會課長 銀行頭取渡邊福三郎 渡邊利二郎 孤兒院主事山中兼太郎 神奈川縣匡濟會長原富太郎 貴族院議員上郎清助 上郎やす子 各警察署長 裁判所監督書記の諸氏 新聞記者其他約五十名に及び、松井刑務會長の祝詞を初め、池田神奈川縣知事代理九鬼學務部長 有吉市長

代理大西助役 横山裁判所長 竹内檢事正 原匡濟會長 河邊所長の祝詞及演説あり、次で拜授者たま子女史の代理渡邊福三郎氏の答辭ありて式閉ぢ、來賓一同別室に於て書齋を爲し頗る盛會裡に午後二時頃退散せり

祝詞の主なるもの左の如し

渡邊たま子夫人ハ故國横濱ノ社會事業ニ盡瘁スルコト爰ニ三十有餘年ソノ間或ハ孤兒院育兒院ノ建立ニ或ハ女子商業學校ノ開設ニ殆ト寢食ヲ忘レテ奔走シカノ明治三十七八年役ニ際スルハ身ヲ挺シテ横濱獎義會ノ婦人部ニ起シ功ヲ以テ勲六等ニ叙セラレ寶冠章ヲ賜ハリタリソノ後内ハ藍綬章ヲ授ケラレ外ハエリザベツト記章ヲ送ラレ或ハ神奈川縣社會事業協會顧問トナリ或ハ横濱市方面委員トナリソノ他横濱ノアラユル女性的社會事業ニ於ケル首脳トシテ夫人ノ芳名ヲ見サルモノ鮮ク遂ニ昭和三年ニ逮ヒ特

冒ヲ以テ從六位ニ叙セラレタリ

夫人ハ若ク多クノ社會事業ニ貢獻セラレソノ名譽モ亦天下ノ女鑑トスルニ足ルト雖モソノ盛徳中特ニ大書スヘキハ蓋シ物故受刑者ニ對スル欽恤ノ忱ヲ捧クル供養ナルヘシ夫人ハ大正九稔ヨリ昭和四稔ニ至ル十稔間ヲ通シ年コトニ厚幣ヲ早シ受刑者死亡退弔法會ニ供養セラレシカソノ金額已ニ一千元ニ達セリ陰德至純ノ人ニ非スシテ曷ソソノ繼續スルヲ得ンヤ抑々受刑者ニ關スル仁恕ハ人ノ最モ至難トスル所ナルモ之ヲ實現スルニ由ツテ發生スルモノアルコト苟モ行刑事業ノ大體ヲ理解スル者ノ齊シク共ニ了知スル所ナリト雖モ世間ハ否ラスシテ收容者ノ生死ノ如キ之ヲ度外ニ措イテ問ハス然ルニ夫人ハ進ンテ國土ノ魂魄ヲ尋ネ重貺絶タス長ク善提ヲ弔ヒ來ルコト世ノ女性的社會事業中ソノ類例ヲ見サル所ニシテ宛モ萬緒叢中ニ於ケル紅一點ノ概アリ原法相關下深クソノ清志ヲ嘉ミシ金盃ヲ擲賞シテ感荷ノ義ヲ表セラル光榮何ソ堪ヘン庶幾ハクハ我國刑政ノ要望ト相伴ヒ滋々ソ

ノ寄款ヲ盡サレシコトヲ夫人ハ今ヤ齒古稀ヲ過キタリト雖モ懇懇トシテ亦充テ感セサルモノノ如ク子孫モ繁榮シ家業モ隆昌シテ壽福ノ涯リナキヲ見ル豈又積善ノ餘慶ニ非サルヲ得ンヤ之ヲ祝辭ト爲ス

昭和四年六月五日

刑務協會々長

正五位勳四等 松井和義

祝辭

渡邊タマ子女史行刑上寄與ハルトコロ多大ナル故ヲ以テ司法大臣ヨリ表彰セラルル定ニ慶賀ニ禁ヘス

女史資性温良仁慈貞淑ノ譽高シ常ニ社會ノ教化矯風救濟ノ事ニ思ヲ致シ巨資ヲ投シテ惜マス躬ヲ事ニ從ヒ赤誠之レ竭ス 大正九年横濱刑務所ニ於テ死亡受刑者ノ追悼法會ヲ修スルヤ夥多ノ供物ヲ贈奠シ懇ニ其ノ靈ヲ弔フ 爾來十星霜儼敢テ渝ルナシ 靈魂地下ニ隨喜スヘク罔國ノ人亦感涙悔悟ノ情ヲ催サ、ルナシ嗚今日ノ旌表洵ニ故ナキニ非ス

庶幾クハ刑務當局ノ教誨ト受刑者ノ自覺ト相俟ツテ女史ノ至情ニ有終ノ美果ヲ收ムル

チ得ン

女史夫レ益々自愛精進セラレムコトヲ一言述ヘテ祝辭トナス

昭和四年六月五日

神奈川縣知事

正四位勳三等 池田 宏

祝詞竝に挨拶

閣下及諸賢

本日は御多用中にも拘はらせられず萬障御繰合の上御來臨を忝うし光榮ある此の式典を盛大に舉行するに至りましたるは私の衷心より欣幸とする處でありまして厚く御禮を申上ます。

本日此の光榮ある表彰をお受けになりました渡邊タマ子夫人の社會的地位等につきましては此處に嘖々する迄もなく各位諸賢に於かれては私より以上に御承知のことにあります、唯だ一言此の機會に於て費やしたく存じますそれは輕佻倖俗を爲し親は子を捨てて子は親を顧みざると云ふ如き人情の浮薄なること恐らく今日より甚だしきはありますまい殊に貞淑從順であられればならぬ婦人の現狀を通觀しまするに理由もな

く時代思潮の荒波に卷込まれしと云ふものか風俗上より見ましても又た思想的に考へましても實に婦人にあるまじき言動風姿を臆面もなく敢て爲すと云ふ事實少なしとせざる現代の世相であります

然るに渡邊タマ子夫人は現代稀れに見る賢夫人なることけ今更申す迄もなく既に業に社會周知の事實であります即ち内に在りては夫君福三郎氏を助け子女の教養家政の整理等一としてタマ子夫人の力に俟たざるものなしというのをと切に承りて居ります其の志操の堅實と勇氣の卓越なるには何人と雖も推賞敬服せざるものはないのであります外に對しては廣く公衆慈善に關する各種の社會事業に力を盡され現在には横濱孤兒院長として彼の薄命なる多くの孤兒の母たること既に三十有餘年に亘り其の間終始一貫不撓不屈の大精神より財力心力二つながらに對し少しも慳ふことなく斯業のために盡瘁せらるゝ純眞の誠意は到底尋常人並では爲し能はざる事であります是れには必ずや何等かの大原動力があらねばならぬと意識するるのでありますそれは平素把持せる

着實なる思想穩堅なる意思は能く婦人としての美德を完成熱烈なる信念の迸發は已むに已まれぬ博愛慈善の行爲となりて現はれし結果が天人をして今日あらしめたるものと信するものであります

今や其の一例として云はしむれば横濱刑務所に於ける死亡者追申法要に際し多年の間其の都度供物を寄贈致されたのも音に不幸なる死者の冥福を祈ると云ふ一端に止まらず一は此の機會を一大事因縁として收容者其の人に對し須らく罪の自覺を促して奉公の民たらしめたと云ふ一念より外ならぬのであります蓋し收容者一般の唯一の懇望は何よりも貪慾を以て最第一と致し居るやうに認められますにも拘はらず或る受刑者の如きは寄附者の特色に感泣し法要後分與せられたるお供物を懇と家族の者に送付したしと時の所長に願出たと云ふ獄中臆はしき美談をも聞かされました實に徳は孤ならず必ず隣ありて何事に依らず爲す人の心に誠あらば頑石も轉ずと云ふことの偽りならざるを知るのであります

斯の如く行刑教化の上に多大なる裨益あり

しと云ふことにつきましては唯だ欣快禁じ能はざると同時に感謝に堪へざるは勿論タマ子夫人今日の光榮を拜受せられたることの偶然ならざるを喜び朴舞措く處を知らざる次第であります

惟ふに犯罪け國家に於ける一の病弊とも申しましうか之が治癒方策上多大なる國帑を費やし然かも私共は其の第一線に立って微力ながら不斷の努力を續けて居るのであります而して行刑本來の構成的機能は實に複雑多岐であります其の基調的目的とする處は極めて簡潔明瞭で一言以て之を盡さば即ち受刑者其の人の抱懐せる隠れたる良心の自覺を喚び起し罪に對する悔恨の囁に依り翻然と眼覺めて忠良の臣民に更生せしむるを以て行刑の第一義と致すのであります併しながら之が目的の達成を期するには種々なる方式様々なる手段もありませうが要するに人の心の活動は神川鬼沒微妙不可思議の作用を有するものでありますから機微の間に於ける起伏自在の機會を捕へて自覺の一念を促し以て教化善に盡し居るのであります今更ながら翻て行刑の前途を眺め

まするに任重く道遠しの感なき能はざれば諸種の機會に於ける外部の方々の後援に俟つことも又た行刑の目的を達成する上に於て非常必要であると考へさせらるのであります

今日の式典に對する喜びは椎名前所長の御骨折の賜ものにして私と致しましては唯だほんの御取次を申したに過ぎないのであります但し同行刑の道を共に與に歩んで居る私に取りましては着任早々此の光榮ある喜びを以て當所に於ける第一歩を踏出すかと思ひますと何となく勇氣百倍の感に打たれ今後總ての事共に付自分の幸先を祝し呉れる謎のやうにも思はるのであります聊か燕辭を列ねて祝詞とし併て所感の一端を陳べて御挨拶と致します

六月五日

横濱刑務所長 河邊 湛 然

叙勳辭令

命名古屋刑務所勤務給六級俸

看守長 木下 弘(市谷)

(以上三月二日)

叙高等官六等

典獄補 寺澤 政 郎(盛岡少年)

(以上三月三十日)

依願免本官職

教誨師 走沼 貫之(福島)

(以上四月一日)

任看守長命前橋刑務所勤務給月俸七十四

元看守長 波外 三 郎

看守長 平方 義 孝(前橋)

(以上四月五日)

命宮崎刑務所勤務

保健技師 野中守 四郎(長崎)

(以上四月十二日)

任看守長命札幌刑務所勤務給月俸六十圓

看守 青木 柳 吾(網走)

(以上四月十七日)

任朝鮮看守長給四級俸

看守長 武藤 勝 次(長崎)

(以上四月二十三日)

命福島刑務所勤務給十級俸

教誨師 福島 彰 信(札幌)

命札幌刑務所樺太支所勤務給十級俸

教誨師 西部 利 惠(橫濱)

(以上四月二十四日)

依願免本官

保健技師 大川 昇(大阪)

叙從七位 典獄補正八勳八 奧 村 輝
 同 保健技師 志 村 實 五
 同 看守長正八勳八 栗 田 貫 道
 (以上四月一日)

保健技師 野 正 良 夫
 (以上四月十五日)

叙勳七等授瑞寶章 勳八看守 梅 地 竹 治
 同 勳八看守 神 保 直 太 郎
 同 從七勳八看守長 山 吉 馬 之 助
 同 正七勳八看守長 渡 邊 藤 吉
 同 從七勳八典獄補 奧 村 輝
 同 看守 天 羽 直 太 郎
 同 叙勳八等授瑞寶章 看守 菅 原 龜 吉
 (以上四月三十日)

叙任辭令

命豐多摩刑務所勤務

看守長 森 口 藤 松(名古屋)

依願免本官

保健技師 大川 昇(大阪)

(以上四月二十七日)

叙高等官三等一級俸下賜

依願免本官(五月一日) 典獄 長谷川 喜一(福島)

二級俸下賜

依願免本官(五月一日) 典獄 富 樫 源 治(長野)

四級俸下賜

依願免本官(五月一日) 典獄 福村 太三郎(函館)

四級俸下賜

依願免本官(五月一日) 典獄 井上 金次郎(高松)

依願免本官

依願免本官 典獄 坪 井 直 彦(大阪)

依願免本官

依願免本官 典獄 有馬 四郎助(豊多摩)

依願免本官

任典獄補岩國少年刑務所長叙高等官五等五級俸下賜

依願免本官(五月六日) 典獄補 山 崎 治 平(岩國少年)

任典獄補札幌刑務所長叙高等官六等六級俸下賜

依願免本官(五月六日) 典獄補 阿 地 幸 作(旭川支)

任典獄補金澤刑務所長叙高等官六等七級俸下賜

依願免本官(五月六日) 典獄補 倉 田 每 九(福井支)

補豐多摩刑務所長命同徵戒委員長三級俸下賜

典獄 椎 名 通 藏(橫濱)

補松江刑務所長命同徵戒委員長二級俸下賜

典獄 大 原 公 平(岡山)

補橫濱刑務所長命同徵戒委員長

典獄 河邊 浩 然(金澤)

補金澤刑務所長命同徵戒委員長一級俸下賜

典獄 白 井 勇 松(札幌)

補札幌刑務所長命同徵戒委員長二級俸下賜

典獄 印南 於 菟 吉(神戸)

補神戸刑務所長命同徵戒委員長

典獄 松 本 一 次(松山)

補松山刑務所長命同徵戒委員長

典獄 松野 良 太 郎(神戶)

補高松刑務所長命同徵戒委員長

典獄 牛 島 麟(宮崎)

補函館刑務所長命同徵戒委員長

典獄 向 島 鐵 之 助(山形)

補山形刑務所長命同徵戒委員長

典獄補 前 田 政 之 輔(鳥取支)

補長野刑務所長命同徵戒委員長

典獄 藤 居 虛(秋田)

補秋田刑務所長命同徵戒委員長

典獄 北 崎 唯 次 郎(釧路)

補熊本刑務所長命同徵戒委員長

典獄 佐 野 佳 夫(松江)

補松江刑務所長命同徵戒委員長二級俸下賜

典獄 大 原 公 平(岡山)

補橫濱刑務所長命同徵戒委員長

福岡山刑務所長命同徴戒委員長

典獄 屋山朝太郎(熊本)
補新潟刑務所長 典獄補 飯島藤作(新潟)
(以上五月六日)

任典獄大阪刑務所長命同徴戒委員長 敍高等官三等

一級俸下賜 司法書記官 辻 敬 助

任典獄福島刑務所長命同徴戒委員長 敍高等官五等

四級俸下賜 人吉區檢事 柳 原 鎮 平
(以上五月十日)

任典獄宮崎刑務所長命同徴戒委員長 敍高等官六等六級俸下賜

典獄補 七戸 大 助(大阪)

任典獄岡崎少年刑務所長命同徴戒委員長 敍高等官六等六級俸下賜

典獄補 鈴 井 正 親(岡崎)
少年

任典獄沖繩刑務所長命同徴戒委員長 敍高等官六等六級俸下賜

典獄補 森 爲 吉(熊本)

任典獄釧路刑務所長命同徴戒委員長 敍高等官六等七級俸下賜

典獄補 川 村 次 郎(青森)

依願免本官 保健技師 柳原五百枝(大阪)
(以上五月十四日)

(各通)

支所長 看守長 井上 榮 次(福道支)

看守長 島崎 鉄 馬(熊本)

看守長 石 島 興(宇都宮)

給二級俸(五月十五日)

敍高等官六等五級俸下賜(五月二十日)

依願免本官(五月二十一日)

作樂技師 宮崎 徳 安(福岡)

任典獄補青森刑務所長命同文官普通徴戒委員長

敍高等官六等五級俸下賜(五月十八日)

支所長 看守長 伊勢谷 三郎(宮津支)

任典獄補敍高等官六等五級俸下賜(五月二十日)

依願免本官(五月二十一日)

(各通)

支所長 看守長 箕島 文 太郎(福道支)

支所長 看守長 堀 正 浩(下關支)

看守長 國清市 太郎(横濱)

任典獄補敍高等官七等六級俸下賜(五月二十日)

依願免本官(五月二十一日)

(各通)

支所長 看守長 前川 徳 太郎(福道支)

看守長 西村 仁 太郎(沖繩)

看守長 仁 科 正 枝(巢鴨)

看守長 中田 達 治(巢鴨)

看守長 長 沼 秀 家(熊本)

任典獄補敍高等官七等六級俸下賜(五月二十一日)

依願免本官(五月二十二日)

(各通)

看守長 石井 俊 三郎(静岡)

任典獄補敍高等官七等七級俸下賜(五月二十一日)

依願免本官(五月二十二日)

看守長 卜 部 基(福島)
任典獄補敍高等官七等八級俸下賜(五月二十一日)
依願免本官(五月二十二日)
看守長 井上 吉次郎(前橋)
任典獄補敍高等官七等八級俸下賜(五月二十二日)
依願免本官(五月二十三日)
看守長 信 太 勝 真(青森)
給八級俸(五月二十三日)(死亡)
保健技師 丸山 郁 雄(小菅)
命札幌刑務所勤務八級俸下賜(五月二十五日)
(各通)
保健技師 大串 榮 太郎(長崎)
保健技師 古 矢 嘉 助(横濱)
四級俸下賜
依願免本官(五月二十四日)
保健技師 朝山 勤 一(向橋)
五級俸下賜
依願免本官(五月二十四日)
保健技師 鉢 嶺 清 懷(沖繩)
六級俸下賜
依願免本官(五月二十四日)
保健技師 平 松 孚 之(宇都宮)
六級俸下賜
依願免本官(五月二十日)

保健技師 幸 原 寛 一(水戸)
六級俸下賜
依願免本官(五月二十四日)
保健技師 橋本 清 敏(長崎)
八級俸下賜
依願免本官(五月二十四日)
(各通)
教誨師 藤 居 神 通(神戸)
教誨師 神 谷 龍 海(宮城)
教誨師 藤 居 大 威(熊本)
教誨師 中 澤 亮 雄(名古屋)
教誨師 高 橋 久 丸(山形)
教誨師 今 井 豊 雅(高松)
四級俸下賜
依願免本官(五月二十四日)
保健技師 吉川 桂 太郎(市谷)
命横濱刑務所勤務六級俸下賜
保健技師 三 井 文 夫(巢鴨)
命宇都宮刑務所勤務七級俸下賜
命巢鴨刑務所勤務
教誨師 土 倉 是 幸(横濱)
命横濱刑務所勤務
教誨師 原 卓 一(札幌)
命札幌刑務所勤務八級俸下賜
教誨師 藤 林 正 純(網走)
命神戸刑務所勤務
教誨師 眞 田 英 道(徳島)
命徳島刑務所勤務
教誨師 本 多 龍 馬(大阪)

命大阪刑務所勤務 教誨師 岡本敬之(沖繩)
 命宮城刑務所勤務 教誨師 井上謙教(前橋)
 命前橋刑務所勤務 教誨師 浦水玄痴(水戸)
 命熊本刑務所勤務 教誨師 石津蓮仁(大分)
 命高松刑務所勤務 教誨師 大濱專精(松山)
 命松山刑務所勤務 教誨師 川本達源(新潟)
 命新潟刑務所勤務 教誨師 瓜生義淳(函館)
 命小菅刑務所勤務 教誨師 富井隆信(豊多摩)
 教誨師 藤井惠照(市谷)
 命豊多摩刑務所勤務四級俸下賜
 命市谷刑務所勤務 教誨師 尾原諍乘(小菅)
 命高知刑務所勤務 教誨師 佐竹靈瑞(青森)
 命青森刑務所勤務 教誨師 重松招雪(川越少年)
 命川越少年刑務所勤務 教誨師 正木泰嵩(高知)
 作業技師 多田庄野(宇都宮)
 任作業技師給十二級俸(五月二十四日)
 依願免本官
 任教誨師給十一級俸(五月二十四日)
 依願免本官
 任典獄補補札幌刑務所旭川支所長級高等官六等五級俸下賜
 作業技師 末光柴平(廣島)

依願免本官任典獄補命大阪刑務所勤務級高等官七等六級俸下賜
 依願免本官任典獄補補和歌山支所長級高等官七等六級俸下賜
 任典獄補補松江刑務所鳥取支所長級高等官七等七級俸下賜
 任典獄補命福岡刑務所勤務級高等官七等七級俸下賜
 任典獄補命大阪刑務所勤務級高等官七等七級俸下賜
 通譯兼典獄補 關 毅(横濱)
 補金澤刑務所福井支所長(專任)六級俸下賜
 典獄補 里 誠 一(大阪)
 補熊本刑務所佐賀支所長
 典獄補 齋 藤 弘(河上支)
 補岩國少年刑務所長同徴戒委員長
 典獄補 神本直助(福岡)
 補長崎刑務所浦上支所長六級俸下賜
 看守長 江澤經雅(神戸)
 依願免本官任作業技師命廣島刑務所勤務給十級俸
 看守長 本間 勤 吉(小菅)
 依願免本官任作業技師命福岡刑務所勤務給十二級俸
 看守長 米 倉 忠 治(集鴨)
 依願免本官任作業技師命宮城刑務所勤務給十二級俸

命小菅刑務所勤務 作業技師 關 敬 信(名古屋)
 作業技師 工東 寅 信(小菅)
 命名古屋刑務所勤務給九級俸
 作業技師 大場 正 雄(宮城)
 命小菅刑務所勤務 (以上五月二十五日)
 看守長 大原 虎 夫(行刑局)
 保健技師 眞木修平(横濱)
 命前橋刑務所勤務(五月三十日)
 看守長 梅津 幸 市(岐阜)
 命靜岡刑務所濱松支所長 看守長 西郷 爲 吉(京都)
 命岐阜刑務所勤務 看守長 公 文 勇(廣島)
 命京都刑務所勤務 看守長 上田清三郎(大阪)
 命京都刑務所上京區支所長
 看守長 馬場 治 作(三池)
 命大阪刑務所勤務 支所長 看守長 島 山 雲 平(土手支)
 免本職命三池刑務所勤務
 看守長 福山福太郎(福岡)
 命土手町支所長 看守長 宮喜 一 郎(松江)
 命京都刑務所宮津支所長
 通譯兼看守長 喜多 義 一(神戸)
 免本官專任看守長命橋通支所長給五級俸
 支所長 看守長 栗田 貫 道(西支)

命廣島刑務所尾道支所長 看守長 緒 方 安 章(福岡)
 命山口刑務所下關支所長 看守長 安 東 荒 喜(沖繩)
 命福岡刑務所勤務 支所長 看守長 金 澤 公 炳(松本支)
 免本職命里鴨刑務所勤務
 看守長 横田長右衛門(廣島)
 命長野刑務所松本支所長 看守長 石 川 常 一(姫路少年)
 命廣島刑務所勤務 看守長 水 上 友 吉(宇都宮)
 命巢鴨刑務所勤務 看守長 榎 本 高 義(千葉)
 命宇都宮刑務所勤務 看守長 渡 邊 直(水戸)
 命千葉刑務所勤務 看守長 荒 川 金 六(福島)
 命小菅刑務所勤務 支所長 看守長 坪野松爲三郎(平支)
 免本職命福島刑務所勤務
 看守長 本 庄 吉 助(網走)
 命福島刑務所平支所長 看守長 双 木 文 四 郎(福岡支)
 命横濱刑務所勤務 支所長 看守長 木 村 元 吉(宮城)
 命前橋刑務所勤務 看守長 渡 邊 市 作(札幌)
 命宮城刑務所勤務 看守長 雨 村 信 七(岡山)
 命神戸刑務所勤務 看守長 樋 上 武 策(高松)
 命岡山刑務所勤務 看守長 香 椎 豊 次 郎(京都)
 命高松刑務所勤務 看守長 山 東 登(奈良)
 命京都刑務所勤務 看守長 藤 井 武 利(大分)
 命熊本刑務所勤務 看守長

命沖繩刑務所勤務 看守長 猿渡重雄(宮崎)
 命宮崎刑務所勤務 看守長 中島新吉(鹿島)
 支所長看守長 細川嘉吉(伊賀)
 免本職命前橋刑務所勤務 看守長 野村要太郎(福島)
 命宮城刑務所仙臺支所長 看守長 宮城要次郎(山形)
 命福島刑務所勤務 看守長 中村利義(豊多摩)
 命静岡刑務所勤務 看守長 立川達夫(沖繩)
 命熊本刑務所勤務 支所長看守長 佐藤季三(樺太支)
 命山形刑務所勤務 支所長看守長 吉岡利兵衛(若松支)
 免本職命福島刑務所勤務 看守長 田中福次(網走)
 命札幌刑務所樺太支所長 看守長 藤倉武(釧路)
 命網走刑務所勤務 看守長 寺島太作(鹿島)
 命熊本刑務所勤務 看守長 太田彦治(熊本)
 命鹿兒島刑務所勤務 看守長 山吉馬之助(網走)
 命釧路刑務所帶廣支所長 支所長看守長 伊藤義三郎(帶廣支)
 免本職命網走刑務所勤務 看守長 中谷源一(神戸)
 命名古屋刑務所勤務 看守長 渡邊次三郎(名古屋)
 命神戸刑務所勤務 (以上五月三十一日)
 教誨師 島山圓諦(金澤)

命金澤刑務所勤務 教誨師 小笠原覺雄(名古屋)
 命網走刑務所勤務 看守長 本澤盛秀(釧路)
 命集鴨刑務所勤務兼任行刑局司法屬 看守長 小島耕一(横濱)
 命横濱刑務所勤務 看守長 青木宣吉(静岡)
 任看守長命廣島刑務所勤務給九級俸 看守 藤本政一(高松)
 任看守長命福岡刑務所勤務給五十三圓 看守 田中士郎(長崎)
 任看守長命松江刑務所勤務給九級俸 看守 岡井定男(岡山)
 任看守長命松山刑務所勤務西條支所長給五十三圓 看守 有田和一(松山)
 任看守長 看守 儀間寶彦(沖繩)
 命豐多摩刑務所勤務 看守長 鈴木長次郎(甲府)
 (以上六月一日)
 任看守長命水戸刑務所勤務給五十三圓 看守 榎本 寧(市谷)
 任看守長命網走刑務所勤務給九級俸 看守 中村鶴松(盛岡少年)
 任看守長命網走刑務所勤務給七級俸 看守 押谷彦三郎(京都)

任看守長命姫路少年刑務所勤務給八級俸 看守 阿部友藏(宮城)
 任看守長命札幌刑務所勤務給十級俸 看守 落合重太郎(三重)
 任看守長命奈良刑務所勤務給八級俸 看守 鬼木長平(福岡)
 任看守長命大分刑務所勤務給五十七圓 看守 秦野團平(大分)
 任看守長命鹿兒島刑務所勤務給六十三圓 看守 西久保清(熊本)
 任看守長命沖繩刑務所勤務給八級俸 看守 稻葉雄次郎(静岡)
 任看守長命福島刑務所若松支所長給五十三圓 看守 齋藤茂三郎(奥鴨)
 任看守長命豊多摩刑務所勤務給六十三圓 看守 奥田 將(金澤)
 任看守長命甲府刑務所勤務給九級俸 看守 河上定一(福岡)
 任看守長命長崎刑務所勤務給五十七圓 看守 木部元雄(前橋)
 任看守長命釧路刑務所勤務給五十三圓 看守 岡田 悌一(水戸)
 任看守長命集鴨刑務所勤務給十級俸 看守

命豐多摩刑務所勤務 看守長 鈴木長次郎(甲府)
 (以上六月一日)
 任通譯兼看守長命神戸刑務所勤務(六月三日) 看守 渡邊 進(大阪)

刑 統 計

昭和四年三月中入出監並月末在監人員 (△減)

Prison Population during the Month of March 1929

受刑者 刑事被告人 勞務場留置者 乳兒	越員	入監	出監	現員	前月末日現在		前年同月末日現在		增減	
					現	在	現	在	前月比較	前年比較
35,053	3,708	3,740	35,021	35,053	36,964	△	32	△ 1,943		
3,748	4,422	4,017	4,153	3,748	3,628	△	405	525		
284	518	478	324	284	301	△	40	23		
10	5	4	11	10	7		1	4		
男 33,371	8,06	8,013	38,764	38,371	40,122		393	△ 1,358		
女 724	247	226	745	724	778		21	△ 33		
總計 39,095	8,653	8,239	39,509	39,025	40,900		414	△ 1,391		

備考 內朝鮮人受刑者男1,400人、刑事被告人男115人、乳兒。

昭和四年三月末在所者人員表

The Number of the Inmates during the Month of March 1929.

備考 △ハ被疑者ノ別當ナリ

刑務所別 Name of Prisons	受刑者 Prisoners sentenced			刑事被告人 Prisoners Accused			勞務場留置者 Prisoners in "Roeki-jo" (Place of labour in lieu of fine or penalty imposed)			乳兒 Babies in Prison			合計 Sum Total		
	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total
小菅 Kosuge	1,005		1,005	△ 144 1,025	30	△ 144 1,155	34	1	35			1,005		1,005	
市谷 Ichiyaya	101	14	115									1,301	45	1,346	
豊多摩 Toyotama	74		74				1	1				749		749	
甲斐 Sugamo	1,122		1,122				2	2				1,122		1,122	
横浜 Yokohama	559	5	564	107	4	111	17		1			623	5	628	
十束 Chiba	76	1	76	△ 3 73	3	△ 3 73	5		5			799	4	803	
水戸 Mito	37		37	△ 1 36	4	△ 1 37	1		1			417	5	422	
宇都宮 Tsunomiya	365	12	496	△ 4 490		△ 4 494	2		2			389	12	514	
前橋 Machibashi	53	1	53	△ 1 52	1	△ 1 53	11		11			1,02	2	1,02	
静岡 Shizuoka	660		660	△ 1 659	1	△ 1 660	4		4			733	1	734	

甲府	Kofu	460		460	△ 31	△ 1	△ 3	△ 4	2	2								496	4	500
長野	Nagano	13		13	△ 43		3	△ 4	3	3								582	3	522
新潟	Niigata	22		22	30			50	3	1								322	1	22
京都	Kyoto	734	118	812	90	1	1	91	9	1	10	1	1	2				231	12	935
大阪	Osaka	2,900		2,900	△ 2,471	△ 1	△ 1	△ 2,471	37	2	40	1	1	1				3,432	16	3,44
神戸	Kobe	1,480		1,481	△ 189	7	7	△ 19	13	1	11	1	1	1				1,685	9	1,694
奈良	Nara	545		545	△ 24	1	1	△ 24	1	1	1	1	1					571	2	571
滋賀	Shiga	400		408	△ 4	1	1	△ 4	1	1	1	1	1					412	2	414
徳島	Tokushima	418		421	△ 15	1	1	△ 11	11	1	11	1	1					446	8	454
高松	Takamatsu	722		732	△ 17	2	2	△ 1										712	2	754
高知	Kochi	558		53	△ 2	1	1	△ 18	12	1	13	2	1					590	13	603
名古屋	Nagoya	1,522	62	1,584	△ 212	2	2	△ 245	8	9	9	2	1	3				1,700	68	1,84
三重	Mie	619		619	26	1	1	27										845	1	846
岐阜	Gifu	478		478	△ 41	1	1	△ 42	2	2	2	2	2					521	1	522
金澤	Kanazawa	618	15	633	△ 67	1	1	△ 67				1	1					689	16	705
福山	Fuyoshima	1,076	76	1,151	△ 24	5	5	△ 122	11		11		2					1,22	8	1,30
山口	Yamaguchi	521		521	△ 24	1	1	25	5		5		5					551	1	55

岡山	Okayama	812	4	816	△ 47	16	△ 57	17										881	14	892
松江	Matsue	477		477	△ 48		△ 4	6	1									526	3	529
松江	Matsuyama	471		471	△ 61	1	△ 65	9										542	1	544
長崎	Nagasaki	659		659	△ 47		△ 49	4										711	2	71
三池	Miike	1,159		1,159														1,159		1,159
福岡	Fukuoka	1,46	52	1,120	△ 10		△ 116	1										1,596	54	1,650
大分	Oita	332		333	40	1	41	1										374	1	375
熊本	Kumamoto	907	1	908	△ 77		△ 79											18	3	901
鹿兒島	Kagoshima	388	27	415	△ 9	4	△ 11	7					1	1				41	30	44
宮崎	Miyazaki	344	3	347	△ 22	1	△ 24	2										370	4	374
神戶	Kinawa	366	7	372	△ 16	1	△ 17	2										385	5	392
宮城	Miyagi	608	40	640	△ 34	4	△ 38	5					1	1				659	44	700
福島	Fukushima	274		274	△ 26		△ 26	11										318	1	319
山形	Yamagata	210	1	211	△ 50	5	△ 52	2										264	3	267
秋田	Akita	356		356	△ 4	1	△ 4	5										410		415
青森	Aomori	259		259	△ 16	1	△ 17	2										277	2	279
札幌	Sapporo	962	2	980	△ 2	2	△ 2	8										1,114	32	1,146

函 館	377	15	15	5	5	39	39
Abashiri	488	2	2			49	49
釧 路 Kushiro	24	△1	△1			26	26
山 越 (山形) Odawara or juvenile delinquents	240	3	3	3	3	24	24
川 越 (山形) Kawagoe (ditto)	227					22	22
姫 路 (岡) Himeji (ditto)	370	39	1	2	2	411	412
岡 崎 (山形) Oizaki (ditto)	201	△1	△1			231	231
岩 手 (山形) Iwakuni (ditto)	282	11	11	1	1	295	294
久 留 木 (山形) Kurume (ditto)	317	△3	△3	2	2	341	341
北 海 道 Hokkai (ditto)	10	1				10	10
八 戸 (山形) Hachi, Oji (ditto)	91	1	1	1	1	9	9
總 計 Sum Total	31,415	△31	△31	31	32	38,76	39,20

(規 令 務 刑)

刑 務 所 請 願 作 業

作業名		就業人工	作業生産額		就業人員	備考
男	女		一人當	總額	延人員	
合計	男女計					
合 計						
種別	就業人工	作業生産額		就業人員	不就業人員	
本月	男女計	一人當	總額	延人員	延人員	
前月	男女計					
前年度	男女計					
作 業 賞 與 金						
種別	計 算 人 員	高 額	不 計 人 員			
本月	男女計					
前月	男女計					
前年度	男女計					
歲 入 調 定 額						
		本 月 分	前 月 迄 計			
本 年 度						
前 年 度						

司 法 大 臣 訓 令

(昭和四年三月二十二日) 行 甲 第 三 六 六 號

大正十一年十月司法省訓令第七號作業章程附屬第十號書式作業月表様式別紙ノ通り改正シ昭和四年四月ヨリ之ヲ施行ス 右訓令ス

(規令務刑)

作業 品 計	受入高			拂出高			残高	拂出高ノ内生産中平	
	前年度 越	本年度 受入	本年度 受入 其他	計	作業 保管 其他	計		前年度 末日	本年度 末日

備考 拂出高ノ内生産中年度ヲ繰越シタルモノニ對スル作業賃金 [前年度末日分
本年度末日分]

製作 品 計	受入高			拂出高			残高
	前年度 越	本年度 受入	本年度 受入 其他	計	賣却 保管 其他	計	

作業 成功 賃金 計	官業			委託業	受賃業	合計	備工錢ヲ收支セサルモノ		
	生産 品	修繕 品	計				營繕夫	刑務所 備夫	計

昭和何年何月何日 何刑務所長 何 某 ㊦

(規令務刑)

- 記載例
- 一、作業支出高ハ當該年度ニ於ケル支出高ヲ區分記載スヘシ
 - 二、作業用品及作業生産品ハ物品出納簿ニ於ケル受拂物品ノ價格ヲ計算記載スヘシ但シ不用物品等ニシテ物品出納簿ニ登記セス直ニ作業ノ用ニ供シタルモノアルトキハ作業用ノ欄中普通金額ノ上位ニ其ノ評價格ヲ朱書スヘシ
 - 三、作業成功高ニ於ケル用品價格ハ官司業、委託業ニ付テハ製作品、農作品、其ノ他ニ要シタル素品

消耗品ノ價格及運賃ヲ記載シ賃金欄ハ生産上所要人工ニ對スル賃金ヲ記載スルコト

受賃業、營繕夫、刑務所備人ニ付テハ賃金ヲ記載スヘシ官司業、委託業ニシテ甲年度中作業ニ著手スルモノ乙年度ニ至リ完成又ハ收穫シタルモノニ關スル用品價格、賃金、益金ハ總テ乙年度ノ方ニ算入スヘシ

四、作業収入高ハ徴收簿ニ於ケル刑務所收入ノ金額ヲ區分記載スヘシ

五、支所ノ分ハ本所ニ合算シ一表ニ作成スヘシ

刑務所作業收支附表

應名別	品目	數量	單價	價格		備考
				(受入ノ部)	(拂出ノ部)	
作業用品 保管轉換内譯表						
作業生産品						

二類ニ別チ稍素養アル者六名チ一組トシテ第一類トシ第二類ヲ全ク素養ナキモノ十九名トシテ實技ノ訓練ヲ開始セリ第一類ノ稍素養アルモノハ家具木工ノ基礎的觀念タル工具ノ研磨法、板削リ、鋸引等ノ如キハ其實習期間ヲ短縮シ又製作品ノ製作期間ヲ短縮シテ全科程ヲ終了セシメタル爲メ自然殘餘ノ日數ヲ生スルニ至レリ其殘餘ノ日數ヲ以テ更ニ個人的ニ課程外諸物品ヲ製作セシムルコトヲ得タルニ付訓練上ノ進歩發達顯著ニシテ成績モ亦非常ニ良好ナルヲ認メタリ

(2) 訓練成績ヲ概括スレハ左ノ如シ

(イ) 釋放後自營ヲ爲シ得ルコト確實ト認ムル者 廿名

(ロ) 殘刑期中指導適當ナルトキハ自營成シ得ル見込ノ者 四名

(ハ) 今後教導宜敷ク得サレハ自活爲シ得サル者

一名
作業事務整理ニ關スル件依命通牒

(昭和四年三月二十二日) 行甲第三六八號

作業月表作業表及作業收支ノ各様式ノ改正ニ關シ別紙ノ通り訓令相成候ニ付テハ作業事務整理上當分ノ間作業日課表ニハ生産高又ハ人工ノミヲ記入シ賃金ノ記入ヲ省略スルモ差支無之尙左記各項ニ依リ益々事務ノ刷新ヲ圖リ整理上遺算ナキヲ期セラレ候様致度

追テ作業月表、作業表、作業收支ノ各用紙ハ小菅刑務所ニ於テ調製ノ上夫々配付ノ筈ニ有之候間御了知相成度候

記

一、作業月表調製方ニ付テハ別紙記載例ニ準據スル外該表ニ於ケル計數ノ基礎ニ付テハ關係諸帳簿トノ聯絡ヲ明白ニスルコト

二、官司、委託作業原簿ハ生産ノ完成ヲ俟テテ各業種

別ニ之ヲ分類編綴シ且當該月ニ於ケル生産額、用品價格賃金、益金ヲ各集計記録シ對査上遺憾ナキヲ期スヘク又各作業原簿ハ番號順ニ之ヲ編綴シ且生産ノ完成シタルトキハ「何月完成」ノ印ヲ押捺シ彼此對照ノ便ニ供スルコト

三、受賃作業生産額ハ(一)人員又ハ科程ヲ以テ契約スルモノニ付テハ當該月ニ於ケル日課表集計作業別人員又ハ人工ニ對スル賃金總額(二)個數ヲ以テ契約スルモノニ付テハ當該月ニ於ケル日課表集計ノ生産數量ニ對スル賃金總額ト彼此照合ノ上誤算ナキヲ期スルコト

尙當該月ニ於ケル日課表集計生産未了ノ數量ハ受賃作業原簿備考欄ニ之ヲ明記シ對査上遺漏ナキヲ期スルコト

四、其所現行作業課程ハ従前ノ通り日課表ノ整理ニ之ヲ適用シ又現行作業賃金ニ付テハ各作業原簿賃金欄ノ整理ニ付之ヲ利用スルコト

五、左記訓令及通牒ノ揭開項目ハ自然消滅ノコト

イ、大正十一年三月司法省訓令第四號作業及衛生月表様式制定ノ件中作業ニ關スル項

ロ、昭和二年二月行甲第二一五號作業日課表記入整理方通牒第一項

六、作業表ハ昭和四年度分ヨリ又作業收支ハ昭和三年度分ヨリ孰レモ改定様式ニ依ルコト

陪審ノ評議ニ付セラレタル被告人ノ處遇ニ關スル件

(昭和四年四月二日) 行甲第三五九號

陪審ノ評議ニ付セラレタル被告人ノ拘禁並處遇ニ付テハ豫テ御留意相成居ル儀トハ思料候得共最近別紙報告書ノ如キ事例有之候ニ付テハ爾今陪審ノ評議ニ付セラレタル者ハ已ムコトヲ得サル場合ヲ除ク外之ヲ獨居拘

禁ニ付シ陪審制度ノ運用ヲ完カラシムルコトニ御留意相成度候

陪審事件報告抄

殺人被告人 某

略
本件被告ハ犯行直後司法警察官ノ取調ニ對シ公訴事實ノ通り犯行ノ動機ヲ陳述シ次テ檢事及豫審判事ノ取調ニ對シテモ自白シ居タルモノナルカ第二回ノ豫審判事取調ヘニ際シテ初メテ殺意ヲ否認シ其動機ヲモ變更シ被害者ト情交關係アリタル處最近ニ至テ被害者カ變心シタルヲ以テ兇行當夜脅迫ノ目的ニテ短刀ヲ携帯シ寢所ニ忍込ミタルニ被害者ト口論ヲ生シ突差ノ際格闘ヲ爲シ殺意ナク兇行ニ及ヒタル旨主張スルニ至リタルヲ以テ陪審ニ付セラル、ニ至リタルモノナルカ其ノ供述變更ノ經過ニ付テ檢事ニ於テ搜查シタル處被告ハ某刑務所ニ拘留中偶々同地方裁判所第一回陪審事件ノ被告入某ト同房シ同人ヨリ自分ハ殺人事件トシテ公判ニ付

セラレタルモ殺意ヲ否認シタル爲陪審ニテ審理セラレ陪審員ハ生キテ居ル自分ニ同情シ傷害致死トシテ答申シテ吳レタルカ爲メ五年ノ懲役ニテ輕ク濟ミタリ陪審手續ニテハ殺意ヲ否認セネハナラヌトノ話ヲ聽キ被告モ曾テ神戸地方ニ出稼中陪審劇ヲ見タルカ矢張陪審員ハ被告ニ同情シ檢事ノ主張ニ對シテ然ラヌト答ヘルモノ多カリシ旨語り合ヒ而モ殺意ヲ否認スルニハ被害者ト情交關係アリシト主張スル方有利ナリトシテ茲ニ供述ヲ變更スルニ至リタル事實判明セルヲ以テ同房者某ヲ証人トシテ取調ヘ方請求シ公判延ニ於テ同人ハ其聽取リタル顛末ヲ陳述シタルカ爲メ頗ル陪審員ノ心證ニ影響ヲ及ホシタルモノ、如シ

差入物ノ品目指定ノ件ニ關シ通牒

(昭和四年四月十五日) 行甲第五四號

曩ニ監獄法施行規則第四百三條中改正相成差入物ノ

品目中教化上特ニ必要ト認ムル物ハ刑務所長ニ於テ之カ差入ヲ爲サシメ得ルコト、相成候處其ノ後ニ於ケル取扱ノ實況ヲ見ルニ各所其ノ品目竝處理方法ヲ異ニシ區々ノ取扱ヲ爲シ居レル狀況ニ有之右ハ受刑者處遇上適當ナラサルコト、被思考候ニ付テハ之カ處遇ノ統一適正ヲ期スル爲其ノ品目竝處理方法左記ノ通相定メ候條施行上遺算ナキヲ期セラレ度候

追テ左記以外ノ品目ニ付之カ差入ヲ爲サシムルノ必要ヲ認メタルトキハ豫メ其ノ品目、事由竝處理方法等ヲ詳具ノ上當省ニ内請相成度候

一、寫眞

記

直系尊屬、配偶者、直系卑屬及兄弟姉妹ノ寫眞ニ限ル但シ教化上特ニ必要アリト認ムルトキハ其ノ他ノ家族親族又ハ故舊ノモノト雖之ヲ許スコトヲ得其ノ處理ニ付テハ昭和三年四月行甲第七二五號通牒ニ據ルコト

一、念珠

大正十四年十一月行甲第一七三三號通牒ノ趣旨ニ則リ華美虚飾ニ亘ラサルモノニシテ一人一箇ニ限り之ヲ許シ教誨教育ノ際其ノ他特ニ必要アリト認ムル場合ニ其ノ携帯使用ヲ許シ使用セシメサル場合ハ本人ノ居房其ノ他適當ノ場所ニ保管セシムルコト

一、眼鏡

明治四十二年六月監甲第八三〇號通牒ニ依リ自辨使用ヲ許シタル場合ノ外書籍信書類ノ看讀上竝作業上特ニ必要アル者ニ限り之ヲ許シ携帯使用セシメ其ノ使用セサル場合ハ本人ノ居房其ノ他適當ノ場所ニ保管セシム其ノ品實製式ニ付テハ昭和二年十二月行甲第一、八一二號通牒ニ據ルコト

一、衣類及雜具

釋放ノ際必要ナル衣類及手巾、雨具、冠物、履物、風呂敷、靴ノ類、女子ニ付調髪用具ニ限り之ヲ許シ釋放ノ際本人ニ交付スルコト

一、書籍

經典、辭典及其ノ他ノ私本ニ付之ヲ許ス但シ昭和二年九月行甲第一二五一號及全三年一月行甲第一三〇號通牒ニ據ルコト

一、習字用具

製圖器具及算盤ニ限り之ヲ許シ習學上又ハ發明考案上特ニ必要アル場合ニ於テ居房内ニ於テ之カ使用ヲ爲サシムルコト

一、法名、御守

直系尊屬、配偶者及直系卑屬ノ法名、神佛ノ守札ニシテ携帯ニ差支ナキ程度ノモノニ限り之ヲ許シ本人ニ交付シ其居房ニ保管セシムルコト

以上

河竹黙阿彌作

花街模様 薊色縫

(完)

安宅爾朗

◆ 說解概梗 ◆



名越無縁寺の庵室、西心は鼠の衣をつけ、頭巾を冠り、佛前へ灯を供し、念佛をとなへてゐる。

「あゝ、年々齡をとるにつけ、一年経つは夢のようだ。去年百本杭で殺された求女が、明日は祥月命日、何者の仕業やら今に於て殺し手も知れず、何んであのやうな孝行者が非業な最期を遂げたかといくら諦めても諦められなうだが、誓で散つたも定業か、この春は彼岸に當つた團子でも拵へてやらざばなるまい」と、過去の思出にふけり乍ら、珠數つまぐり回向してゐる。

そこへおさよは子を抱き清吉と共にあらはれる。流石ねいつた子のすがたをみては、清心は、親心をよびさまされる。

「可愛さうに、この小僧も悪い親を持つたので、生れた日から他人の手ばかり、たま／＼親の手へ歸りやあ、何處をあてと家もなく、夜々半までつれて歩かれ、嗚これが身でも難儀だらう」そらして「何でこんなに兒ばかりア、可愛いものだからねえ」

とほろり。

そうして流石清吉も、西心の前にたつては、穴にでも這りたいた嫌な心持にされる。西心は、しかし、これも自分の娘、さよのためだとむしろ恐懼しつつ、孫をみては可愛しくてたまらない。それと共に、親子夫婦孫までが、一つによつて一晩でも話をするのが、おたがひの仕合せだと思ふのは、老いの親心。

x

ところが、話のきつかけから、弟の佐之助、即ち求女が、清心が追放される旅の路用にと、金の無心を、西心がたのんだところどうかしましせうと言つて、出かけたきり、歸つて来ない。やがてそれが百本杭で無惨な死骸となつてあらはれた。明日は、その命日だと涙にむせび乍ら話すのをきいて、清吉の胸には、更に釘をうたれたやうな思ひがする。そこへ、西心は、思ひ出したやう卒塔婆を出して、清吉に、かいてくれとたのまれ、清心はやつと、いまでは鬼と名のつく自分だから追善供養にならないと、断つたが、おそろしい悪縁業縁に、真闇な世界へつきおとされたやうな思ひ。

むかうから侍の来るのをみて、おさよと清吉は、奥へかくれる。がこの侍といふのは、陸山繁之丞で、こゝに一日葬つた紋三の墓詣に來たのであつた。

紋三といふのは、下總結城の浪人で、かれの姉の婿であつた。ところが、或るいきさつからその父をうつて一度逐電したが、考へ直し、繁之丞に正當に敵に討たれんと覺悟をきめ、歸つてくると、家寶の「綠丸」といふ刀

も忘りやあしめえ、人の物を盗み乍ら長生きせうとは悪い了簡、天道様が許さぬと、穴掘めがぬかしたは、時にとつての辻占に、死なうと覺悟きめたからにや、おれを殺して敵をとり紋三様や弟へ首を手向けて父さんの、どうぞ恨みを晴らしてくりやれ」と刀を取り出し、おさよの前に出す。

「え、つまらねえことを言ひねえな、假令敵同志にしろ夫婦となりやあ二世三世、なんでお前が殺されよう」

おさよは、泣く子をあやかし乍ら、たつて殺せといふながら自分がさきに死なねばならぬ、自分にしても、知らずとは云ひ乍ら夫の兄と枕を共にした身である。たゞこの子が可愛さに死なずに居る。と抱子を清吉につきつける。清吉は、今更のやうに、子を不便に思ひはするが、

「子をもつて知る親心、どうも生きちやあゐられなから、その子をおれと思つて育て、くれ」

おさよは、それをきいてそんなら自分から死ぬからと子を突付けて、短刀をとる。清吉之をよめ

「い、加減馬鹿を云へ、おれに餓鬼が育てられるものか」

「それだと云つて男の子は、男につくがあたりめえ」云ひ争つてゐる間に子がしきりになくので、清吉が、いだいてあやかしてゐるうちに、おさよ短刀をぬく、清吉それをよめやうとして、やがて立廻つたはづみに、手がそれて肩からきりさげる。

「お前に死なれたら、後に残つてどのやうなみじめを見

が紛失してゐるので、疑がかゝり切腹してしまつた。その末期に、こんな汚名をかけられたのは残念だと、繁之丞に遺言して果てたので、敵とは云へ一度は、兄弟を契つたので、こつそりと、この墓に詣つたのである。

そこでその紋三は、西心の女房は、乳母で、求女が金の無心について五十兩をかりて來たのは、繁之丞の姉の家であつたことがわかる。

奇しき縁を心にひめ乍ら、西心と繁之丞とは、本堂の奥へいる。そのあとへ、鋤藏、大寺正兵衛の人相書をもつて來て、そのついでに、淨瑠璃「狐火」をやるからきゝに來てくれといつて歸つてゆく、西心もやがてまた、高枕でこんばんはゆつくり休めと云つて、淨瑠璃をきゝに出てゆく。

その間に、清吉は、求女の位牌をつくろひ、みつめ、思ひ餘つて、念佛をととへ、酒をぐいぐい飲んで、心を休めやうとするがおさまらない。とうとうお小夜に、それは、自分がころしたのだと、あの百本杭で死なうとしたときのことなうちあける更に、仔細をきけば我にかゝる八重垣紋三の刀をぬすんだのもこの自身、兄の悪事の露顯ももとをたゞせげ自分の強請から、と、流石よはいこゝろになつてゆく、おさよは、わざと氣を強くして、

「それも、これも知らぬ前、今更言つても仕方がねえ、そんな弱い心ぢやあ、この兒の末が見られないよ」となぐさめるが、清吉は、

「どうで悪事にちよまる命、これまで非道の働きにおれを恨んでゐる人は、今父さんの云ふ通り、寢てもさめて

ようも知れぬ身の上は、一度ならず二度までも親に苦勞をかけるのも不孝と知れど存らへてはどうで繩目に逢ひ歎きをかけねばならぬ故、いつそのことに親の家、こゝで死ぬのがまたしも孝行、お前はこゝから逃げのびてその子をどうぞそだて、おくれ、頼といふはこればかり」

だが、ふかい決心をきめて清心も

「後へ残した父さんによけいな苦勞をかけるより、一緒に殺して連れてゆくは」

と、子をつれて自分も死ぬ、ことを誓ふ。

「思へばいつぞや稲瀬川へ身を投げた時二人とも」

「死んだらこんな憂目も見めえ、なまじ命があつたばかり」

「横に車で世をわたり、この身につみし悪の数々」

「引くに引かれず今日明日と、廻る因果も丁度一年」

「非業に死んだ弟の」

「而も建夜に今こゝで」

「二人が死ぬる約束事も」

「思へばはかない」

「身の上ぢやなあ」

清吉は、「お、なくなつて」と言ひ乍らさすが、最期に臨み子へ愛慕の念やる方なく、

「お、深山なけ、深山なけこの世の泣き終ひだ」

このうちおさよに、欲するまゝ水をのます。

おさよは、つひに「小僧は何處に……あゝもう顔が見えない」と子の頭をさぐり乍ら、やがて、につたりわら

つてそのまゝ息を引きとる。
そこへ鈴ヶ森引廻しの淨瑠璃がきこへてくる。
清吉は、子をねかし、おさよの死骸を屏風でかくし思ひにふけり。

「人の來ぬ間に悪事の次第を、せめて一筆西心どのへ」と人相書をとつて、紙をへがし、筆で染めて釘にかけると、そうして子を抱き上げ、西も東も知らぬ小僧が、今頃にれい泣聲は、産神様が教へるか……と顔へ頬をあて頭を擦りなどして「今日が親子の一世の別れ、せめて最期の……」と別れをおしみ、殺したくないが生きながらへてゐたとて、鬼薊清吉といふ泥棒の子といはれ一生出世が出来ない體だ。と思ひきつて、短刀をつきあてやうとするが無心の子は笑ふ。それをみては、多くの人を殺した清心にしても殺す力はない。

終に子を殺して、自分の腹をきつたとき、大寺正兵衛（白蓮）と西心入り來りおどろく、清吉は、わびて子をたたくし、尙刀を陸山にかへしてくれとたのみ、そこへ白蓮の下男三次が槍をもつて來て、湯灌場かひに早桶をみとがめられたからばらしてしまつたが、一切は露顯して終つたことをつけに來た。

清吉は、一時も早く介錯してくれとたのみ、苦痛をこらへ乍ら畏んで、白蓮のさし出した刀に水をかけひるます生害をとげる。

そのおちついた態度に、をりふしかけつけて來た繁之丞も西心も、感心する。かくて、早桶にて再びふける白蓮を捕手はかこむ、ばげしい立廻りにて——幕

編輯餘録

□ 法學論叢六月號に京都大學の瀧川教授が十八世紀に至るまでの拘禁制度史を書いて居られる。わたくしは學者に顧みられなかつた行刑問題が學者によつて取扱はれるやうになつたことを喜ぶとともに瀧川教授に一言して置かねばならぬ。

□ 瀧川教授は行刑上の發達は過去に於ける行刑の欠陥に對する反動として遂げられたものとされて居るやうである。それも一つの理由にはちがひない。だがいくら過去がひどかつたにしてもフレデリック大王が出なかつたら、フォンアルニムが出なかつたらまたヴィラー十四世やジョンハワードが出なかつたら欠陥はいつまでもつゞいた筈である。
□ ジョンハワードの刑務所改良の端は欠點多きキングスベンチに發したものであつた。だがハワードの

改良そのものは阿姆斯特ダムやゲントの新しさに刺戟されたのであるし、ウイリアム・ベンの改良もまた阿姆斯特ダムの新しさに刺戟されたのである。

□ 行刑の改良はむしろ新しさに刺戟されることが多いやうである。わたくしはその意味に於て教授が過去のぼろ監獄の中に今日の新しさの動機をさがし出さうとされるより新しさを追つていつたその歴史をのべられたらもつと有意義ではなかつたかと思ふ。

それはとにかくとして、とにかく行刑問題が廣くあつかわれるやうになつたことを喜ばねばならぬことは勿論である。

□ いよいよ新なる氣分で所長會同が開かれるさうである。行刑問題は更に之より社會的にとりあつかはるべく所長たちもまた腕によりをかけられることであらう。

*** **

清心は、善人か悪人か、云ふ迄もなくかれは、惡の權化だと云へやう。だが、彼のこゝろのなかには、美しい人間の魂がつれに光つてゐる。しかもかれは、惡へ惡へと引きづられてゆく。否「の惡のために、——而てその初め極めて單純なことが動火線となつてかれに、善心がばたらけばはたらくほど、強く惡へと導いてゆくものがあるのである。

この作が、そこを誇張してゐるだけ、その點を注意すると、吾々に大きな事實とびつしりあふところの或るものを教へずに居らない。嗚呼人生——それは導くも導かれるも餘りに奇しき縁にみちすぎてゐる、
——(完)——



料 告 廣	表 價	
	冊(稅共)	金 二 十 五 錢
五號活字半段 一行	六 冊(稅共)	金 一 圓 五 十 錢
一 等 一 頁	十二冊(稅共)	金 三 圓
二 等 一 頁		
三 等 一 頁		
普 通 一 頁		
	金	三 圓
	金	四 圓
	金	五 圓
	金	十 圓
	金	十 圓
	金	十 圓
	金	十 圓

註 文 規 定
● 御註文は總て前金のこと
● 御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
● 御註文の際は必ず送附先明記のこと従つて轉居の際は新舊住所を御届下されし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和四年六月二十日印刷納本
昭和四年七月一日發行
發行所 東京市麴町區西日比谷町一番地
編輯人 住 江 敬 義
印刷所 東京府豊多摩郡野方町新井三三六番地
印刷所 東京府豊多摩郡野方町新井三三六番地
印刷所 東京市麴町區西日比谷町壹番地
電話 銀座 二三四四、三八二五番

Volume XLII

Number 7

THE KEISEI

The Journal of the Japanese Prison Association

July 1, 1929

PRINCIPAL CONTENTS

Not Retribution, but Reclamation	(Editorial)
Penology to-day (Continued)	A. Masaki
The fundamental Problems of Re-education of Prisoners	K. Sumie
A Crisis in German Juvenile Correctional Treatment	K. Kimura
Schools for Adults in Prisons (Continued)	A. C Hill

Current Issues	
Overseas News	
Prison Statistics	

Published

By

"KEIMU KYOKWAI"

(The Japanese Prison Association)

Near Department of Justice, Nishi Hibiya-machi Koimachi
Tokyo, Japan.